枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表 ○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和49年7月8日農林省告示第600号)

(傍線部分は改正部分)

改正後

日本農林規格

<u>JAS</u>

0600-1: 20XX

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材一第1部:一般要求事項

Structural Lumber and FingerJointed Structural Lumber for Wood Frame Construction — Part 1:

General Requirements

<u>1</u> 適用範囲

この規格は<u></u>, 枠組壁工法建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材面に調整を施した針葉樹の<u>木</u> <u>材(以下"</u>枠組壁工法構造用製材"という。)及びこれをフィンガージョイントによって長さ方向に接着した<u>木材</u>(乾燥材に限る。以下<u>"</u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材"という。)に適用する。

2 引用規格

<u>次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求</u> 事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS K 1570 木材保存剤

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

甲種枠組材

<u>枠組壁工法構造用製材のうち</u>, 目視によって品質を区分したもので, 主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの。ただし, **MSR 枠組材(3.3)**を除く。

3.2

乙種枠組材

枠組壁工法構造用製材のうち、目視によって品質を区分したもので、甲種枠組材(3.1)以外のもの。 ただし、MSR 枠組材(3.3) を除く。

3.3

MSR 枠組材

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格

(適用の範囲)

第1条 この規格は、枠組壁工法建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材面に調整を施した針葉 樹の一般材(以下「枠組壁工法構造用製材」という。)及びこれをフィンガージョイントによって 長さ方向に接着した一般材(乾燥材に限る。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材」という。)に適用する。

(新設)

(定義)

第2条 この規格<u>において、次の表の左欄に掲げる</u>用語<u>の</u>定義は<u>、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする</u>。

	<u>用</u>		語		定 義
<u>甲</u>	種	枠	組	材	<u>枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、主</u> として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの(MSR枠組材 <u>を除く。)をいう。</u>
<u>Z</u>	種	枠	組	材	<u>枠組壁工法構造用製材のうち、目視により品質を区分したもので、甲</u> 種枠組材以外のもの(MSR枠組材を除く。)をいう。
M	S	R 枠	出 組	材	<u>枠組壁工法構造用製材のうち、等級区分機により測定された曲げヤン</u> グ係数が基準に適合し、かつ、曲げヤング係数に対応した曲げ強さ又

枠組壁工法構造用製材のうち, MSR 区分(3.10)によって品質を区分したもの。

3.4

たて枠用たて継ぎ材

<u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち</u>,目視によって品質を区分したもので、枠組壁工法建築物のたて枠に使用するもの。ただし、**MSR 枠組材(3.3)**を除く。

3.5

甲種たて継ぎ材

<u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち</u>,目視によって品質を区分したもので,主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの。ただし,**MSR 枠組材**(3.3)を除く。

3.6

乙種たて継ぎ材

<u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち</u>, 目視によって品質を区分したもので, **たて枠用たて継ぎ材** (3.4) 及び甲種たて継ぎ材 (3.5) 以外のもの。ただし, MSR 枠組材 (3.3) を除く。

3.7

MSR たて継ぎ材

枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち, MSR 枠組材(3.3)をたて継ぎしたもの。

<u>3.8</u>

未乾燥材

含水率が19%を超えるもの。

3.9

乾燥材

含水率が19%以下のもの。

3.10

MSR 区分

等級区分機(3.11)によって測定された曲げヤング係数が基準に適合し、かつ、曲げヤング係数に対応した曲げ強さ又は引張り強さが基準に適合していることを定期的に確認することを前提に、等級区分機(3.11)を用いて長さ方向に移動させながら連続して曲げヤング係数を測定して品質を区分すること。

3.11

等級区分機

MSR 枠組材 (3.3) の曲げヤング係数を連続的に測定するために用いる装置。

3.12

材縁部

<u>幅方向のりょう線からの距離が、各寸法型式又は各等級における材縁部の節の数値の 1/6 以下の部</u>分。

	は引張り強さが基準に適合していることを定期的に確認することを前 提に、等級区分機を用いて長さ方向に移動させながら連続して曲げヤ ング係数を測定して品質を区分(以下「MSR区分」という。)したも のをいう。
たて枠用たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、枠組壁工法建築物のたて枠に使用するもの(MSRたて継ぎ材を除く。)をいう。
甲種たて継ぎ材	<u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの(MSRたて継ぎ材を除く。)をいう。</u>
乙種たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、目視により品質を区分したもので、たて枠用たて継ぎ材及び甲種たて継ぎ材以外のもの(MSRたて継ぎ材を除く。)をいう。
MSRたて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、MSR枠組材をたて継ぎしたものをいう。
未 乾 燥 材	含水率が19%を超えるものをいう。
乾 燥 材	含水率が19%以下のものをいう。
(新設)	
等級区分機	MSR枠組材の曲げヤング係数を連続的に測定するために用いる装置 をいう。
(新設)	

<u>3.13</u>

不健全な節

腐れ節(3.14), 抜け節(3.15), 入り皮を伴う節(3.16), 割れを伴う節(3.17)及びそれらと同程度のものと判断される節。

3.14

腐れ節

腐れを伴っている節。ただし、初期の腐れりを含む以外は、堅い断面を有する節を除く。

注¹⁾ 変色等によって腐れの状態となっているが、周囲の材の堅さと同じ程度のものをいう。

<u>3.15</u>

抜け節

<u>節の一部又は全部が抜け落ちて穴状になった節及び抜けるおそれがある節²)。ただし</u>, <u>節が抜け落</u>ちて相対面又は隣接面まで貫通しているものは、その部分は穴として判定する。

注²) 圧力を加えると動くような状態の節をいう。

3.16

入り皮を伴う節

<u>節に伴う入り皮が節の両面とも節の外周全部を取り囲んでいる節であって、手で力を加えると動く</u>ような状態にあり、抜けるおそれがあるもの。

3.17

割れを伴う節

節が相対面に貫通し、節の中の割れが節の両面とも節の全体に及んでおり、これが節の片面から他の片面にかけて連続した状態で明らかに貫通している節。ただし、割れが両面とも節の範囲を超えていれば貫通した割れとみなし、片面のみ節の範囲を超えていればその材面の割れをその他の割れとみなす。

3.18

程度の軽い腐れ

腐れ部分が柔らかくなっていないもの。

3.19

程度の重い腐れ

腐れ部分が柔らかくなっているもの。

3.20

保存処理

木材に防虫性能又は防腐性能及び防蟻性能を付与すること。

3.21

心材の耐久性区分

心材の耐久性によって樹種を区分すること。

4 品質

4.1 寸法型式及び規定寸法

(新設)	
(新設)	
(15) (4.5)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
VPT B-47	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(寸法型式及び規定寸法)

寸法型式及び規定寸法は,表1のとおりとする。

表1-寸法型式及び規定寸法

単位 mm

				単 <u>ル mm</u>
		規定	寸法	
寸法型式	未乾	燥材	乾燥	具材 ^{a)}
	厚さ	<u>幅</u>	厚さ	<u>幅</u>
<u>104</u>	<u>20</u>	<u>90</u>	<u>19</u>	<u>89</u>
<u>106</u>	<u>20</u>	<u>143</u>	<u>19</u>	<u>140</u>
<u>203</u>	<u>40</u>	<u>65</u>	<u>38</u>	<u>64</u>
<u>204</u>	<u>40</u>	<u>90</u>	<u>38</u>	<u>89</u>
<u>205</u>	<u>40</u>	<u>117</u>	<u>38</u>	<u>114</u>
<u>206</u>	<u>40</u>	<u>143</u>	<u>38</u>	<u>140</u>
<u>208</u>	<u>40</u>	<u>190</u>	<u>38</u>	<u>184</u>
<u>210</u>	<u>40</u>	<u>241</u>	<u>38</u>	<u>235</u>
<u>212</u>	<u>40</u>	<u>292</u>	<u>38</u>	<u>286</u>
<u>304</u>	<u>65</u>	<u>90</u>	<u>64</u>	<u>89</u>
<u>306</u>	<u>65</u>	<u>143</u>	<u>64</u>	<u>140</u>
<u>404</u>	<u>90</u>	<u>90</u>	<u>89</u>	<u>89</u>
<u>405</u>	<u>90</u>	<u>117</u>	<u>89</u>	<u>114</u>
<u>406</u>	<u>90</u>	<u>143</u>	<u>89</u>	<u>140</u>
<u>408</u>	<u>90</u>	<u>190</u>	<u>89</u>	184

注a)寸法型式 204 を 2 枚合わせにした寸法の "204W"も乾燥材に含むものとする。その場合の規定寸法は、"厚さ 76 mm、幅 89 mm"とする。

4.2 甲種枠組材の規格

甲種枠組材は、次の基準に適合しなければならない。

4.2.1 寸法型式

寸法型式が, 104, 106, 203, 204, 205, 206, 208, 210, 212, 304, 306, 404, 405, 406, 408 又は 204W でなければならない。

4.2.2 寸法

第3条 この規格における枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の寸法型式は、表 1の左欄に掲げるとおりとし、その規定寸法はそれぞれ同表の右欄(枠組壁工法構造用たて継ぎ材 にあっては、乾燥材の規定寸法の欄)に掲げるとおりとする。

表1 寸法型式及び規定寸法

(単位 mm)

寸法型式	未乾燥材の	規定寸法	乾燥材の規	見定寸法
	<u>厚さ</u>	<u>幅</u>	厚さ	<u>幅</u>
104	20	9 0	<u>19</u>	8 9
106	<u>20</u>	143	<u>19</u>	140
203	40	<u>6 5</u>	<u>3 8</u>	<u>6 4</u>
204	40	90	<u>3 8</u>	<u>8 9</u>
205	40	<u>117</u>	<u>3 8</u>	<u>114</u>
206	40	143	<u>3 8</u>	140
208	40	190	<u>3 8</u>	184
<u>210</u>	<u>4 0</u>	<u>2 4 1</u>	<u>3 8</u>	<u>235</u>
212	40	292	<u>3 8</u>	<u>286</u>
304	<u>6 5</u>	8 9	<u>6 4</u>	<u>8 9</u>
<u>3 0 6</u>	<u>6 5</u>	143	<u>6 4</u>	140
404	90	90	<u>8 9</u>	<u>8 9</u>
(新設)			·	
406	90	143	<u>8 9</u>	140
408	9 0	190	<u>89</u>	184

(甲種枠組材の規格)

第4条 甲種枠組材の規格は、次のとおりとする

先	4 禾	・ 中性作組材の規格	れ、外のこねり	<u>/とりる。</u>		
		区分		基		
			特 級	1 級	2 級	3 級
Ī	밆					
	質					

表示された寸法と **JAS 0600-2** の **5.1 寸法の測定試験**の結果の差が**表 2** に掲げる数値以下でなければならない。

表 2 一寸法の許容差

単位 mm

区分	表示された寸法と測定した寸法の差
厚さ及び幅	±1.5
長さ	<u>+制限なし</u> <u>-0</u>

4.2.3 含水率(乾燥材に限る。)

<u>JAS 0600-2 の 5.2 含水率試験</u>の結果,同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が 19 %以下でなければならない。ただし,"D15"と表示するものにあっては,試験片の含水率の平均値が 15 %以下でなければならない。

4.2.4 材面の品質

材面の品質は、表3のとおりとする。

表3-材面の品質の基準

<u>区分</u>			<u>等級</u>							
		特級	<u>1 級</u>	<u>2 級</u>	3級					
節又は穴	<u>a)</u>	節の径が 附属書	B表 B.1 の節に掲げる数値以下でなければならない。							
	<u>b)</u>	材面において,	長さ 15 cm の範囲内に	こある節又は穴の径σ	合計が, 附属書 B					
		表 B.1 の節に掲げる数値の 2 倍以下でなければならない。ただし,節又は穴								
		の全てが中央部	に存する場合にあって	ては、同表の節の中央	部に掲げる数値の2					
		倍以下, 節又は	穴の全て又は一部が村	オ縁部に存する場合に	あっては、同表の					
		節の材縁部に掲	げる数値の2倍以下	でなければならない。	_					
	<u>c)</u>	材面において,	特級にあっては長さ	120 cm, 1級にあって	は長さ90 cm, 2級					
		にあっては長さ	60 cm, 3級にあって	は長さ30 cm の範囲	内にある穴の径の合					
		計が, 附属書 B	表 B.1 の各区分の穴	こ掲げる数値以下でな	cければならない。					
		_			_					
腐れ	ない	ハこと。	同左	程度の重い腐れが	程度の重い腐れの					
				なく、かつ、程度	面積が 10 %以下で					
				の軽い腐れの面積	あり、かつ、程度					
				が当該腐れの存す	の軽い腐れの面積					
				る材面の面積の 10	が当該腐れの存す					
				%以下でなければ	る材面の面積の30					
				ならない。	%以下でなければ					
					ならない。					

含水率(乾燥材に			同一試料から採取	した試験片の含
<u>限る。)</u>		<u>%以下であること。</u>	_	
節又は穴	<u>1</u> 節の径が別表 <u>と。</u>	第1の(1)の各区分	の節に掲げる数値」	<u>以下であるこ</u>
		、長さ15cmの範囲P	内にある節又は穴の	径の合計が別
			数値の2倍以下で	
			<u>する場合にあっては</u> 下、節又は穴の全て	
	部に存する場合	にあっては同表の名	各区分の節の材縁部	に掲げる数値の
	2倍以下である		E * 100 1 VID * 5	とこては巨との
			<u>長さ120cm、1級にる</u> 扱にあっては長さ30	
	る穴の径の合計		各区分の穴に掲げる	_
1-	<u>ること。</u>		和皮。金、皮、	to de a stant de
<u>腐 れ</u>	<u>ないこと。</u>	<u>同左</u>	程度の重い腐れ (腐れ部分が軟	程度の重い腐 れの面積が10
			らかくなってい	<u>%</u>
			るものをいう。	以下であり、
			<u>以下同じ。)がな</u> く、かつ、程度	<u>かつ、程度の</u> 軽い腐れの面
			の軽い腐れ(腐	積が当該腐れ
			れ部分が軟らか	の存する材面

									<u>くなっていない</u> <u>ものをいう。以</u> 下同じ。) の面積 <u>が当該腐れの存</u> <u>する材面の面積</u> <u>の10%以下であ</u> <u>ること。</u>	<u>の面積の30%</u> <u>以下であるこ</u> <u>と。</u>
変色	a) 堅固な心材部 以外の心材部 にないこと。 b) 堅固な心材部 にある変色し ている部分の 面積が材面の 面積の 10 %以 下でなければ ならない。	堅固な心材部以外 の心材部にないこ と。	同左	_	変	<u>色</u>	1 堅固な心材 部以外の心材 部にないこと。 2 堅固な心材 部にある変色 している部分 の面積が材面 の面積の10% 以下であるこ と。	堅固な心材部以 外の心材部にな いこと。	同左	_
丸身	厚丸身及び幅丸身が 1/4 以下でなければならない。ただし、1 荷口のうち、材の長さの 1/4 以下において、厚丸身が 1/2 以下及び幅丸身が 1/3 以下であるものが含まれる場合には、当該荷口の 5 %以下でなければならない。	<u>同左</u>	厚丸身及び幅丸身が 1/3 以下であること。ただし、1 荷口のうち、材の長さの 1/4 以下において、厚丸身が 2/3 以下及び幅丸身が 1/2 以下であるものが含まれる場合には、当該荷口の 5 %以下でなければならない。	厚丸身及び幅丸身が 1/2 以下であること。ただし、1 荷口のうち、材の長さの 1/4 以下において、厚丸身が 7/8 以下及び幅丸身が 3/4 以下であるものが含まれる場合には、当該荷口の 5 %以下でなければならない。	丸	身	厚丸身及び幅丸身が1/4以下であること。ただし、1荷口のうち、材の長さの1/4以下において、厚丸身が1/2以下及び幅丸身が1/3以下であるものが含まれるものが含まれるものち%以下であること。	同左	厚丸身及び幅丸身が1/3以下であること。ただし、1荷口のうち、材の長下において、厚丸身が2/3以下及び幅丸身が1/2以下であるもめったは、当該荷口の5%以下であること。 が2/3以下及び幅丸身が1/2以下であるも場合には、当該荷口の5%以下であると。	厚丸身及び幅 丸身が1/2 以下であること。 と。ただのうち、 村の長さの1 /4以下において月丸りでは、 が7/幅以下であるよりができまれる当該荷口の5%以下であること。
割 貫 木口 丸 通 面に 割 おけ 丸 るも の	長さが当該材の幅 以下でなければな らない。この場合 において、割れの 深さが当該材の厚	同左	長さが当該材の幅 の1.5 倍以下でなければならない。 この場合におい て、割れの深さが	長さが当該材の幅 の2倍以下でなけ ればならない。		<u>ドロ面に</u> おけるも D	長さが当該材の 幅以下であるこ と。この場合に おいて、割れの 深さが当該材の	同左	長さが当該材の 幅の1.5倍以 下であること。 この場合におい て、割れの深さ	長さが当該材 の幅の2倍以 下であること。

	本旦面以外の	さの 1/2 (乾燥材 にあっては、3/4) を超えるものは、 貫通割れとみな す。	同左	当該材の厚さの 1/2 (乾燥材にあっては、3/4) を超えるものは、貫通割れとみなす。 長さの合計が60cm以下でなければならない。	長さの合計が当該 材の長さの 1/3 以 下でなければなら		<u>木口面以</u> <u>外の材面</u> における	厚さの1/2(乾燥材にあっては、 3/4)を超えるものは、貫通割れとみなす。	<u>同左</u>	が当該材の厚さ の1/2 (乾燥 材にあっては、 3/4)を超え るものは、貫通 割れとみなす。 長さの合計が60c m以下であるこ と。	長さの合計が 当該材の長さ の1/3以下
	材面 にお ける もの その他の 割れ	長さの合計が 60 cm (乾燥材にあっ ては, 90 cm) 以	<u>同左</u>	長さの合計が 90 cm (乾燥材にあっ ては, 135 cm) 以	<u>ない。</u> <u>-</u>	<u>-</u>	<u>もの</u> の他の割れ	長さの合計が60c m (乾燥材にあっ ては、90cm) 以	同左	長さの合計が90c m (乾燥材にあっ ては、135cm) 以	であること。 <u></u>
加工	<u>逆目ぼれ</u>	下でなければなら ない。 深さが 3.0 mm を	同左	下又は当該材の長 さの 1/4 (乾燥材 にあっては、3/8) 以下でなければな らない。 深さが 3.0 mm を	同左		目ぼれ	下であること。 深さが3.0m	<u>同左</u>	下又は当該材の 長さの1/4(乾 燥材にあっては、 3/8)以下で あること。 深さが3.0 m	同左
加工上の欠点		超え 4.0 mm 以下 の部分の面積が 100 cm² 以下であ り、かつ、深さが 3.0 mm 以下の部分 の面積が各材面の 面積の 20 %以下で なければならな		超える部分の面積 <u>が、各材面の面積</u> <u>の30%以下でなけ</u> ればならない。		 上の欠点		mを超え4.0 mm以下の部分 の面積が100 cm²以下であ り、かつ、深さ が3.0mm以 下の部分の面積 が各材面の面積		mを超える部分 の面積が、各材 面の面積の30 %以下であるこ と。	
	<u>毛羽立ち</u>	<u>N。</u> 高さが 3.0 mm を 超える部分の面積 が 100 cm² 以下で あり、かつ、高さ が 3.0 mm 以下の 部分の面積が各材	同左	高さが 3.0 mm を 超える部分の面積 が,各材面の面積 の 30 %以下でなけ ればならない。	<u>同左</u>	丰	羽立ち	の20%以下であること。 あること。 高さが3.0mmを超える部分の面積が100cm²以下であり、かつ、高さが3.0mm以	<u>同左</u>	高さが3.0m mを超える部分 の面積が、各材 面の面積の30 %以下であるこ と。	同左

	面の面積の 20 %以 下でなければなら ない。			
目違い	高さが 1.5 mm を 超える部分の面積 が 100 cm² 以下で あり、かつ、高さ が 1.5 mm 以下の 部分の面積が各材 面の面積の 20 %以 下でなければなら ない。	同左	高さが 1.5 mm を 超える部分の面積 が,各材面の面積 の 30 %以下である こと。	<u>同左</u>
目離れ	長さが 30 mm 以下であって、材の長さ1 m (端数がある場合には、これを切り上げる。) につき2個以下でなければならない。	同左	長さが30 mmを超 えるもので利用上 支障のないもの が、材の長さ1 m (端数がある場合 には、これを切り 上げる。) につき3 個以下でなければ ならない。	同左
はな落ち	深さが 1.5 mm 以 下でなければなら ない。	同左	深さが 3.0 mm 以 下でなければなら ない。	同左
ロール跡 及びかん な焼け	幅が 1.5 mm 以下 でなければならな い。	同左	利用上支障のない こと。	同左
<u>チップマ</u> <u>ーク</u>	深さが 3.0 mm 以 下でなければなら ない。	同左	利用上支障のない こと。	同左
<u>ナイフマ</u> <u>ーク</u>	幅が 4.4 mm 以下 でなければならな い。	同左	利用上支障のない こと。	<u>同左</u>
削り残し	深さが 3.0 mm を 超え 4.0 mm 以下 の部分の面積が	同左	各材面の面積の 40 %以下であって, 深さが 3.0 mm を	同左

	下の部分の面積			
	が各材面の面積			
	の20%以下で			
	<u>あること。</u>			
且 違 い	<u>高さが1.5m</u>	同左	<u>高さが1.5m</u>	同左
	mを超える部分		mを超える部分	
	の面積が100		の面積が、各材	
	<u>c m ²以下であ</u>		面の面積の30	
	り、かつ、高さ		<u>%以下であるこ</u>	
	<u> が1.5mm以</u>		<u> と。</u>	
	下の部分の面積			
	が各材面の面積			
	<u>の20%以下で</u>			
	あること。			
国 離 れ		同左	<u>長さが30mm</u>	同左
	であって、材の		を超えるもので	
	<u>長さ1m (端数</u>		利用上支障のな	
	がある場合には、		いものが、材の	
	これを切り上げ		<u>長さ1m(端数</u> がある場合には、	
	<u>る。)につき2個</u> 以下であること。		これを切り上げ	
	<u>以下</u> にめること。		る。) につき3個	
			以下であること。	
はな落ち	深さが1.5m	同左	深さが3.0m	同左
19: 0: 14	m以下であるこ		m以下であるこ	
	と。		と。	
ロール跡及び	幅が1.5mm	同左	利用上支障のな	同左
かんな焼け	以下であること。		いこと。	
チップマーク	<u>深さが3.0m</u>	同左	利用上支障のな	<u>同左</u>
	<u>m以下であるこ</u>		いこと。	
	<u>Ł.</u>			
ナイフマーク	<u>幅が4.4mm</u>	<u>同左</u>	利用上支障のな	<u>同左</u>
	以下であること。		いこと。	
Mr. L. Sala	\m_ (\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \		511-a	
削り残し		同左	各材面の面積の4	<u>同左</u>
	<u>え4.0mm以下の部</u>		0%以下であっ	
	<u>分の面積が100 c</u>		<u>て、深さが3.0mm</u>	

		100 cm ² 下であり,		超える部分の面積	
		かつ, 深さが 3.0		が、各材面の面積	
		mm 以下の部分の		の 30 %以下でなけ	
		面積が各材面の面		ればならない。	
		積の30%以下でな			
		ければならない。			
	その他の	顕著でないこと。	同左	利用上支障のない	同左
	加工上の			こと。	
	欠点				
曲が	<u> </u>	0.2 %以下でなけれ	同左	0.5 %以下でなけれ	同左
		ばならない。		ばならない。	
反り	又はねじ	矢高が, 附属書 C C	.1 及び C.2 に掲げる	数値以下でなければな	:6ない <u>。</u>
<u>n</u>					
平均	年輪幅	<u>6.0 mm 以下でなけ</u>	<u>同左</u>	同左	_
_(附	属書 D 表	ればならない。			
<u>D.1</u> (の樹種群				
の略	号が"				
Hem	-Fir", "				
S-P-I	F 又は				
Spru	ce-Pine-Fir				
" "	SYP", "JS				
Ⅱ"	及び"JS				
<u>Ш</u> "	に該当す				
る樹	種を除				
< 。)					
髄	寸法型式	髄の中心から半径	<u>同左</u>	同左	厚さに係る材面に
<u>心</u>	が, 104,	<u>50 mm 以内の年輪</u>			おける髄の長さが
部	106, 203,	界がないこと。			材の長さの 1/4 以
<u>又</u>	204, 205,				下でなければなら
<u>は</u> 2	206, 208,				ない。
髄:	304, 306,				
<u>(</u>	404, 405,				
<u>ラ</u>	406 及び				
	408 並び				
	に 204W				
	のもの				
	寸法型式	幅に係る材面にお	同左	同左	厚さに係る材面に
	が, 210	ける材縁から材幅			おける髄の長さが
–		· — — —	•	•	· ——- '''

その他の加工 上の欠点	m²以下であり、 かつ、深さが3.0 mm以下の部分の 面積が各材面の 面積の30%以下 であること。 顕著でないこと。	<u>同左</u>	を超える部分の 面積が、各材面 の面積の30%以下であること。 利用上支障のないこと。	同左
<u>曲 が り</u>	0.2%以下である こと。	同左	0.5%以下である こと。	同左
反り又はねじれ	矢高が別表第2の	(1)から(7)までに封	曷ける数値以下であ	·ること。
平均年輪幅(別表 第3の樹種群の略 号が「Hem-Fir」、 「S-P-F又は Spruce-Pine-Fi r」、「SYP」、「J SII」及び「JS III」に該当する樹 種を除く。)	<u>6.0mm以下である</u> <u>こと。</u>	同左	同左	_
髄 寸法型式が、 心 104、10 部 6、203、 又 204、20 は 5、206、 値 208、30 (4、306、 ラ 404、40 ジ 6及び408 ア のもの タ	髄の中心から半 <u>径50mm以内の年</u> <u>輪</u> 界がないこと。	<u>同左</u>	<u>同左</u>	厚さに係る材 面における髄 の長さが材の 長さの1/4 以下であるこ と。
パ寸法型式が、イ210及び2	幅に係る材面に おける材縁から	同左	同左	<u>厚さに係る材</u> <u>面における髄</u>

<u>ン</u> <u>及</u> ひ	× 212	の 1/3 の距離まで			材の長さの 1/4 以
<u>に</u> のも	<u>の</u> の	の部分において髄			<u>下でなければなら</u>
<u>限</u>		の中心から半径 50			ない。
<u>る</u>		mm 以内の年輪界			
<u>o</u>		がないこと。			
<u>)</u>					
繊維走向	可の傾	1:12.5 以下でなけ	1:10 以下でなけれ	1:8.3 以下でなけれ	1:4 以下でなけれ
斜比		ればならない。	<u>ばならない。</u>	ばならない。	<u>ばならない。</u>
その他の)欠点	軽微でなければな	同左	顕著でないこと。	利用上支障のない
		らない。			<u>こと。</u>

4.2.5 インサイジング

インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は、甲種枠組材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下がおおむね1割を超えない範囲内とする。

4.2.6 保存処理

保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあっては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

4.2.6.1 木材保存剤の種類

表 4 に規定する木材保存剤によって保存処理が行われてなければならない。

表 4 - 木材保存剤の種類

	<u>種類</u>	<u>薬剤名</u>	記号
<u>a)</u>	第四級アンモニウム化合物系	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	AAC-1
<u>b)</u>	銅・第四級アンモニウム化合物系	1) 銅・N-アルキルベンジルジメチルアンモニ	ACQ-1
		ウムクロリド剤	
		2) 銅・ジデシルジメチルアンモニウムクロリ	ACQ-2
		<u>ド剤</u>	
<u>c)</u>	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール剤	<u>CUAZ</u>
<u>d)</u>	ほう素・第四級アンモニウム化合	ほう素・ジデシルジメチルアンモニウムクロリ	BAAC
	物系	ド剤	
<u>e)</u>	第四級アンモニウム・非エステルピ	<i>N, N-</i> ジデシル- <i>N-</i> メチル-ポリオキシエチル-ア	SAAC
	レスロイド系化合物	ンモニウムプロピオネート・シラフルオフェン	
		<u>剤</u>	
<u>f)</u>	アゾール・第四級アンモニウム・ネ	テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウ	<u>AZNA</u>
	オニコチノイド化合物系	ムクロリド・イミダクロプリド剤	
<u>g)</u>	脂肪酸金属塩系	<u>1)</u> ナフテン酸銅乳剤	NCU-E
		2) ナフテン酸亜鉛乳剤	NZN-E
		3) 第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤	VZN-E
<u>h)</u>	ナフテン酸金属塩系	<u>1)</u> ナフテン酸銅油剤	NCU-O

<u>ン 12のもの</u>	材幅の1/3の			の長さが材の
<u>12</u>	距離までの部分			長さの1/4
<u>限</u>	において髄の中			以下であるこ
<u>る</u>	心から半径50mm			<u>と。</u>
<u>。</u>	以内の年輪界が			
<u>)</u>	<u>ないこと。</u>			
繊維走向の傾斜	<u>80mm以下である</u>	<u>100mm以下である</u>	<u>120mm以下である</u>	<u>250mm以下であ</u>
		<u>こと。</u>	<u>こと。</u>	<u>ること。</u>
その他の欠点	軽微であること。	同左	顕著でないこと。	利用上支障の
				<u>ないこと。</u>
<u>インサイジング</u>	インサイジングはク			
	強さ及び曲げヤンク	グ係数の低トがおね	3むね1割を超えな	い範囲内とす
	<u>る。</u>	ニのまこがしてよっ	710114 714	ない。 ないませいばっ 甘
保存処理(保存処理ななりならずま	保存処理を施した		5 ものにあっては、	<u> 伙に掲りる基</u>
理を施した旨が表	準に適合しているこ		の発掘のこと 小計	71.6.11.4.5
示されているもの	1 アからサまで			-
<u>に限る。)</u>	に定める薬剤(アからコまでに定める薬剤にあっては、日本工業規格			
	K 1570 (2013) に規定するもの) により保存処理が行われているこ			
	と。 ア 第四級アンエーウムル会物玄			
	<u>ア</u> 第四級アンモニウム化合物系 ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤(AAC-1)			C=1)
	· ·		テルピレスロイド化	
			· - ポリオキシエチ	
	ムプロピオネー	ート・シラフルオフ	フェン剤(SAAC)
	<u>ウ</u> ほう素・第2	四級アンモニウム(<u>比合物系</u>	
	ほう素・ジラ	デシルジメチルアン	/モニウムクロリド	剤 (BAAC)
	<u>エ</u> 銅・第四級フ	アンモニウム化合物	<u>物系</u>	
		レキルベンジルジメ	(チルアンモニウム	<u>クロリド剤(A</u>
	CQ-1)			
			- ウムクロリド剤((ACQ-2)
	<u>オ</u> 銅・アゾール化合物系			
	銅・シプロコナゾール剤(CUAZ)			
		ネオニコチノイド(,
			ュプリド剤(AZN ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			ム・ネオニコチノイ	
			(チルアンモニウム	<u> クロリト・イミ</u>
	ダクロノリ 下角	钊(AZNA)		

		2) <u>ナフテン酸亜鉛油剤</u>	NZN-O
<u>i)</u>	アゾール・ネオニコチノイド化合物	シプロコナゾール・イミダクロプリド剤	<u>AZN</u>
	<u>系</u>		
<u>i)</u>	クレオソート油	クレオソート油剤	<u>A</u>
<u>k)</u>	ほう素化合物系	ほう砂・ほう酸混合物又は八ほう酸ナトリウム	<u>B</u>
		製剤	
注:	記 a)~i)に定める薬剤にあっては J	IS K 1570 に規定するものとする。	

4.2.6.2 浸潤度

JAS 0600-2 の 5.8 浸潤度試験の結果, 辺材部分及び心材部分の浸潤度³⁾が, 表 5 の左欄に掲げる性 能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ, それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していなければな らない。

<u>注³</u> 試験片の切断面が辺材部分のみからなる場合にあっては、当該辺材部分の浸潤度とし、心材 部分のみからなる場合にあっては、当該心材部分の浸潤度とする。

表 5 - 浸潤度の基準

<u>性</u>	樹種区分	基準
<u>能</u>		
<u>区</u>		
<u>分</u>		
<u>K1</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 %以上
<u>K2</u>	心材の耐久性区分 D _i a)の樹	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10 mm
	<u>種</u>	までの心材部分の浸潤度が 20 %以上
	心材の耐久性区分 D2bの樹	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mm
	<u>種</u>	までの心材部分の浸潤度が 80 %以上
<u>K3</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10 mm
		までの心材部分の浸潤度が 80 %以上
<u>K4</u>	心材の耐久性区分 D _i a)の樹	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、材面から深さ10mm
	<u>種</u>	までの心材部分の浸潤度が80%以上

ク 脂肪酸金属塩系

ナフテン酸銅乳剤 (NCU-E)

ナフテン酸亜鉛乳剤 (NZN-E)

第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤(VZN-E)

ケ ナフテン酸金属塩系

ナフテン酸銅油剤 (NCU-O)

ナフテン酸亜鉛油剤 (NZN-O)

<u>コ</u> クレオソート油

クレオソート油剤(A)

サ ほう素化合物系

ほう砂・ほう酸混合物又は八ほう酸ナトリウム製剤(B)

2 別記の3の(2)の浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度 (試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみからなる場合にあっては、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度)が、表2の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。

表 2 浸潤度の基準

<u>性</u>	樹種区分	<u>基 準</u>
<u>能</u>		
区		
<u>分</u>		
<u>分</u> <u>K</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が90%以上
1		
<u>K</u>	心材の耐久性区	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、
2	分Dıの樹種	材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤
		度が20%以上
	心材の耐久性区	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、
	分D2の樹種	材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤
		度が80%以上
<u>K</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、
3		材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤
		度が80%以上
<u>K</u>	心材の耐久性区	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、
4	分Dıの樹種	材面から深さ10mmまでの心材部分の浸潤
•	•	•

	<u>心材の耐久性区分 D₂吻の樹</u>	辺材部分の浸潤度が80%以上で,かつ,材面から深さ15 mm(厚
	<u>種</u>	さが 90 mm を超える枠組壁工法構造用製材にあっては, 20 mm)
		までの心材部分の浸潤度が80%以上
<u>K5</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で,かつ,材面から深さ15 mm(厚
		さが 90 mm を超える枠組壁工法構造用製材にあっては, 20 mm)
		までの心材部分の浸潤度が80%以上

<u>注</u>** <u>心材の耐久性区分 Di の樹種は、ウェスタンラーチ、ウェスタンレッドシーダー、カラマツ、サイプレスパイン、スギ、タイワンヒノキ、ダグラスファー、ダフリカカラマツ、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー、ヒノキ、ヒバ及びベイヒとする。</u>

注 ¹ 心材の耐久性区分 D₂ の樹種は, 注 **に掲げる樹種以外のものとする。

4.2.6.3 吸収量

JAS 0600-2 の 5.9 吸収量試験の結果,表6の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していなければならない。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、各有効成分がJIS K 1570 に規定する配合比の最小値に表6の基準値を乗じた値以上であって、かつ、各有効成分の合計が同表の基準に適合していなければならない。

表6-吸収量の基準

		<u>1X U</u>	
<u>性能区</u> 分	<u>使用した薬剤の種</u> <u>類</u>	<u>薬剤の記</u> <u>号</u>	<u>基準</u>
<u>K1</u>	ほう素化合物系	<u>B</u>	<u>ほう酸として 1.2 kg/m³ 以上</u>
<u>K2</u>	第四級アンモニウ ム化合物系	AAC-1	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド (以下 "DDAC" という。) として 2.3 kg/m³以上
	銅・第四級アンモ	ACQ-1	酸化銅・N-アルキルベンジルジメチルアンモニウムク

		度が80%以上
	心材の耐久性区	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、
	分D2の樹種	材面から深さ15mm(厚さが90mmを超える
		枠組壁工法構造用製材にあっては、20mm)
		までの心材部分の浸潤度が80%以上
<u>K</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が80%以上で、かつ、
<u>5</u>		材面から深さ15mm(厚さが90mmを超える
		枠組壁工法構造用製材にあっては、20mm)
		までの心材

- (注) 1 <u>心材の耐久性区分とは、心材の耐久性により区分した樹種</u> のグループをいう。
 - 2 心材の耐久性区分D1の樹種は、ウェスタンラーチ、ウェスタンレッドシーダー、カラマツ、サイプレスパイン、スギ、タイワンヒノキ、ダグラスファー、ダフリカカラマツ、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー、ヒノキ、ヒバ及びベイヒとする。
 - <u>3</u> <u>心材の耐朽性区分D2の樹種は、2に掲げる樹種以外のもの</u>とする。
- 3 別記の3の(3)の吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表3の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、その配合比が日本工業規格K 1570(2013)に規定する範囲内であって、かつ、各有効成分の合計が同表の基準に適合していること。

表3 吸収量の基準

性	使用した薬剤	基 準
能	の種類	
<u>X</u>		
<u>分</u>		
<u>K</u>	ほう素化合物	<u>ほう酸として1.2kg/m³以上</u>
1	<u>系</u>	
K	第四級アンモ	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド(以
2	ニウム化合物	下「DDAC」という。) として2.3kg/m³
	<u>系</u>	<u>以上</u>
	(新設)	

ニウム化合物系	ĺ	ロリド (以下"BKC"という。) として 1.3 kg/m³以上
	ACQ-2	酸化銅・DDACとして 1.3 kg/m³ 以上
銅・アゾール化合	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 0.5 kg/m³ 以上
<u>物系</u>		
ほう素・第四級ア	BAAC	ほう酸・DDAC として 1.6 kg/m³ 以上
ンモニウム化合物		
<u>系</u>		
第四級アンモニウ	SAAC	<u>N, N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチル-アンモニウ</u>
ム・非エステルピ		<u>ムプロピオネート(以下"DMPAP"という。)・シラ</u>
レスロイド化合物		<u>フルオフェンとして 1.3 kg/m³ 以上</u>
<u>系</u>		
(削る)		
(削る)		
(削る)		
(削る)		
アゾール・第四級	<u>AZNA</u>	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 1.2
アンモニウム・ネ		kg/m³以上
オニコチノイド化		
合物系		
脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 0.5 kg/m³ 以上
	NZN-E	<u>亜鉛として 1.0 kg/m³ 以上</u>
	<u>VZN-E</u>	亜鉛及びペルメトリンとして 1.3 kg/m³ 以上
ナフテン酸金属塩	NCU-O	銅として 0.4 kg/m³ 以上
<u>系</u>		
	NZN-O	<u>亜鉛として 0.8 kg/m³ 以上</u>

	[]
(新設)	
(4=====================================	
(新設)	
第四級アンモ	第四級アンモニウム・非エステルピレスロ
ニウム・非エ	<u>イド化合物として1.3kg/m³以上</u>
ステルピレス	
ロイド化合物	
<u>系</u>	
ほう素・第四	ほう素・第四級アンモニウム化合物として
級アンモニウ	<u>1.6kg/m³以上</u>
ム化合物系	
銅・第四級ア	銅・アルキルアンモニウム化合物として1.3
<u>ンモニウム化</u>	<u>kg/m³以上</u>
合物系	
銅・アゾール	銅・シプロコナゾール化合物として0.5kg/
化合物系	<u>m³以上</u> アゾール・ネオニコチノイド化合物として
<u>アゾール・ネ</u> オニコチノイ	<u> </u>
ド化合物系	O. VORG/ III SXII
アゾール・第	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコ
四級アンモニ	チノイド化合物として1.2kg/m³以上
ウム・ネオニ	
コチノイド化	
合物系	
脂肪酸金属塩	銅を主剤としたものにあっては、銅として0.
<u>系</u>	<u>5kg/m³以上</u>
	亜鉛を主剤としたものにあっては、亜鉛と
	して1.0kg/m ³ 以上
	亜鉛及びペルメトリンを主剤としたものに
	あっては、これらの化合物として1.3kg/m
ナフテン酸金	<u>③以上</u> 銅を主剤としたものにあっては、銅として0.
属塩系	<u> </u>
<u>/[四十二 7] 、</u>	亜鉛を主剤としたものにあっては、亜鉛と
I	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

			1
	アゾール・ネオニ	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.08
	コチノイド化合物		kg/m³以上
	<u>系</u>		
<u>K3</u>	第四級アンモニウ	AAC-1	DDAC として 4.5 kg/m³ 以上
	ム化合物系		
	銅・第四級アンモ	ACQ-1	<u>酸化銅・BKC として 2.6 kg/m³ 以上</u>
	ニウム化合物系	ACQ-2	酸化銅・DDAC として 2.6 kg/m³ 以上
	銅・アゾール化合	<u>CUAZ</u>	酸化銅・シプロコナゾールとして 1.0 kg/m³ 以上
	<u>物系</u>		
	ほう素・第四級ア	BAAC	ほう酸・DDAC として 3.2 kg/m³ 以上
	ンモニウム化合物		
	<u>系</u>		
	第四級アンモニウ	SAAC	DMPAP・シラフルオフェンとして 2.5 kg/m³ 以上
	ム・非エステルピ		
	レスロイド化合物		
	<u>系</u>		
	(削る)		
	(DI)		
	(削る)		
	(Mal ser)		
	(削る)		
	()(d \ \ \ \)		
	(削る)		
	マゾ、1. 佐田が	A 77NI A	デブラナゾール DDAC - ノミゲカロプリ いしして 2.4
	アゾール・第四級	<u>AZNA</u>	テブコナゾール・DDAC・イミダクロプリドとして 2.4
	アンモニウム・ネ		<u>kg/m³ 以上</u>
	オニコチノイド化		
	<u>合物系</u> 		
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 1.0 kg/m³ 以上
	加加放亚质鱼不	INCO-E	PHY C C 1.U Ag/III PAL
		NZN-E	亜鉛として 2.0 kg/m³ 以上
I	l	TANTA-T	<u>亜州</u> こして2.0 kg iii 以工

		して0.8kg/m³以上
	(新設)	
<u>K</u>	第四級アンモ	DDACとして4.5kg/m³以上
3	ニウム化合物	
	<u>系</u>	
	(新設)	
	(新設)	
	(4)(102)	
	(新設)	
	第四級アンモ	第四級アンモニウム・非エステルピレスロ
	ニウム・非工	<u>イド化合物として2.5kg/m³以上</u>
	ステルピレス	
	ロイド化合物	
	<u>系</u>	
	ほう素・第四	ほう素・第四級アンモニウム化合物として
	級アンモニウ	3.2kg/m³以上
	<u> </u>	
	銅・第四級ア	銅・アルキルアンモニウム化合物として2.6
	<u>ンモニウム化</u>	kg/m³以上
	<u>合物系</u>	知、シプロコナゾ、ルル会物はして1 01/
	<u>銅・アゾール</u> 化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として1.0kg/ m ³ 以上
	アゾール・ネ	<u> </u>
	オニコチノイ	0.15kg/m³以上
	ド化合物系	<u> </u>
	アゾール・第	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコ
	四級アンモニ	チノイド化合物として2.4kg/m³以上
	ウム・ネオニ	
	コチノイド化	
	<u>合物系</u>	
	脂肪酸金属塩	銅を主剤としたものにあっては、銅として1.
	<u>系</u>	<u>0kg/m³以上</u>
		<u>亜鉛を主剤としたものにあっては、亜鉛と</u>

11	1	[I
		VZN-E	亜鉛及びペルメトリンとして 2.5 kg/m³ 以上
	ナフテン酸金属塩	NCU-O	銅として 0.8 kg/m³ 以上
	系	' <u></u>	
		NZN-O	亜鉛として 1.6 kg/m³ 以上
	アゾール・ネオニ	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.15
	コチノイド化合物		<u>kg/m³ 以上</u>
	<u>系</u>		
<u>K4</u>	第四級アンモニウ	AAC-1	DDAC として 9.0 kg/m³以上
	ム化合物系		
	銅・第四級アンモ	ACQ-1	酸化銅・BKC として 5.2 kg/m³ 以上
	ニウム化合物系	ACQ-2	酸化銅・DDAC として 5.2 kg/m³ 以上
	銅・アゾール化合	<u>CUAZ</u>	酸化銅・シプロコナゾールとして 2.0 kg/m³ 以上
	<u>物系</u>		
	ほう素・第四級ア	BAAC	ほう酸・DDAC として 6.4 kg/m³ 以上
	<u>ンモニウム化合物</u>		
	<u>系</u>		
	第四級アンモニウ	SAAC	DMPAP・シラフルオフェンとして 5.0 kg/m³ 以上
	ム・非エステルピ		
	レスロイド化合物		
	<u>系</u>		
	 (削る)		
	(日1の)		
	(削る)		
	(111 5)		
	(削る)		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	(削る)		
	アゾール・第四級	AZNA	テブコナゾール・DDAC・イミダクロプリドとして 4.8
•		·	

11		<u>して2.0kg/m³以上</u>
		亜鉛及びペルメトリンを主剤としたものに
		あっては、これらの化合物として2.5kg/m
		³ 以上
	ナフテン酸金	<u> </u>
	属塩系	8kg/m³以上
		して1.6kg/m ³ 以上
	(新設)	
K	第四級アンモ	DDACとして9.0kg/m³以上
4	ニウム化合物	
	<u>系</u>	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	第四級アンモ	第四級アンモニウム・非エステルピレスロ
	ニウム・非工	<u>イド化合物として5.0kg/m³以上</u>
	ステルピレス	
	ロイド化合物	
	<u>系</u>	
	ほう素・第四	ほう素・第四級アンモニウム化合物として
	級アンモニウ	6.4kg/m³以上
	ム化合物系	
	銅・第四級ア	銅・アルキルアンモニウム化合物として5.2
	<u>ンモニウム化</u>	<u>kg/m³以上</u>
	<u>合物系</u>	
	銅・アゾール	銅・シプロコナゾール化合物として2.0kg/
	<u>化合物系</u>	<u>m³以上</u>
	アゾール・ネ	アゾール・ネオニコチノイド化合物として
	オニコチノイ	0.3kg/m³以上
	ド化合物系	
	アゾール・第	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコ
•		' '

	アンモニウム・ネ オニコチノイド化 合物系		kg/m³以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 1.5 kg/m³ 以上
		NZN-E	亜鉛として 4.0 kg/m³ 以上
		VZN-E	亜鉛及びペルメトリンとして 5.0 kg/m³以上
	<u>ナフテン酸金属塩</u> <u>系</u>	NCU-O	銅として 1.2 kg/m³以上
		NZN-O	亜鉛として 3.2 kg/m³ 以上
	アゾール・ネオニ コチノイド化合物 <u>系</u>	AZN	<u>シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.30</u> kg/m³以上
	クレオソート油	<u>A</u>	クレオソート油として 80 kg/m³以上
<u>K5</u>	銅・第四級アンモ ニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKC として 10.5 kg/m³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 10.5 kg/m³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 2.3 kg/m³以上
	<u>ナフテン酸金属塩</u> <u>系</u>	NCU-O	銅として 1.8 kg/m³以上
	<u>クレオソート油</u>	A	クレオソート油として 170 kg/m³ 以上

	四級アンモニ	<u>チノイド化合物として4.8kg/m³以上</u>
	ウム・ネオニ	
	<u>コチノイド化</u>	
	合物系	
	脂肪酸金属塩	銅を主剤としたものにあっては、銅として1.
	系	5kg/m³以上
		亜鉛を主剤としたものにあっては、亜鉛と
		<u>して4.0kg/m³以上</u>
		亜鉛及びペルメトリンを主剤としたものに
		 あっては、これらの化合物として5.0kg/m
		³ 以上
	ナフテン酸金	 銅を主剤としたものにあっては、銅として1.
	属塩系	2kg/m³以上
		して3.2kg/m³以上
	(新設)	
	クレオソート	クレオソート油として80kg/m³以上
	<u>油</u>	
<u>K</u>	銅・第四級ア	銅・アルキルアンモニウム化合物として10.
5	<u>ンモニウム化</u>	<u>5kg/m³以上</u>
	合物系	(新設)
	脂肪酸金属塩	銅として2.3kg/m³以上
	<u>系</u>	
	ナフテン酸金	<u>銅として1.8kg/m³以上</u>
	属塩系	
	クレオソート	クレオソート油として170kg/m³以上
	<u>油</u>	
	·	

法 1 寸法型式が、104、106、203、204、205、206、 <u>208、210、212、304、306、404、406</u>又は40 8であること。

2 表示された寸法(寸法型式を含む。)と測定した寸法の差が表4に 掲げる数値以下であること。

表示された寸法(寸法形式を含む。)と測定した

	寸法の差 厚さ及び幅 ±1.5 長さ +制限しない。-0
表表示事項	1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 (2) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字 (3) 長さ (4) 製造業者又は販売業者(輸入品にあっては、輸入業者。以下同じ。)の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 2 保存処理を施した旨が表示されているものにあつては、1に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を一括して記載してあること。
表示の方法	 1 表示事項の基準の1の(1)から(3)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 ア 樹種名を表示するものにあっては、別表第3に掲げる樹種の名称(同表に掲げる樹種以外のものにあっては、その樹種の一般名。以下同じ。)を記載すること。 イ 樹種群を表示するものにあっては、同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあっては、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。 (2) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字第3条の表1に掲げる寸法型式名に、未乾燥材にあっては「G」を、乾燥材にあっては「D」の文字を付して記載すること。 (3) 長さ長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。 2 保存処理のうち性能区分が、K1のものにあっては「保存処理K1」と、K2のものにあっては「保存処理K2」と、K3のものにあっては「保存処理K4」と、K5のものにあっては「保存処理K4」と、K5のものにあっては「保存処理K5」と記載するほか、使用し
	号をもって記載すること。 表 5 保存処理に係る薬剤名及び薬剤の記号

	<u>薬</u> 剤 名	<u>薬剤の記</u> 号
	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	<u>AAC</u> 1
	N, N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチル- アンモニウムプロピオネート・シラフルオフェン剤	SAAC
	ほう素・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	ВААС
	銅・N-アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロ	ACQ-
	<u>リド剤</u>	1
	銅・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	ACQ-
	銅・シプロコナゾール剤	<u>2</u>
	<u>鋼・シフロコテノール剤</u> シプロコナゾール・イミダクロプリド剤	AZN
	テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウムクロ	AZNA
	リド・イミダクロプリド剤	TIE IVII
	ナフテン酸銅乳剤	NCU-
		E
	ナフテン酸亜鉛乳剤	N Z N —
		<u>E</u>
	第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤	<u>V Z N – </u>
		<u>E</u>
	<u>ナフテン酸銅油剤</u>	<u>NCU-</u>
		<u>O</u>
	<u>ナフテン酸亜鉛油剤</u>	<u>NZN-</u>
		<u>O</u>
	クレオソート油剤	<u>A</u>
	ほう砂・ほう酸混合物又は八ほう酸ナトリウム製剤	<u>B</u>
	3 表示事項の基準に掲げる事項の表示は、材ごと(長さ ては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと)に見や 瞭にしてあること。	
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。	
	(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容	容と矛盾する
	用語(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その	

4.3 乙種枠組材の規格

乙種枠組材は、次の基準に適合しなければならない。

4.3.1 寸法型式

寸法型式が, 203, 204, 205, 206, 304, 306, 404, 405, 406, 408 又は 204W でなければならない。

4.3.2 寸法

表示された寸法と JAS 0600-2 の 5.1 寸法の測定試験の結果の差が, 4.2.2 表 2 に掲げる数値以下で なければならない。

4.3.3 含水率(乾燥材に限る。)

JAS 0600-2 の 5.2 含水率試験の結果,同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が 19 %以下でなければならない。ただし, "D15" と表示するものにあっては,試験片の含水率の平均値が 15 %以下でなければならない。

4.3.4 材面の品質

材面の品質は、表7のとおりとする。

表7一材面の品質の基準

<u>区分</u>	<u>基準</u>				
	<u>コンストラクション</u>	スタンダード	<u>ユティリティ</u>		
節又は穴	<u>a)</u> 節の径が 附属書 B 表 B	.2 の節に掲げる数値以下でなければならない。ただ			
	し、幅の材面を横断した流れ節にあっては、相当径比が、コンストラクシ				
	ョンにあっては 1/4 以下,スタンダードにあっては 1/3 以下,ユティリティ				
	にあっては 1/2 以下で	なければならない。			
	b) 材面において、長さ 15	5 cm の範囲内にある節又は	穴の径の合計が, 附属書 B		
	表 B.2 の節に掲げる数	値の2倍以下でなければな	らない。		
	c) 材面において, コンストラクションにあっては長さ90 cm, スタンダードに				
	あっては長さ60 cm, ユティリティにあっては長さ30 cm の範囲内にある				
	穴の径の合計が, 附属書 B 表 B.2 の穴に掲げる数値以下でなければならな				
	<u>w.</u>				
腐れ	<u>ないこと。</u>	程度の重い腐れがなく,	程度の重い腐れの面積が		
		かつ、程度の軽い腐れの	当該腐れの存する材面の		
	面積が当該腐れの存する 面積の10%以下であり				
		材面の面積の10%以下	かつ、程度の軽い腐れの		
		でなければならない。	<u>面積が当該腐れの存する</u>		
			材面の面積の30%以下		

(乙種枠組材の規格)

第5条 乙種枠組材の規格は、次のとおりとする。

第 5 多	<u>区</u>	分	- /y6TD	格は、次のとおりとする。 基 準		準
				コンストラクション	<u>スタンダード</u>	<u>ユティリティ</u>
河 阳	(新設)				
	(新設)				
	<u>含水率</u> 限る。)	(乾燥材 _	12	別記の3の(1)の含水率 水率の平均値が19%以下		から採取した試験片の含
	<u>節</u> 2	Z は	穴	<u>1</u> <u>節の径が別表第1の</u>		げる数値以下であるこ 場合にあっては、相当径比
				が、コンストラクショ ては1/3以下、ユテ 2 材面において、長さ 表第1の(2)の各区分の 3 材面において、コン ダードにあっては長さ 内にある穴の径の合計	ンにあっては 1 / 4 J ィリティにあっては 15cmの範囲内にある の節に掲げる数値の 2 ストラクションにあっ 60cm、ユティリティ	以下、スタンダードにあっ 1 / 2 以下であること。
	腐		<u>11</u>	下であること。 ないこと。	程度の重い腐れがな く、かつ、程度の軽 腐れの面積が当該腐 の存する材面の面積 10%以下であること	い 積が当該腐れの存す れ る材面の面積の10% の 以下であり、かつ、

			でなければならない。
<u>変色</u>	<u>堅固な心材部以外の心材</u> 部にないこと。	同左	=
丸身	厚丸身及び幅丸身が 1/4 以下であること。ただし、 1 荷口のうち、材の長さ の 1/4 以下において、厚 丸身が 1/2 以下及び幅丸 身が 1/3 以下であるもの が含まれる場合には、当 該荷口の 5 %以下でなけ ればならない。	厚丸身及び幅丸身が 1/3 以下であること。ただし、 1 荷口のうち、材の長さ の 1/4 以下において、厚 丸身が 2/3 以下及び幅丸 身が 1/2 以下であるもの が含まれる場合には、当 該荷口の 5 %以下でなけ ればならない。	厚丸身及び幅丸身が 1/2 以下であること。ただし、 1 荷口のうち、材の長さ の1/4 以下において、厚 丸身が 7/8 以下及び幅丸 身が 3/4 以下であるもの が含まれる場合には、当 該荷口の 5 %以下でなけ ればならない。
割 貫 木口面 れ 通 におけ 割 るもの れ	長さが当該材の幅以下でなければならない。この場合において、割れの深さが当該材の厚さの1/2(乾燥材にあっては、3/4)を超えるものは、貫通割れとみなす。	長さが当該材の幅の 1.5 倍以下でなければならない。この場合において、 割れの深さが当該材の厚さの 1/2 (乾燥材にあっては、3/4) を超えるものは、貫通割れとみなす。	長さが当該材の長さの 1/6以下でなければなら ない。
本口面 以外の 材面に おける もの	ないこと。_	長さの合計が 60 cm 以下 でなければならない。	長さの合計が当該材の長さの 1/3 以下でなければならない。
<u>その他の割</u> <u>れ</u>	長さの合計が 60 cm (乾燥材にあっては, 90 cm) 以下でなければならない。	長さの合計が 90 cm (乾燥材にあっては, 135 cm) 以下又は当該材の長さの 1/4 (乾燥材にあっては, 3/8) 以下でなければならない。	<u>-</u>
加 逆目ぼれ エ 上	深さが 3.0 mm を超え 4.0 mm 以下の部分の面積が 100 cm ² 以下であり,か	深さが 3.0 mm を超える 部分の面積が、各材面の 面積の 30 %以下でなけ	同左

					る材面の面積の30%
					以下であること。
変		<u>色</u>	堅固な心材部以外の心	同左	_
			材部にないこと。		
<u>丸</u>		身	厚丸身及び幅丸身が1	厚丸身及び幅丸身が1	厚丸身及び幅丸身が
			<u>/4以下であること。</u>	/3以下であること。	1/2以下であるこ
			ただし、1荷口のうち、	ただし、1荷口のうち、	と。ただし、1荷口
			材の長さの1/4以下	材の長さの1/4以下	<u>のうち、材の長さの</u>
			<u>において、厚丸身が1</u>	において、厚丸身が2	1/4以下におい
			/2以下及び幅丸身が	/3以下及び幅丸身が	て、厚丸身が7/8
			1/3以下であるもの	1/2以下であるもの	以下及び幅丸身が3
			が含まれる場合には、	が含まれる場合には、	/4以下であるもの
			当該荷口の5%以下で	当該荷口の5%以下で	が含まれる場合に
			<u>あること。</u>	<u>あること。</u>	は、当該荷口の5%
					<u>以下であること。</u>
割	貫	木口面に	長さが当該材の幅以下	長さが当該材の幅の1.	長さが当該材の長さ
<u>n</u>	通	<u>おけるも</u>	であること。この場合	5倍以下であること。	の1/6以下である
	割	<u>O</u>	において、割れの深さ	この場合において、割	<u>こと。</u>
	<u>n</u>		が当該材の厚さの1/	れの深さが当該材の厚	
			2(乾燥材にあっては、	<u>さの1/2 (乾燥材に</u>	
			3/4) を超えるもの	<u>あっては、3/4)を</u>	
			は、貫通割れとみなす。	超えるものは、貫通割	
				<u>れとみなす。</u>	
		木口面以	ないこと。	長さの合計が60cm以下	長さの合計が当該材
		外の材面		であること。	の長さの1/3以下
		における			であること。
		<u>もの</u>			
	そ	の他の割れ	長さの合計が60cm (乾	長さの合計が90cm (乾	<u> </u>
			<u>燥材にあっては、90cm)</u>	燥材にあっては、135c	
			以下であること。	m) 以下又は当該材の	
				長さの1/4 (乾燥材	
				にあっては、3/8)	
				以下であること。	
加	逆	目 ぼ れ	<u>深さが3.0mmを超え4.0</u>	<u>深さが3.0mmを超え</u>	同左
<u>I.</u>			mm以下の部分の面積が	る部分の面積が、各材	
<u>上</u>			<u>100 c m ²以下であり、</u>	面の面積の30%以下で	

1		1 Mr. 4 12 0 0 11 T	1 7 . 1 1 2 . 2 . 2	1
<u>()</u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>ればならない。</u>	
<u>欠</u>		の部分の面積が各材面の		
点		<u>面積の 20 %以下でなけ</u>		
	4.調子を	ればならない。	さというの よ切さる	园 4
	<u>毛羽立ち</u>	高さが 3.0 mm を超える	高さが 3.0 mm を超える	<u>同左</u>
		<u>部分の面積が 100 cm² 以</u>	部分の面積が、各材面の	
		下であり、かつ、高さが	<u>面積の30%以下でなけ</u>	
		3.0 mm 以下の部分の面	<u>ればならない。</u>	
		積が各材面の面積の20		
		<u>%以下でなければならな</u>		
		<u>/\</u>		
	目違い	高さが 1.5 mm を超える	<u>高さが 1.5 mm を超える</u>	同左
		<u>部分の面積が 100 cm² 以</u>	部分の面積が、各材面の	
		下であり、かつ、高さが	面積の30%以下でなけ	
		1.5 mm 以下の部分の面	<u>ればならない。</u>	
		積が各材面の面積の 20		
		%以下でなければならな		
		<u>V</u> .		
	目離れ	長さが 30 mm 以下であ	<u>長さが30 mm を超える</u>	同左
		<u>って,材の長さ1 m(端</u>	もので利用上支障のない	
		数がある場合には、これ	ものが, 材の長さ1 m (端	
		を切り上げる。) につき2	数がある場合には、これ	
		個以下でなければならな	を切り上げる。) につき 3	
		<u> </u>	個以下でなければならな	
			<u> </u>	
	はな落ち	<u>深さが 1.5 mm 以下でな</u>	<u>深さが 3.0 mm 以下でな</u>	<u>同左</u>
		<u>ければならない。</u>	<u>ければならない。</u>	
	ロール跡及	幅が 1.5 mm 以下でなけ	利用上支障のないこと。	同左
	びかんな焼	ればならない。		
	<u>け</u>			
	<u>チップマー</u>	<u>深さが 3.0 mm 以下でな</u>	利用上支障のないこと。	<u>同左</u>
	<u> </u>	<u>ければならない。</u>		
	ナイフマー	<u>幅が 4.4 mm 以下でなけ</u>	利用上支障のないこと。	同左
	<u>/</u>	<u>ればならない。</u>		
	Med as add a)	6 11 200	
	<u>削り残し</u>	深さが 3.0 mm を超え 4.0	各材面の面積の40%以	<u>同左</u>
		mm 以下の部分の面積が	下であって、深さが3.0	

<u>Ø</u>		かつ、深さが3.0mm以	<u>あること。</u>	
欠		下の部分の面積が各材		
点		面の面積の20%以下で		
		あること。		
	毛羽立ち	<u></u> 高さが3.0mmを超える	高さが3.0mmを超える	同左
		部分の面積が100 c m ²	部分の面積が、各材面	<u> </u>
		以下であり、かつ、高	の面積の30%以下であ	
		さが3.0mm以下の部分	<u>ること。</u>	
		の面積が各材面の面積	<u></u>	
		<u>の20%以下であるこ</u>		
		<u>が20/8数 であるこ</u> と。		
	目 違 い	<u>こ。</u> 高さが1.5mmを超える	高さが1.5mmを超える	同左
	<u>日 進 V.</u>	部分の面積が100 c m ²	部分の面積が、各材面	<u> F1/11.</u>
		以下であり、かつ、高	の面積の30%以下であ	
		さが1.5mm以下の部分	<u>ること。</u>	
		の面積が各材面の面積		
		<u>の20%以下であるこ</u>		
	D 514 1.	<u> </u>	F > 1,000 + +11 > 7 1	日上
	目 離 れ	長さが30mm以下であっ	長さが30mmを超えるも	同左
		<u>て、材の長さ1m(端</u>	ので利用上支障のない	
		数がある場合には、こ	<u>ものが、材の長さ1m</u>	
		れを切り上げる。)に	(端数がある場合には、	
		<u>つき 2 個以下であるこ</u>	これを切り上げる。)	
		<u> と。</u>	につき3個以下である	
		Sm. (33 - 31 - 31	<u> </u>	
	は な 落 ち	<u>深さが1.5mm以下であ</u>	<u>深さが3.0mm以下であ</u>	<u>同左</u>
		<u>ること。</u>	<u>ること。</u>	
	ロール跡及び	幅が1.5mm以下である	利用上支障のないこ	同左
	かんな焼け	<u>こと。</u>	<u> と。</u>	
	<u>チップマーク</u>	<u>深さが3.0mm以下であ</u>	利用上支障のないこ	同左
		<u>ること。</u>	<u>と。</u>	
		<u></u>	A (- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
	ナイフマーク	<u>幅が4.4mm以下である</u>	利用上支障のないこ	<u>同左</u>
		<u> </u>	<u>Ł.</u>	
	削り残し	<u>深さが3.0mmを超え4.0</u>	各材面の面積の40%以	同左
		mm以下の部分の面積が	下であって、深さが3.	

		100 cm ² 以下であり、かつ、深さが3.0 mm以下の部分の面積が各材面の面積の30 %以下でなければならない。	mm を超える部分の面積 が、各材面の面積の 30 % 以下でなければならな い。	
	その他の加工上の欠点	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。	同左
<u>曲</u>	<u>がり</u>	<u>0.2 %以下でなければならない。</u>	0.5 %下でなければなら ない。	<u>同左</u>
反	り又はねじれ	<u>矢高が</u> , 附属書 C C.1 及び	ヾ C.2 に掲げる数値以下でな	ければならない。
髄	(ラジアタパ	厚さに係る材面における影	値の長さが材の長さの 1/4 以	下でなければならない。
<u>イ</u>	ンに限る <u>。)</u>			
繊	維走向の傾斜	<u>1:5.8 以下でなければなら</u>	1:4以下でなければなら	<u>同左</u>
比		<u>ない。</u>	<u>ない。</u>	
<u></u>	の他の欠点	<u>軽微でなければならない。</u>	<u>顕著でないこと。</u>	利用上支障のないこと。

4.3.5 インサイジング

インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は、乙種枠組材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下がおおむね1割を超えない範囲内とする。

4.3.6 保存処理

保存処理を施した旨の表示をするものにあっては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

4.3.6.1 木材保存剤の種類

4.2.6.1 表 4 に規定する木材保存剤によって保存処理が行われてなければならない。

4.3.6.2 浸潤度

JAS 0600-2 の 5.8 浸潤度試験の結果,辺材部分及び心材部分の浸潤度 3 が, $K1\sim K5$ の性能区分及び心材の耐久性区分に応じ,次の基準に適合しなければならない。

4.3.6.3 吸収量

JAS 0600-2 の **5.9 吸収量試験**の結果,薬剤の吸収量が,K1 \sim K5 の性能区分及び使用した保存処理薬剤に応じ,次の基準に適合していなければならない。ただし,複数の有効成分を配合したものについては,その配合比が **JIS K 1570** に規定する範囲内であって,かつ,各有効成分の合計が基準に適合していなければならない。

	<u>100 c m ²以下であり、</u>	0mmを超える部分の面	
	かつ、深さが3.0mm以	積が、各材面の面積の	
	下の部分の面積が各材	30%以下であること。	
	面の面積の30%以下で		
	あること。		
その他の加工	顕著でないこと。	利用上支障のないこ	同左
上の欠点	<u> </u>	<u> </u>	17.
<u>= ジス州</u> 曲 が り	0.2%以下であること。	<u>こ。</u> 0.5%以下であること。	同左
ш // /	0.27000 (00.50 0 0 0	0.070001 (0) 5 C C .	<u>1477.</u>
反り又はねじれ	前冬の田穂地知せの坦地	L	の甘淮な盗田士ス
髄(ラジアタパイ	厚さに徐る州田にわける	<u>う髄の長さが材の長さの1</u>	/ 4以下であること。
ンに限る。)	150 NT-24 7 - 1	oso DITIZAR VIII	
繊維走向の傾斜	<u>170mm以下であること。</u>	<u>250mm以下であること。</u>	同左
			415-4-1-1-1-1
その他の欠点	軽微であること。	顕著でないこと。	利用上支障のないこ
			<u>Ł.</u>
<u>インサイジング</u>	前条の甲種枠組材の規格	Bの品質のインサイジング	の基準を適用する。
保存処理(保存処	前条の甲種枠組材の規格	8の品質の保存処理(保存	処理を施した旨が表
理を施した旨が表	示されているものに限る	。) の基準を適用する。	
示されているもの			
に限る。)			
寸 法	<u>1</u> 寸法型式が203、	204 205 206	, 304, 306,
.1 位	<u> 1 1 仏主 八 </u>	204, 205, 206	, 004, 000,

	404、406又は408であること。	ĺ
	2 前条の甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。	
表示	前条の甲種枠組材の規格の表示の基準を適用する。	1

4.4 MSR 枠組材の規格

MSR 枠組材は、次の基準に適合しなければならない。

4.4.1 寸法型式

寸法型式が, 203, 204, 206, 208, 210 又は 212 でなければならない。

4.4.2 寸法

表示された寸法と JAS 0600-2 の 5.1 寸法の測定試験の結果の差が 4.2.2 表 2 に掲げる数値以下でなければならない。

4.4.3 含水率

乾燥材にあっては、JAS 0600-2 の 5.2 含水率試験の結果、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が 19 %以下でなければならない。ただし、"D15"と表示するものにあっては、試験片の含水率の平均値が 15 %以下でなければならない。

4.4.4 曲げ強度性能

JAS 0600-2 の **5.5 曲げ試験 (MSR 区分)** の結果,次の基準に適合しなければならない。

- **a)** <u>曲げヤング係数の平均値が</u>, **表 8** の MSR 等級に対応する, 同表の曲げヤング係数①の数値以上でなければならない。
- b) 曲げヤング係数が、表8の MSR 等級に対応する、同表の曲げヤング係数②の数値以上である曲 が試験 MSR 枠組材の本数は表9の抽出本数に応じ、それぞれ同表の適合する本数の数以上でな ければならない。
- c) 式(1)によって計算された荷重に至るまで破壊されないものが、表10の抽出本数に応じ、それぞれ同表の適合する本数の数以上でなければならない。この場合において、曲げ試験 MSR 枠組材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らかな場合には、当該曲げ試験 MSR 枠組材は破壊されていないものとみなしてもよい。ただし、これ以外の方法によって曲げ試験 MSR 枠組材の曲げ応力度の信頼水準 75 %の 95 %下側許容限界値が表 8 の曲げ応力度の数値以上であることを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

$$X = \frac{FB \times b \times h^2}{\ell}$$
(1) ここで、 X: 最大荷重 (N)

(MSR枠組材の規格)

第6条 MSR枠組材の規格は、次のとおりとする。

6 🕏	<u> M S R 枠組材の</u>	規格は、次のとおりとする。
	<u> </u>	<u>基</u>
品	(新設)	
<u>質</u>		
	含水率(乾燥材	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片の含水
	に限る。)	率の平均値が19%以下であること。
	曲げ強度性能	別記の3の(5)の曲げ試験 (MSR区分) を行い、次の1から3までの基
		準に適合していること。
		1 曲げ試験($MSR区分$)に供する $MSR枠組材(以下「曲げ試験M$
		SR枠組材」という。)の曲げヤング係数の平均値が、表6のMSR等
		級(等級区分機により曲げヤング係数を測定し、格付する場合の等級を
		いう。以下同じ。)のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げ
		ヤング係数の①の数値以上であること。
		2 曲げ試験MSR枠組材の曲げヤング係数が、表6のMSR等級のう
		ち格付しようとするものに対応する同表の曲げヤング係数の②の数値
		以上である曲げ試験MSR枠組材の本数は表7の抽出本数に応じ、そ
		れぞれ同表の適合する本数の数以上であること。
		3 曲げ試験MSR枠組材のうち、次の計算式により計算された荷重に エスナで映画されないよのが、まりの地出す者に応じ、これでも同志
		至るまで破壊されないものが、表8の抽出本数に応じ、それぞれ同表
		の適合する本数の数以上であること。この場合において、曲げ試験M SP 株組状が一部砕壊されていても、合体として光慈茂重も支えてい
		SR枠組材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らかな場合には、当該曲げ試験MSR枠組材は破壊されて
		いないものとみなす。ただし、これ以外の方法によって曲げ試験MS
		R枠組材の曲げ応力度の信頼水準75%の95%下側許容限界値が表6の
		曲げ応力度の数値以上であることを明らかに判定できる場合には、そ
		の方法によることができる。
		₽ B ∨ h ∨ h ²
		$\frac{FB \times b \times h^2}{}$
		<u>荷重(N)=</u>

FB: 表8の MSR 等級に対応する曲げ応力度 (MPa 又は N/mm²)

 b:
 厚さ (mm)

 h:
 幅 (mm)

 0:
 スパン (mm)

表8-MSR等級ごとの曲げ強度性能の基準

MSR 等級	曲げヤング係数(Gl	曲げ応力度	
			(MPa 又は N/mm²)
	<u>①</u>	2	
900Fb-0.6E	<u>4.1</u>	3.4	13.2
900Fb-1.0E	6.9	5.6	13.2
900Fb-1.2E	<u>8.3</u>	<u>6.8</u>	<u>13.2</u>
1200Fb-0.7E	<u>4.8</u>	<u>3.9</u>	<u>17.4</u>
1200Fb-0.8E	<u>5.5</u>	<u>4.5</u>	<u>17.4</u>
1200Fb-1.2E	<u>8.3</u>	<u>6.8</u>	<u>17.4</u>
1200Fb-1.5E	<u>10.3</u>	<u>8.5</u>	<u>17.4</u>
<u>1350Fb-1.2E</u>	<u>8.3</u>	<u>6.8</u>	<u>19.8</u>
1350Fb-1.3E	<u>9.0</u>	<u>7.3</u>	<u>19.8</u>
1350Fb-1.8E	<u>12.4</u>	<u>10.2</u>	<u>19.8</u>
1450Fb-1.2E	<u>8.3</u>	<u>6.8</u>	<u>21.0</u>
1450Fb-1.3E	<u>9.0</u>	<u>7.3</u>	<u>21.0</u>
1500Fb-1.2E	<u>8.3</u>	<u>6.8</u>	<u>22.2</u>
1500Fb-1.3E	<u>9.0</u>	<u>7.3</u>	<u>22.2</u>
1500Fb-1.4E	<u>9.7</u>	<u>7.9</u>	<u>22.2</u>
1500Fb-1.8E	<u>12.4</u>	<u>10.2</u>	<u>22.2</u>
<u>1650Fb-1.3E</u>	<u>9.0</u>	<u>7.3</u>	<u>24.0</u>
<u>1650Fb-1.4E</u>	<u>9.7</u>	<u>7.9</u>	<u>24.0</u>
<u>1650Fb-1.5E</u>	<u>10.3</u>	<u>8.5</u>	<u>24.0</u>
<u>1650Fb-1.8E</u>	<u>12.4</u>	<u>10.2</u>	<u>24.0</u>
1800Fb-1.6E	<u>11.0</u>	<u>9.1</u>	<u>26.4</u>
1800Fb-2.1E	<u>14.5</u>	<u>11.9</u>	<u>26.4</u>
<u>1950Fb-1.5E</u>	<u>10.3</u>	<u>8.5</u>	<u>28.8</u>
<u>1950Fb-1.7E</u>	<u>11.7</u>	<u>9.6</u>	<u>28.8</u>
2100Fb-1.8E	<u>12.4</u>	<u>10.2</u>	<u>30.6</u>
<u>2250Fb-1.6E</u>	<u>11.0</u>	<u>9.1</u>	<u>33.0</u>
<u>2250Fb-1.9E</u>	<u>13.1</u>	<u>10.7</u>	<u>33.0</u>
2400Fb-1.7E	<u>11.7</u>	<u>9.6</u>	<u>34.8</u>

FB:表6のMSR等級のうち格付しようとするものに対応する同表の曲げ応力度 (MPa又はN/ mm^2)

b:曲げ試験MSR枠組材の厚さ(mm)

h:曲げ試験MSR枠組材の幅(mm)

0 :スパン (mm)

表6 MSR等級ごとの曲げ強度性能の基準 曲げヤング係数 曲げ広力度

	曲げヤング係数		曲げ応力度
MSR等級	<u>(GPa又は</u>	$10^3 \mathrm{N/mm^2})$	(MPa又は
	<u>①</u>	2	$N / mm^2)$
900 F b - 0.6 E	<u>4. 1</u>	<u>3. 4</u>	<u>13. 2</u>
900 F b −1.0 E	6. 9	5.6	13. 2
900 F b −1.2 E	8.3	6.8	<u>13. 2</u>
$1200 \mathrm{F}\mathrm{b} - 0.7 \mathrm{E}$	4.8	3.9	<u>17. 4</u>
<u>1200 F b −0.8E</u>	<u>5. 5</u>	<u>4. 5</u>	<u>17. 4</u>
<u>1200 F b −1.2 E</u>	<u>8. 3</u>	<u>6.8</u>	<u>17. 4</u>
<u>1200 F b −1.5 E</u>	<u>10. 3</u>	<u>8. 5</u>	<u>17. 4</u>
(新設)			
<u>1350 F b −1.3 E</u>	9.0	<u>7. 3</u>	<u>19. 8</u>
<u>1350 F b −1.8E</u>	<u>12. 4</u>	<u>10. 2</u>	<u>19. 8</u>
(新設)			
<u>1450 F b −1.3 E</u>	<u>9. 0</u>	<u>7. 3</u>	<u>21. 0</u>
(新設)			
<u>1500 F b −1.3 E</u>	9.0	7.3	22. 2
<u>1500 F b −1.4 E</u>	<u>9. 7</u>	<u>7. 9</u>	<u>22. 2</u>
<u>1500 F b −1.8E</u>	<u>12. 4</u>	<u>10. 2</u>	<u>22. 2</u>
<u>1650 F b −1.3 E</u>	<u>9. 0</u>	<u>7. 3</u>	<u>24. 0</u>
<u>1650 F b −1.4 E</u>	<u>9. 7</u>	<u>7. 9</u>	<u>24. 0</u>
<u>1650 F b −1.5 E</u>	<u>10. 3</u>	<u>8. 5</u>	<u>24. 0</u>
<u>1650 F b −1.8 E</u>	<u>12. 4</u>	<u>10. 2</u>	<u>24. 0</u>
<u>1800 F b −1.6 E</u>	<u>11. 0</u>	<u>9. 1</u>	<u>26. 4</u>
<u>1800 F b −2.1 E</u>	<u>14. 5</u>	<u>11. 9</u>	<u>26. 4</u>
<u>1950 F b −1.5 E</u>	<u>10. 3</u>	<u>8. 5</u>	<u>28. 8</u>
<u>1950 F b −1.7 E</u>	<u>11. 7</u>	<u>9. 6</u>	<u>28. 8</u>
<u>2100 F b −1.8 E</u>	<u>12. 4</u>	<u>10. 2</u>	<u>30. 6</u>
<u>2250 F b −1.6 E</u>	<u>11. 0</u>	<u>9. 1</u>	<u>33. 0</u>
<u>2250 F b −1.9 E</u>	<u>13. 1</u>	<u>10. 7</u>	<u>33. 0</u>
<u>2400 F b −1.7 E</u>	<u>11. 7</u>	<u>9. 6</u>	<u>34. 8</u>

2400Fb-2.0E	<u>13.8</u>	<u>11.3</u>	<u>34.8</u>
2550Fb-2.1E	<u>14.5</u>	<u>11.9</u>	<u>37.2</u>
2700Fb-2.2E	<u>15.2</u>	<u>12.4</u>	<u>39.6</u>
2850Fb-2.3E	<u>15.9</u>	<u>13.0</u>	<u>41.4</u>
3000Fb-2.4E	<u>16.5</u>	<u>13.6</u>	<u>43.8</u>
3150Fb-2.5E	<u>17.2</u>	14.1	<u>45.6</u>
3300Fb-2.6E	<u>17.9</u>	14.7	48.0

表9-曲げ試験(MSR区分)において曲げヤング係数が基準値以上であるものの本数の基準

抽出本数	適合する本数
<u>28</u>	<u>27</u>
<u>53</u>	<u>51</u>

表 10 -曲げ試験(MSR 区分)において荷重に至るまで破壊されないものの本数の基準

抽出本数	適合する本数
<u>28</u>	<u>28</u>
<u>53</u>	<u>52</u>

4.4.5 引張り強度性能(引張り強度性能を表示するものに限る。)

JAS 0600-2 の 5.7 引張り試験の結果,次の式(2)によって計算された荷重に至るまで破壊されないものが,表12 の抽出本数に応じ、それぞれ同表の適合する本数の数以上でなければならない。この場合において、引張り試験 MSR 枠組材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らかな場合には、当該試験片は破壊されていないものとみなしてもよい。ただし、これ以外の方法によって引張り試験 MSR 枠組材の引張り応力度の信頼水準 75 %の 95 %下側許容限界値が表11の引張り応力度以上であることを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

 $X = FT \times A \qquad (2)$

<u>ここで, X:</u> 最大荷重 (N)

FT: 表 11 の引張り強度性能に対応する引張り応力度 (MPa 又は N/mm²)

<u>A:</u> 断面積 (mm²)

表 11 - MSR 枠組材の引張り強度性能の基準

引張り強度性能	引張り応力度(MPa 又は N/mm²)
<u>350Ft</u>	<u>5.4</u>
<u>600Ft</u>	<u>9.0</u>

l	2400 F b - 2.0 E	13.8	11.3	34.8
	2550 F b −2.1E	14.5	11.9	37. 2
	2700 F b −2. 2 E	<u>15. 2</u>	12.4	<u>39. 6</u>
	2850 F b −2.3 E	<u>15. 9</u>	<u>13. 0</u>	41.4
	$3000 \mathrm{F}\mathrm{b} - 2.4 \mathrm{E}$	<u>16. 5</u>	<u>13. 6</u>	43.8
	$3150 \mathrm{F}\mathrm{b} - 2.5 \mathrm{E}$	<u>17. 2</u>	<u>14. 1</u>	<u>45. 6</u>
	<u>3300 F b −2.6 E</u>	<u>17. 9</u>	14.7	48.0

表7 曲げ試験 (MSR区分) において曲げヤング係数が基準値以上 であるものの本数の基準

抽出本数	適合する本数
<u>28</u>	<u>27</u>
<u>53</u>	<u>51</u>

表8 曲げ試験 (MSR区分) において荷重に至るまで破壊されない ものの本数の基準

抽出本数	適合する本数
<u>28</u>	<u>28</u>
<u>53</u>	52

引張り強度性能 (引張り強度性 能を表示するも のに限る。)

別記の3の(7)の引張り試験を行い、引張り試験に供するMSR枠組材(以下「引張り試験MSR枠組材」という。)のうち、次の計算式により計算された荷重に至るまで破壊されないものが、表10の抽出本数に応じ、それぞれ同表の適合する本数の数以上であること。この場合において、引張り試験MSR枠組材が一部破壊されていても、全体として当該荷重を支えていることが明らかな場合には、当該引張り試験MSR枠組材は破壊されていないものとみなす。ただし、これ以外の方法によって引張り試験MSR枠組材の引張り応力度の信頼水準75%の95%下側許容限界値が表9の引張り応力度以上であることを明らかに判定できる場合には、その方法によることができる。

荷重 $(N) = FT \times A$

<u>FT:表9の引張り強度性能のうち格付しようとするものに対応する</u> 同表の引張り応力度 (MPa又はN/mm²)

A:引張り試験MSR枠組材の断面積 (mm²)

表9 MSR枠組材の引張り強度性能の基準

引張り強度性能	引張り応力度(MPa又はN/mm²)
<u>350 F t</u>	<u>5. 4</u>
<u>600 F t</u>	<u>9. 0</u>

<u>750Ft</u>	<u>11.4</u>
<u>800Ft</u>	<u>12.0</u>
<u>900Ft</u>	<u>13.2</u>
<u>1020Ft</u>	<u>15.0</u>
<u>1175Ft</u>	<u>17.4</u>
<u>1375Ft</u>	<u>20.4</u>
<u>1575Ft</u>	<u>23.4</u>
<u>1750Ft</u>	<u>25.8</u>
<u>1925Ft</u>	<u>28.2</u>
<u>2050Ft</u>	<u>30.0</u>
<u>2150Ft</u>	<u>31.2</u>
<u>2300Ft</u>	<u>33.6</u>
<u>2400Ft</u>	<u>34.8</u>
<u>2500Ft</u>	<u>36.6</u>
<u>2650Ft</u>	<u>38.4</u>

表 12 - 引張り試験において荷重に至るまで破壊されないものの本数の基準

抽出本数	適合する本数
<u>28</u>	<u>28</u>
<u>53</u>	<u>52</u>

4.4.6 材面の品質

4.4.6.1 丸身

厚丸身及び幅丸身が 1/3 以下でなければならない。ただし、1 荷口のうち、材の長さの 1/4 以下において、厚丸身が 2/3 以下及び幅丸身が 1/2 以下であるものが含まれる場合には、当該荷口の 5 %以下でなければならない。

4.4.6.2 割れ

4.4.6.3 貫通割れ

- **a)** 木口面におけるもの 長さが当該材の幅の 1.5 倍以下でなければならない。この場合において, 割れの深さが当該材の厚さの 1/2 (乾燥材にあっては, "3/4") を超えるものは, 貫通割れとみなす。
- **b)** 木口面以外の材面におけるもの 長さの合計が 60 cm 以下でなければならない。

4.4.6.4 その他の割れ

- a) 未乾燥材 長さの合計が90 cm 以下又は当該材の長さの1/4 以下でなければならない。
- **b)** 乾燥材 長さの合計が 135 cm 以下又は当該材の長さの 3/8 以下でなければならない。

				750 F t 800 F t 900 F t 1020 F t 1175 F t 1375 F t 1575 F t 1750 F t 2050 F t 2300 F t 2400 F t 2500 F t 2650 F t			11. 4 12. 0 13. 2 15. 0 17. 4 20. 4 23. 4 25. 8 28. 2 30. 0 31. 2 33. 6 34. 8 36. 6 38. 4
				表10 引張り試験にお 抽出本数 28 53		<u> 1に至るまで破壊</u> <u>合する本数</u> <u> 28</u> <u> 52</u>	されないものの本数の <u>基準</u>
丸_		<u>身</u>	0	丸身及び幅丸身が1/ 長さの1/4以下にお 下であるものが含まれ	いて、厚	厚丸身が2/3以	下及び幅丸身が 1/2
<u>n</u>	貫通割れ	<u>木口面</u> におけ るもの	さ	さが当該材の幅の1.5倍が当該材の厚さの1/ 、貫通割れとみなす。	2 (乾燥		<u>湯合において、割れの深</u> 3/4)を超えるもの
		木口面 以外の 材面に おける もの	<u>長</u>	さの合計が60cm以下で	あること	- 0	
	その れ	<u></u> D他の割		さの合計が90cm (乾燥 /4 (乾燥材にあって			<u> </u>

<u>4.4.7</u> 曲がり

0.5 %以下でなければならない。

4.4.8 反り又はねじれ

矢高が**附属書 C 表 C.2**, 表 C.4 及び表 C.6 に掲げる数値以下でなければならない。

4.4.9 幅面の材縁部の品質

強度低減欠点⁴⁾の相当径比は,**表13**のMSR等級に応じ,それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。なお,強度低減欠点⁴⁾の一部が材縁部に接する場合には,これを含むものとする。

注4) 節, 穴, 腐れ等の強度を減少させる欠点

表 13 一幅面の材縁部における強度低減欠点の相当径比

女10 周围等所得到1000万里的大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大					
MSR 等級	強度低減欠点の相当径比				
900Fb-0.6Eから 900Fb-1.2Eまで	1/2				
<u>1200Fb-0.7E から 1450Fb-1.3E まで</u>	1/3				
<u>1500Fb-1.2E から 1950Fb-1.7E まで</u>	<u>1/4</u>				
2100Fb-1.8E から 3300Fb-2.6E まで	<u>1/6</u>				

4.4.10 材の両端部の品質

等級区分機による測定のできない、両端部における強度低減欠点 4 の相当径比が、中央部 5 にあるものの相当径比又は**表 14** の MSR 等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値より小さくなければならない。

注⁵⁾ 等級区分機による測定を行った部分

表 14 一材の両端部における強度低減欠点の相当径比

MSR 等級	強度低減欠点の相当径比
900Fb-0.6E から 900Fb-1.2E まで	1/2
1200Fb-0.7E から 1450Fb-1.3E まで	1/3
<u>1500Fb-1.2E から 1950Fb-1.7E まで</u>	<u>1/4</u>
2100Fb-1.8E から 3300Fb-2.6E まで	<u>1/6</u>

<u>ハう。)</u> が相当					
<u>径比</u>					
(注) 材縁部とは、幅方向のりょう線からの距離が「1/6×各等級の強度低減欠点の相当径比×当該材の幅」により計算された数値以下の部分をいい、強度低減欠点の一部が材縁部に接する場合には、これを含むものとする。					
1当径 るもの 0相当					
径比					

4.4.11 その他の欠点

利用上支障のないこと。

Ì	その他の欠点	利用上支障のないこと。
	<u>寸 法</u>	1 寸法型式が203、204、206、208、210又は212であること。
		2 第4条の甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。
表	表示事項	<u>1</u> 次 <u>の</u> 事項を一括して表示 <u>してあること</u> 。
示		<u>(1)</u> 品名
		(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
		(3) MSR等級
		(4) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字
		<u>(5)</u> 長さ
		(6) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業
		者を表す文字
		2 引張り強度性能を表示するものにあっては、1に規定するもののほ
		か、引張り強度性能を一括して表示してあること。
	表示の方法	1 表示事項の基準の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に
		規定する方法により行われていること。
		<u>(1)</u> 品名
		「MSR」と記載すること。
		(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
		ア 樹種名を表示するものにあっては、別表第3の樹種の名称を記載
		<u>すること。</u>
		<u>イ</u> 樹種群を表示するものにあっては、同表の樹種群の略号を記載す
		<u>ること。</u>
		<u>ウ</u> 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあっては、同一荷
		口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載
		し、その次に括弧を付して同表の樹種群の略号を記載すること。
		(3) MSR等級
		曲げ強度性能の表6のMSR等級を記載すること。
		(4) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字
		第3条の表1に掲げる寸法型式名に、未乾燥材にあっては「G」を、
		乾燥材にあっては「D」の文字を付して記載すること。
		<u>(5)</u> <u>長さ</u>
		長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。
		2 表示事項の基準の2により、引張り強度性能を表示する場合にあっ
		ては、引張り強度性能(引張り強度性能を表示するものに限る。)の表
		1の引張り強度性能を表示する。
		3 第4条の甲種枠組材の規格の表示の表示の方法の基準の3を適用す
		<u>る。</u>

1	表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。
		(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用
		<u>語</u>
		(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

4.5 たて枠用たて継ぎ材の規格

たて枠用たて継ぎ材は、次の基準に適合しなければならない。

4.5.1 寸法型式

寸法型式が, 204, 206, 304, 404 又は 204W でなければならない。

4.5.2 寸法

表示された寸法と JAS 0600-2 の 5.1 寸法の測定試験の結果の差が 4.2.2 表 2 に掲げる数値以下でなければならない。

4.5.3 含水率

JAS 0600-2 の 5.2 含水率試験の結果,同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が 19 %以下でなければならない。ただし,"D15"と表示するものにあっては,試験片の含水率の平均値が 15 %以下でなければならない。

4.5.3 接着の程度

JAS 0600-2 の 5.3 煮沸繰り返し試験又は 5.4 減圧加圧試験の結果,次の基準に適合しなければならない。

- a) フィンガーの長さが 16 mm 以下の場合
- 1) 1 サイクル終了時 剝離率が 5 %以下でなければならない。
- 2) 追加の2サイクル終了時 剝離率が10%以下でなければならない。
- b) フィンガーの長さが 16 mm 以上の場合
- 1) 1サイクル終了時 平均剝離率が5%以下でなければならない。
- **2) 追加の2サイクル終了時** 各試験片の剝離率が15%以下であり、かつ、平均剝離率が10%以下でなければならない。

4.5.4 曲げ強度性能

JAS 0600-2 の **5.6** 曲げ試験 (たて継ぎ部) の結果,次の基準に適合しなければならない。

- **a)** 曲げ試験 (たて継ぎ部) に供する枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (以下"試験たて継ぎ材"という。) の 95 %以上の曲げ強さが、フラットワイズ⁶及び寸法型式 204、304 及び 404 並びに 204W のエッジワイズ⁷にあっては表 15 の曲げ強さの①の値、寸法型式 206 のエッジワイズ⁷にあっては同表の曲げ強さの①の値に 0.84 を乗じて得た値以上であること。
 - **注**⁶ 幅の材面を上面にすることをいう。
 - **注**^り 厚さの材面を上面にすることをいう。
- <u>b)</u> 試験たて継ぎ材の全ての曲げ強さが、フラットワイズ⁶⁾及び寸法型式 204, 304 及び 404 並びに 204W のエッジワイズ⁷⁾にあっては表 15 の曲げ強さの②の値、寸法型式 206 のエッジワイズ⁷⁾に

(たて枠用たて継ぎ材の規格)

第7条 たて枠用たて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

区 分	基準
(新設)	
接着の程度	別記の3の(4)の煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験を行い、次の1及び2の基準に適合すること。 1 フィンガーの長さが16mm以下の場合には、1サイクル終了時の剝離率が5%以下であること。ただし、その時の剝離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の剝離率が10%以下であること。 2 フィンガーの長さが16mmを超える場合には、1サイクル終了時の平均剝離率が5%以下であること。ただし、その時の平均剝離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の各試験片の剝離率が15%以下であり、かつ、平均剝離率が10%以下であること。
含 水 率	
曲げ強度性能	別記の3の(6)の曲げ試験(たて継ぎ部)を行い、次の1及び2の基準に適合すること。 1 曲げ試験(たて継ぎ部)に供する枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「試験たて継ぎ材」という。)の95%以上の曲げ強さが、フラットワイズ(幅の材面を上面にすることをいう。以下同じ。)及び寸法型式204のエッジワイズ(厚さの材面を上面にすることをいう。以下同じ。)にあっては表13の曲げ強さの①の値、寸法型式206のエッジワイズにあっては同表の曲げ強さの①の値に0.84を乗じて得た値以上であること。 2 試験たて継ぎ材の全ての曲げ強さが、フラットワイズ及び寸法型

あっては同表の曲げ強さの②の値に 0.84 を乗じて得た値以上であること。

表 15 一たて枠用たて継ぎ材の曲げ強さの基準

単位 MPa 又は N/mm²

	<u> </u>	> C (5) 1 () IIIII			
樹種群	<u>曲げ強さ</u>				
	<u>①</u>	2			
<u>DFir-L</u>	<u>10.8</u>	<u>9.6</u>			
Hem-Tam	<u>6.1</u>	<u>5.4</u>			
Hem-Fir	10.1	9.0			
S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir	10.1	9.0			
W Cedar	<u>7.4</u>	6.6			
SYP	8.8	<u>7.8</u>			
JS I	<u>10.5</u>	<u>9.3</u>			
JS II	<u>9.2</u>	8.2			
JS III	<u>7.3</u>	6.5			

4.5.5 材面の品質

4.3.4 のスタンダードの基準を適用する。

4.5.6 材料

たて継ぎされる木材が、同一樹種群のもので構成されていなければならない。

4.5.7 たて継ぎ部の品質

4.5.7.1 節又は穴

最大径が 25 mm 以下でなければならない。

	式204のエッジワイズにあっては表13の曲げ強さの②の値、寸法型式06のエッジワイズにあっては同表の曲げ強さの②の値に0.84を乗じて得た値以上であること。 表13 たて枠用たて継ぎ材の曲げ強さの基準 樹種群 曲げ強さ (MPa又はN/mm²)				
	7四 7里 4千	<u>Ш</u> (Mra	<u>2</u>		
	DFir-L	<u>10. 8</u>	9.6		
	Hem — Tam	<u>6. 1</u>	<u>5. 4</u>		
	<u>Hem-Fir</u>	<u>10. 1</u>	9.0		
	<u>S-P-F又はSpruce-Pine-Fi</u>	<u>10. 1</u>	9.0		
	<u>r</u>				
	W Cedar	<u>7. 4</u>	<u>6. 6</u>		
	SYP	<u>8.8</u>	<u>7. 8</u>		
	<u>JSI</u>	<u>10. 5</u>	<u>9. 3</u>		
	<u>JSII</u>	<u>9. 2</u>	<u>8. 2</u>		
	<u>JSⅢ</u>	7.3	<u>6. 5</u>		
11 64 - 12 1	(注) 樹種群に対応する樹種は、別				
財 数 以 次 変 色 変 色 財 力 力 加工上の欠点 曲 が り 反り又はねじれ も ペインに限る。) 繊維走向の傾斜 その他の欠点 その他の欠点	第5条に規定する乙種枠組材の規格の用する。				
材料	たて継ぎされる木材が同一樹種群のも	ついで悔成されて	いること。		
<u>た</u> <u>節 又 は 穴</u> て 継	最大径が25mm以下であること。				

4.5.7.2 丸身

厚丸身が 1/2 以下でなければならない。

<u>4.5.7.3</u> やにつぼ

木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下でなければならない。

<u>4.5.7.4</u> 段差

1.5 mm 以下でなければならない。

4.5.7.5 フィンガージョイントの形状

フィンガージョイントの長さが12 mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガージョイントの先端と他方のひき板のフィンガージョイントの底部の隙き間が、1.5 mm以下でなければならない。

	ぎ	<u>丸</u>		身	厚丸身が1/2以下であること。
	<u>部</u>	p	にっ	ぼ	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。
		<u>段</u>		差	<u>1.5mm以下であること。</u>
		<u>フィ</u> 形状	ンガー <u>.</u>	<u>-の</u>	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガ 一の先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙き間が、1.5mm以下であること。
	寸			法	1 寸法型式が204又は206であること。 2 第4条の甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を適用する。
表示	表	示	事	項	次の事項を一括して表示してあること。 (1) 品名
	表	示	<u>の</u> 方	法	 1 表示事項の基準の1の(1)から(4)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「たて枠用たて継ぎ材」又は「F J S T U D」と記載すること。 (2) 樹種名又は樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字 ア 樹種名を表示するものにあっては、別表第3に掲げる樹種の名称を記載すること。 イ 樹種群を表示するものにあっては、同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。 ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあっては、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載すること。 (3) 寸法型式名 第3条の表1に掲げる寸法型式名を記載すること。 (4) 長さ

	長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。
	2 表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用
	している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使
	用」と記載すること。
	3 表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと(長さ表示にあ
	っては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと。) に見やすい箇所
	に明瞭にしてあること。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。
	(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する
	<u>用語(2)</u> その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

4.6 甲種たて継ぎ材の規格

甲種たて継ぎ材は、次の基準に適合しなければならない。

4.6.1 寸法型式

寸法型式が、203、204、206、208、210 又は212 でなければならない。

<u>4.6.2</u> 寸法

表示された寸法と JAS 0600-2 の 5.1 寸法の測定試験の結果の差が 4.2.2 表 2 に掲げる数値以下でなければならない。

4.6.3 含水率

JAS 0600-2 の 5.2 含水率試験の結果,同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が 19 %以下でなければならない。ただし,"D15"と表示するものにあっては,試験片の含水率の平均値が 15 %以下でなければならない。

4.6.4 接着の程度

4.5.3 に規定する、接着の程度の基準に適合しなければならない。

4.6.5 曲げ強度性能

JAS 0600-2 の **5.6 曲げ試験(たて継ぎ部)**の結果、次の基準に適合しなければならない。

- a) 試験たて継ぎ材の95%以上の曲げ強さが、フラットワイズ⁶及び表 17 に掲げる寸法型式以外の エッジワイズ⁷にあっては表 16 の曲げ強さの①の値、表 17 に掲げる寸法型式のエッジワイズ⁷に あっては表 16 の曲げ強さの①の値に表 17 に掲げる寸法型式に応じた係数を乗じて得た値以上で あること。
- b) 試験たて継ぎ材の全ての曲げ強さが、フラットワイズの及び表 17 に掲げる寸法型式以外のエッジ ワイズⁿにあっては表 16 の曲げ強さの②の値、表 17 に掲げる寸法型式のエッジワイズⁿにあって は表 16 の曲げ強さの②の値に表 17 に掲げる寸法型式に応じた係数を乗じて得た値以上であるこ と。

表 16 - 甲種たて継ぎ材の曲げ強さの基準

単位 MPa 又は N/mm²

(甲種たて継ぎ材の規格)

第8条 甲種たて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

	区分								基	準			
						特	級	1	級	2	級	3	級
品 質	(行設)											
	接	着	<i>O</i>	程	度	前条の	たて枠用	たて継き	がが見格	の品質の	の接着の	程度の基	上準を適
						用する。	<u>) </u>						
	<u>含</u>		水		率				試験を行い	•		が採取し	た試験
						片の含	水率の平	均値が19	9%以下で	があるこ	<u>と。</u>		
	<u>#</u>	<i>i</i>	強 度	性	能	の基準(1 試験 1 び表1 曲げう っていた係数 2 試験 15には 強さる は表1	こ適合すと、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、<li< td=""><td>ること。 ぎ材の95 る寸法型 の曲げ得たの全 大変を値 大変を値 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を</td><td>験(たて約 - 5%以上の 5%以上の 5%以上の 15に掲げ の①のであ が 4がであるこ であるこ であるこ</td><td>曲げ強 (エッジ) (こま1516) (ここと。 (本型では、 (15に掲げた) (15に掲げた) (15に掲げた)</td><td>さが、フ フイズのエ ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス</td><td>ラットワ あっては ッジワイン 寸法型式 トワイン マワイズに 型式に応 WPa又はI</td><td>7 イズ及 は表14の ・ズに応じ で及び表 4の曲げ こあって こじた係</td></li<>	ること。 ぎ材の95 る寸法型 の曲げ得たの全 大変を値 大変を値 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を	験(たて約 - 5%以上の 5%以上の 5%以上の 15に掲げ の①のであ が 4がであるこ であるこ であるこ	曲げ強 (エッジ) (こま1516) (ここと。 (本型では、 (15に掲げた) (15に掲げた) (15に掲げた)	さが、フ フイズのエ ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス	ラットワ あっては ッジワイン 寸法型式 トワイン マワイズに 型式に応 WPa又はI	7 イズ及 は表14の ・ズに応じ で及び表 4の曲げ こあって こじた係

樹種群	等級	曲げ	`強さ
		<u>①</u>	<u>②</u>
<u>DFir-L</u>	特級	40.5	<u>36.0</u>
	1級	<u>27.6</u>	<u>24.6</u>
	2級	24.3	<u>21.6</u>
	3級	14.2	12.6
Hem-Tam	特級	33.0	<u>29.4</u>
	1級	<u>20.2</u>	<u>18.0</u>
	2級	<u>15.5</u>	<u>13.8</u>
	3級	<u>9.4</u>	<u>8.4</u>
Hem-Fir	特級	<u>38.4</u>	<u>34.2</u>
	1級	<u>26.3</u>	<u>23.4</u>
	2級	<u>22.9</u>	<u>20.4</u>
	3級	<u>13.5</u>	<u>12.0</u>
S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir	特級	<u>33.7</u>	<u>30.0</u>
	1級	<u>24.9</u>	<u>22.2</u>
	2級	<u>24.3</u>	<u>21.6</u>
	3級	<u>14.2</u>	<u>12.6</u>
W Cedar	特級	<u>26.3</u>	<u>23.4</u>
	1級	<u>18.9</u>	<u>16.8</u>
	2級	<u>18.2</u>	<u>16.2</u>
	3級	10.8	<u>9.6</u>
SYP	特級	<u>43.8</u>	<u>39.0</u>
	1級	<u>27.4</u>	<u>24.4</u>
	2級	<u>20.8</u>	<u>18.5</u>
	3級	<u>11.9</u>	<u>10.6</u>
JS I	特級	<u>37.8</u>	<u>33.6</u>
	1級	<u>26.6</u>	<u>23.7</u>
	2級	<u>24.9</u>	<u>22.2</u>
	3級	<u>14.5</u>	<u>12.9</u>
JS II	特級	<u>31.9</u>	<u>28.4</u>
	1級	<u>22.9</u>	<u>20.4</u>
	2級	<u>21.9</u>	<u>19.5</u>
	3級	<u>12.7</u>	<u>11.3</u>
JS III	特級	<u>25.3</u>	<u>22.5</u>
	1級	<u>18.1</u>	<u>16.1</u>
	2級	<u>17.4</u>	<u>15.5</u>
	3級	<u>10.1</u>	<u>9.0</u>

		<u>①</u>	<u>②</u>
<u>DFir-L</u>	特級	<u>40. 5</u>	<u>36. 0</u>
	1級	<u>27. 6</u>	<u>24. 6</u>
	2級	<u>24. 3</u>	<u>21.6</u>
	3級	<u>14. 2</u>	<u>12. 6</u>
<u>Hem-Tam</u>	特級	<u>33. 0</u>	<u>29. 4</u>
	1級	<u>20. 2</u>	<u>18. 0</u>
	2級	<u>15. 5</u>	<u>13. 8</u>
	3級	<u>9. 4</u>	8.4
<u>Hem-Fir</u>	特級	<u>38. 4</u>	<u>34. 2</u>
	1級	<u>26. 3</u>	<u>23. 4</u>
	2級	<u>22. 9</u>	<u>20. 4</u>
	<u>3級</u>	<u>13. 5</u>	<u>12. 0</u>
<u>S-P-F又はSpru</u>	特級	<u>33. 7</u>	<u>30. 0</u>
<u>ce-Pine-Fir</u>	1級	<u>24. 9</u>	<u>22. 2</u>
	2級	<u>24. 3</u>	<u>21.6</u>
	3級	<u>14. 2</u>	<u>12.6</u>
<u>W Cedar</u>	特級	<u>26. 3</u>	<u>23. 4</u>
	1級	<u>18. 9</u>	<u>16.8</u>
	2級	<u>18. 2</u>	<u>16. 2</u>
	3級	<u>10. 8</u>	<u>9.6</u>
SYP	特級	43.8	<u>39. 0</u>
	1級	<u>27. 4</u>	<u>24. 4</u>
	2級	<u>20. 8</u>	<u>18. 5</u>
	3級	<u>11. 9</u>	<u>10. 6</u>
<u>J S I</u>	特級	<u>37. 8</u>	<u>33. 6</u>
	1級	<u>26. 6</u>	<u>23. 7</u>
	2級	<u>24. 9</u>	<u>22. 2</u>
	3級	<u>14. 5</u>	<u>12. 9</u>
J S II	特級	<u>31. 9</u>	<u>28. 4</u>
	1級	<u>22. 9</u>	<u>20. 4</u>
	2級	<u>21. 9</u>	<u>19. 5</u>
	3級	<u>12. 7</u>	<u>11. 3</u>
<u>JSⅢ</u>	特級	<u>25. 3</u>	<u>22. 5</u>
	1級	<u>18. 1</u>	<u>16. 1</u>
	2級	<u>17. 4</u>	<u>15. 5</u>
	3級	<u>10. 1</u>	<u>9. 0</u>

表 17 - 甲種たて継ぎ材の寸法型式に応じた係数

寸法型式	エッジワイズ
<u>206</u>	<u>0.84</u>
<u>208</u>	0.75
<u>210</u>	0.68
212	0.63

4.6.6 材面の品質

4.2.4 に規定する甲種枠組材の規格の各等級の材面の品質の基準に適合しなければならない。

4.6.7 材料

4.6.7.1 たて継ぎに使用する木材

たて継ぎされる木材が、同一樹種群のもので構成されていなければならない。

4.6.7.2 接着剤

接着剤がレゾルシノール樹脂、レゾルシノール・フェノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能 を有するものでなければならない。

4.6.8 たて継ぎ部の品質

4.6.8.1 節又は穴

木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下でなければならない。

4.6.8.2 丸身

厚丸身が 1/2 以下でなければならない。

村面の品質	_	国 rj,「S ce-Pin YPj,「 「JS II る樹種を は髄(ラ に限る 句の他	り これ -P- e - JS IJ シアン ション ション ション ション ション ション ション ショ	'	第す材象	ぎ材の寸法型 <u>係</u>	別表第3による 型式に応じた係数 0.84 0.75 0.68 0.63 第4条に規定 する甲種枠組 材の品質の基準を適用する。	
材			料	<u>Ł.</u>				構成されているこ ・レゾルシノール
たて継	節 又	は	<u>穴</u>	共縮合樹脂又 <u>と。</u>	はこ	れと同等以」	上の性能を有する	
ぎ	丸		身	厚丸身が1/2	以下	であること。		

<u>4.6.8.3</u> やにつぼ

ないこと。ただし、3級にあっては、木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下でなければならない。

4.6.8.4 段差

1.5 mm 以下でなければならない。ただし、3 級にあっては、一方の段差が 1.5 mm 以下であり、かつ、他方の段差が 3 mm 以下でなければならない。

<u>4.6.8.5</u> フィンガージョイントの形状

フィンガージョイントの長さが12 mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガージョイントの先端と他方のひき板のフィンガージョイントの底部の隙き間が、1.5 mm以下でなければならない。

☆	部	
<u> </u>	やにつぼ	ないこと。ただし、3級にあっては、木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。
	段 差	1.5mm以下であること。ただし、3級にあっては、一方の段差が1.5mm以下であり、かつ、他方の段差が3mm以下であること。
	フィンガーの形状	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙き間が、1.5mm以下であること。
	寸 法	1 寸法型式が203、204、206、208、210又は212であること。 2 第4条に規定する甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2
丰 =	表示事項	を適用する。 前条に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格の表示の表示事項の基
<u>表</u> <u>₹</u> 示	表 示 事 項	加来に死たりるたく作用たく極されの規格の表示の表示事項の基準を適用する。
I — —	表 示 の 方 法	1 表示事項の基準において適用する前条のたて枠用たて継ぎ材
		の規格の表示の表示事項の基準の1の(1)から(4)までに掲げる
		事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。
		<u>(1)</u> <u>品名</u>
		「たて継ぎ材」又は「FJ」と記載すること。
		(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す
		文字ア 樹種名を表示するものにあっては、別表第3に掲げ
		る樹種の名称を記載すること。_
		<u>イ</u> <u>樹種群を表示するものにあっては、同表に掲げる樹種群</u>
		の略号を記載すること。
		<u>ウ</u> 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあって
		は、同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げ
		る樹種の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げ
		る樹種群の略号を記載すること。
		(3) 寸法型式名
		<u>第3条の表1に掲げる寸法型式名記載すること。</u> (4) 長さ
		<u>₹₹</u> <u>₹₹</u> <u>₹₹</u> <u>₹₹</u> ₹
		2 表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を
		使用している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド
		系接着剤使用」と記載すること。
		3 表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと(長さ表示

[やすい箇所に明瞭にしてあること。
表示	禁	止	事	項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。
					(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛
					盾する用語
					(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

4.7 乙種たて継ぎ材の規格

乙種たて継ぎ材は、次の基準に適合しなければならない。

4.7.1 寸法型式

寸法型式が、203、204、304、404 又は204W でなければならない。

<u>4.7.2</u> 寸法

表示された寸法と JAS 0600-2 の 5.1 寸法の測定試験の結果の差が 4.2.2 表 2 に掲げる数値以下でなければならない。

4.7.3 含水率

JAS 0600-2 の 5.2 含水率試験の結果,同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が 19 %以下でなければならない。ただし,"D15"と表示するものにあっては,試験片の含水率の平均値が 15 %以下でなければならない。

4.7.4 接着の程度

4.5.3 に規定する、接着の程度の基準に適合しなければならない。

4.7.5 曲げ強度性能

JAS 0600-2 の 5.6 曲げ試験 (たて継ぎ部) の結果, 次の基準に適合しなければならない。

- a) 試験たて継ぎ材の95%以上の曲げ強さが表18の曲げ強さの①の値以上でなければならない。
- **b)** 試験たて継ぎ材の全ての曲げ強さが表 18 の曲げ強さの②の値以上でなければならない。

表 18 - 乙種たて継ぎ材の曲げ強さの基準

<u>単位</u> MPa 又は N/mm²

		<u> </u>	<u> </u>	
樹種群	等級	曲げ強さ		
		<u>①</u>	2	
DFir-L	コンストラクショ	18.2	<u>16.2</u>	
	<u>~</u>			
	スタンダード	10.8	<u>9.6</u>	
	<u> ユティリティ</u>	<u>4.7</u>	4.2	
Hem-Tam	<u>コンストラクショ</u>	<u>11.5</u>	<u>10.2</u>	
	<u>~</u>			
	<u>スタンダード</u>	<u>6.1</u>	<u>5.4</u>	
	<u> ユティリティ</u>	<u>3.4</u>	3.0	
Hem-Fir	コンストラクショ	<u>17.5</u>	<u>15.6</u>	

(乙種たて継ぎ材の規格)

第9条 乙種たて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

<i>3</i> >	<u>R 2種にて概さ初の規格</u> 区 分	fは、 が のこわりこり	<u>る。</u> 基	準	
	<u></u>	コンストラクション	スタンダード	ユラ	- イリティ
	(新設)				
	接着の程度	第7条に規定するた		見格の品質の	接着の程度の
		基準を適用する。			
	含 水 率	別記の3の(1)の含2	k率試験を行い、同一	試料から採耳	负した試験片
		の含水率の平均値が	19%以下であること。	_	
	曲げ強度性能	別記の3の(6)の曲に	げ試験 (たて継ぎ部)	を行い、次の	01及び2の
		値以上であること2試験たて継ぎ材上であること。	<u></u> の95%以上の曲げ強さ	表16の曲げ強	
				<u></u> 曲げ	強さ
		樹種群	<u>等 級</u>	<u>(MPa又は</u> ①	
		DFir-L	コンストラクショ	18. 2	16. 2
			<u>~</u>	10.8	9. 6
			スタンダード	4. 7	4. 2
		Ham Tam	<u>ユティリティ</u> コンストラクショ	11 E	10.0
		<u>Hem—Tam</u>	<u> </u>	11. <u>5</u> 6. 1	10. 2 5. 4
			<u>~</u> スタンダード	3. 4	5. <u>4</u> 3. 0
			ユティリティ		
		<u>Hem-Fir</u>	コンストラクショ	<u>17. 5</u>	<u>15. 6</u>

	<u>\\ \rightarrow</u>		
	スタンダード	10.1	9.0
	ユティリティ	4.7	4.2
<u>S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir</u>	コンストラクショ	18.2	16.2
	<u>~</u>		
	<u>スタンダード</u>	<u>10.1</u>	9.0
	<u>ユティリティ</u>	<u>4.7</u>	<u>4.2</u>
W Cedar	<u>コンストラクショ</u>	<u>13.5</u>	<u>12.0</u>
	<u>ン</u>		
	<u>スタンダード</u>	<u>7.4</u>	6.6
	<u>ユティリティ</u>	<u>4.0</u>	<u>3.6</u>
SYP	コンストラクショ	<u>15.6</u>	<u>13.9</u>
	<u>ン</u>		
	<u>スタンダード</u>	<u>8.8</u>	<u>7.8</u>
	<u>ユティリティ</u>	<u>4.2</u>	<u>3.7</u>
JS I	コンストラクショ	<u>19.0</u>	<u>16.9</u>
	<u>ン</u>		
	<u>スタンダード</u>	<u>10.5</u>	<u>9.3</u>
	<u>ユティリティ</u>	<u>4.9</u>	<u>4.4</u>
JS II	コンストラクショ	<u>16.6</u>	14.8
	<u>~</u>		
	<u>スタンダード</u>	<u>9.2</u>	<u>8.2</u>
	<u> ユティリティ</u>	<u>4.4</u>	<u>3.9</u>
JS III	コンストラクショ	13.3	<u>11.8</u>
	<u>×</u>		
	<u>スタンダード</u>	<u>7.3</u>	<u>6.5</u>
	<u>ユティリティ</u>	<u>3.5</u>	<u>3.1</u>

<u>4.7.6</u> 材面の品質

4.3.4 に規定する乙種枠組材の規格の各等級の材面の品質の基準に適合しなければならない。

	<u>\sigma</u>	<u>10. 1</u>	9.0
	スタンダード		
	<u>ユティリティ</u>	4.7	4. 2
S-P-F又は	コンストラクショ	18. 2	<u>16. 2</u>
Spruce-Pine-	<u>×</u>	<u>10. 1</u>	9.0
Fir	スタンダード	4. 7	4.2
	ユティリティ		
W Cedar	コンストラクショ	<u>13. 5</u>	<u>12. 0</u>
	<u>×</u>	7. 4	6.6
	スタンダード	4.0	3.6
	<u> ユティリティ</u>		
SYP	コンストラクショ	<u>15. 6</u>	<u>13. 9</u>
	<u>×</u>	8.8	7.8
	スタンダード	4. 2	3.7
	<u>ユティリティ</u>		
<u>JSI</u>	コンストラクショ	<u>19. 0</u>	<u>16. 9</u>
	<u>~</u>	<u>10. 5</u>	9.3
	スタンダード	4.9	4.4
	<u> コティリティ</u>		
<u>JSII</u>	コンストラクショ	<u>16. 6</u>	<u>14. 8</u>
	<u>×</u>	9.2	8.2
	スタンダード	4.4	3.9
	<u> ユティリティ</u>		
<u>JSⅢ</u>	コンストラクショ	13.3	<u>11.8</u>
	<u>×</u>	7.3	6. 5
	スタンダード	3. 5	<u>3. 1</u>
	<u>ユティリティ</u>		

(注) 樹種群に対応する樹種は、別表第3による。

材	節又は穴
面	腐れ
\mathcal{O}	変 色
品	丸身
質	割 れ
	加工上の欠点
	<u>曲</u> がり
	反り又はねじれ
	髄(ラジアタパイ

第5条に規定する乙
種枠組材の規格のコ
ンストラクションの
品質の基準を適用す
る。

第5条に規定する乙 種枠組材の規格のス タンダードの品質の 基準を適用する。

第5条に規定する乙 種枠組材の規格のユ ティリティの品質の 基準を適用する。

4.7.7 材料

<u>4.7.7.1</u> たて継ぎに使用する木材

たて継ぎされる木材が同一樹種群のもので構成されていなければならない。

4.7.7.2 接着剤

接着剤がレゾルシノール樹脂、レゾルシノール・フェノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。

4.7.8 たて継ぎ部の品質

4.7.8.1 節又は穴

木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下でなければならない。

4.7.8.2 丸身

厚丸身が 1/2 以下でなければならない。

4.7.8.3 やにつぼ

木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下でなければならない。

4.7.8.4 段差

1.5 mm 以下でなければならない。ただし、ユティリティにあっては、一方の段差が 1.5 mm 以下であり、かつ、他方の段差が 3 mm 以下でなければならない。

<u>4.7.8.5</u> フィンガージョイントの形状

フィンガージョイントの長さが12 mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガージョイントの先端と他方のひき板のフィンガージョイントの底部の隙き間が、1.5 mm以下でなければならない。

		<u>ンに限る。)</u> 繊維走向の傾斜	
		その他の欠点	
	<u>材</u>	料料_	1 たて継ぎされる木材が同一樹種群のもので構成されているこ と。
			2 接着剤がレゾルシノール樹脂、フェノール・レゾルシノール共 縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものであること。
	<u>た</u> て 継	節又は穴	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であるこ と。
	<u>ぎ</u> 部	丸 身	<u>厚丸身が 1 / 2 以下であること。</u>
		やにつぼ	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であること。
		段 差	1.5mm以下であること。ただし、ユティリティにあっては、一方の 段差が1.5mm以下であり、かつ、他方の段差が3mm以下であること。
		フィンガーの形状	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙き間が、1.5mm以下であること。
	寸	法	1 <u>寸法型式が203又は204であること。</u>
			2 第4条に規定する甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を 適用する。
表		示	第8条に規定する甲種たて継ぎ材の規格の表示の基準を適用する。

4.8 MSR たて継ぎ材の規格

MSR たて継ぎ材は、次の基準に適合しなければならない。

4.8.1 寸法型式

寸法型式が, 203, 204, 206, 208, 210 又は 210 でなければならない。

4.8..2 寸法

表示された寸法と JAS 0600-2 の 5.1 寸法の測定試験の結果の差が 4.2.2 表 2 に掲げる数値以下でなければならない。

4.8.3 含水率

JAS 0600-2 の 5.2 含水率試験の結果,同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が 19 %以下でなければならない。ただし,"D15"と表示するものにあっては,試験片の含水率の平均値が 15 %以下でなければならない。

4.8.4 接着の程度

4.5.3 に規定する、接着の程度の基準に適合しなければならない。

4.8.5 曲げ強度性能

JAS 0600-2 の **5.5** 曲げ試験(MSR 区分)の結果,次の基準に適合しなければならない。

- **a)** 曲げヤング係数の平均値が, **4.4.4 表 8** の MSR 等級に対応する, 同表の曲げヤング係数①の数値 以上でなければならない。
- **b)** 曲げヤング係数が、**4.4.4 表 8** の MSR 等級に対応する、同表の曲げヤング係数②の数値以上でなければならない。
- c) 4.4.4 c)式(1)により、計算された荷重に至るまで破壊されないこと。

4.8.6 材料

4.8.6.1 たて継ぎに使用する木材

たて継ぎに使用する材は、MSR 区分された同一樹種群のものであって、4.4.4 に規定する曲げ強度性能の MSR 等級が同一のものであり、かつ、4.4.10 に規定する材の両端部の品質の基準に適合するものでなければならない。

4.8.6.2 接着剤

接着剤はレゾルシノール樹脂、レゾルシノール・フェノール共縮合樹脂又はこれと同等以上の性能

(MSRたて継ぎ材の規格)

第10条 MSRたて継ぎ材の規格は、次のとおりとする。

10>		基準
1	区 分	<u> </u>
品 質	(新設)	
	接着の程度	第7条に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格の品質の接着の程度の
		基準を適用する。
	含 水 率	別記の3の(1)の含水率試験を行い、同一試料から採取した試験片
		の含水率の平均値が19%以下であること。
	曲げ強度性能	第6条に規定するMSR枠組材の規格の品質の曲げ強度性能の基準 を適用する。
	丸身	第6条に規定するMSR枠組材の規格の品質の該当部分の基準を適
	<u>割</u>	用する。
	反り又はねじれ	
	幅面の材縁部の品質	
İ	その他の欠点	
	材料	1 たて継ぎに使用する材は、MSR区分された同一樹種群のもの
		であって、第6条に規定するMSR枠組材の品質の曲げ強度性能
		の表6左欄に掲げるMSR等級が同一のものであり、かつ、同条
		に規定するMSR枠組材の品質の材の両端部の品質の基準に適合
		<u>するものであること。</u> 2 接着剤がレゾルシノール樹脂、フェノール・レゾルシノール共
		2 接着剤がレブルンプール樹脂、プェブール・レブルンプール共 縮合樹脂又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

を有するものでなければならない。

4.8.7 たて継ぎ部の品質

4.8.7.1 節又は穴

木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の 10 %以下でなければならない。

<u>4.8.7.2</u> 丸身

厚丸身が 1/2 以下でなければならない。

<u>4.8.7.3</u> やにつぼ

ないこと。

4.8.7.4 段差

1.5 mm 以下でなければならない。

<u>4.8.7.5</u> フィンガージョイントの形状

フィンガージョイントの長さが12 mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィンガージョイントの先端と他方のひき板のフィンガージョイントの底部の隙き間が、1.5 mm以下でなければならない。

	た	節	又	は	穴	木口面に投影したときの面積が、木口面の面積の10%以下であるこ
	て					<u> </u>
	継					
	ぎ	丸			身	厚丸身が1/2以下であること。
	部					
		P	に	つ	ぼ	ないこと。
		段			差	1.5mm以下であること。
		フィ	ンガ	<u>ーの</u>	形状	フィンガーの長さが12mm以上であり、かつ、一方のひき板のフィン
						ガーの先端と他方のひき板のフィンガーの底部の隙き間が、1.5mm
						以下であること。
	寸				法	1 寸法型式が203、204、206、208、210又は212であること。
						2 第4条に規定する甲種枠組材の規格の品質の寸法の基準の2を
						<u>適用する。</u>
<u>表</u>	表	示	;	事	項	1 次の事項を一括して表示してあること。
示						<u>(1)</u> <u>品名</u>
						(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文
						<u>字</u>
						(3) MSR等級
						<u>(4)</u> 寸法型式名
						<u>(5)</u> 長さ
						(6) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は
						販売業者を表す文字
						2 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認
						<u> 証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、1に規定</u>
						するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨
						を表示することができる。
	<u>表</u>	示	の	方	法	1 表示事項の基準の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、
						次に規定する方法により行われていること。
						<u>(1)</u> <u>品名</u>
						$_\lceil MSR$ たて継ぎ材」又は「 $FJ-MSR$ 」と記載すること。
						(2) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文
						<u>字</u>
						<u>ア</u> 樹種名を表示するものにあっては、別表第3に掲げる樹種
						の名称を記載すること。
						<u>イ</u> 樹種群を表示するものにあっては、同表に掲げる樹種群の

	略号を記載すること。
	ウ 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するものにあっては、
	同一荷口に含まれる全ての樹種について、同表に掲げる樹種
	の名称を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群
	の略号を記載すること。
	(3) MSR等級
	第6条の表6のMSR等級を記載すること。
	(4) 寸法型式名
	第3条の表1に掲げる寸法型式名を記載すること。
	<u> </u>
	<u>(の RC</u> 長さは、mm、cm又はmの単位を明記して記載すること。
	2 表示事項の基準の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使
	型
	着剤使用」と記載すること。
	3 表示事項の基準に規定する事項の表示は、材ごと(長さ表示に
	あっては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと。)に見やす
	い箇所に明瞭にしてあること。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。
	(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾
	<u>する用語</u>
	(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

5 表示

5.1 表示事項

5.1.1 甲種枠組材及び乙種枠組材の表示事項

- **a)** 次の事項を一括して表示しなければならない。
- 1) 樹種名、樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 2) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字
- <u>3)</u> <u>長</u>さ
- 4) 製造業者又は販売業者⁸⁾の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者⁸⁾を表す文字 注⁸⁾ 輸入品にあっては、輸入業者
- **b)** 保存処理を施した旨を表示するものにあっては、**a)**に規定するもののほか、性能区分及び使用した木材保存剤を一括して記載しなければならない。

5.1.2 MSR 枠組材の表示事項

- a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。
- 1) 品名
- 2) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 3) MSR 等級
- 4) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字
- <u>5)</u> 長さ
- 6) 製造業者又は販売業者8の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者8を表す文字
- **b)** 引張り強度性能を表示するものにあっては、**a)**に規定するもののほか、引張り強度性能を一括して記載しなければならない。

5.1.3 たて枠用たて継ぎ材、甲種たて継ぎ材及び乙種たて継ぎ材の表示事項

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。
- 1) 品名
- 2) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 3) 寸法型式名
- 4) 長さ
- 5) 製造業者又は販売業者⁸⁾の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者⁸⁾を表す文字
- b) ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、a)に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示してもよい。

<u>5.1.4</u> MSR たて継ぎ材の表示事項

- a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。
- 1) 品名
- 2) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 3) MSR 等級
- 4) 寸法型式名
- 5) 長さ

- 6) 製造業者又は販売業者⁸⁾の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者⁸⁾を表す文字
- b) ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、a)に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示してもよい。
- 5.2 表示の方法
- 5.2.1 甲種枠組材及び乙種枠組材の表示の方法
- **5.2.1.1 5.1.1 a)**に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
- a) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- <u>1)</u> <u>樹種名を表示するもの</u> <u>附属書 D に掲げる樹種の名称⁹を記載しなければならない。</u>注⁹ **附属書 D** に掲げる樹種以外のものにあっては、その樹種の一般名。
- 2) 樹種群を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。
- 3) 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するもの 同一荷口に含まれる全ての樹種について、附属 書 D に掲げる樹種の名称のを記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。
- b) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字 4.1 に掲げる寸法型式名に、未乾燥材にあっては "G" を、乾燥材にあっては "D"の文字を付して記載しなければならない。ただし、乾燥材のうち、含水率が 15 %以下のものにあっては、"D15" と記載してもよい。
- c) 長さ mm, cm 又は m の単位を明記して記載しなければならない。
- 5.2.1.2 保存処理
- 5.1.1 b)の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
- **a)** 性能区分 K1 のものにあっては "保存処理 K1" と, K2 のものにあっては "保存処理 K2" と, K3 のものにあっては "保存処理 K3" と, K4 のものにあっては "保存処理 K4" と, K5 のものにあっては "保存処理 K5" と記載しなければならない。
- b) 使用した木材保存剤 4.2.6.1 表 4 に掲げる薬剤名又記号をもって記載しなければならない。
- 5.2.2 MSR 枠組材の表示の方法
- **5.2.2.1 5.1.2 a)**に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
- a) 品名 "MSR" と記載しなければならない。
- b) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 1) 樹種名を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種の名称⁹⁾を記載しなければならない。
- 2) 樹種群を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。
- 3) 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するもの 同一荷口に含まれる全ての樹種について、附属 書 D に掲げる樹種の名称⁹⁾を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。
- c) MSR 等級 4.4.4 表 8 の MSR 等級を記載しなければならない。
- d) 寸法型式名及び未乾燥材又は乾燥材の別を表す文字 4.1 に掲げる寸法型式名に、未乾燥材にあっては "G" を、乾燥材にあっては "D" の文字を付して記載しなければならない。ただし、乾燥材のうち、含水率が 15 %以下のものにあっては、"D15" と記載してもよい。
- e) 長さ mm, cm 又は m の単位を明記して記載しなければならない。

5.2.2.2 引張り強度性能

5.1.2 b)の表示は, **4.4.5 表 11** の引張り強度性能を表示しなければならない。

5.2.3 たて枠用たて継ぎ材の表示の方法

- **5.2.3.1 5.1.3 a**)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
- a) 品名 "たて枠用たて継ぎ材"又は "FJ STUD" と記載しなければならない。
- b) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 1) 樹種名を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種の名称⁹⁾を記載しなければならない。
- 2) 樹種群を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。
- 3) 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するもの 同一荷口に含まれる全ての樹種について、附属 書 D に掲げる樹種の名称⁹⁾を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載 しなければならない。
- c) 寸法型式名 4.1 に掲げる寸法型式名を記載しなければならない。ただし、含水率が15%以下の ものにあっては、寸法型式名に"D15"の文字を付して記載してもよい。
- d) 長さ mm, cm 又は m の単位を明記して記載しなければならない。
- 5.2.3.2 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合

5.1.3 b)によって、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、"非ホルムアルデヒド系接着剤使用"と記載しなければならない。

- 5.2.4 甲種たて継ぎ材及び乙種たて継ぎ材の表示の方法
- 5.2.4.1 5.1.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
- a) 品名 "たて継ぎ材"又は"FJ"と記載しなければならない。
- b) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 1) 樹種名を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種の名称⁹⁾を記載しなければならない。
- 2) 樹種群を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。
- 3) 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するもの 同一荷口に含まれる全ての樹種について、附属 書 D に掲げる樹種の名称⁹⁾を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。
- c) 寸法型式名 4.1 に掲げる寸法型式名を記載しなければならない。ただし、含水率が15%以下の ものにあっては、寸法型式名に"D15"の文字を付して記載してもよい。
- d) 長さ mm, cm 又は m の単位を明記して記載しなければならない。
- 5.2.4.2 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合

5.1.3 b)によって、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、"非ホルムアルデヒド系接着剤使用"と記載しなければならない。

5.2.5 MSR たて継ぎ材の表示の方法

- 5.2.5.1 5.1.4 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。
- a) 品名 "MSR たて継ぎ材"又は"FJ-MSR"と記載しなければならない。
- b) 樹種名, 樹種群又は同一樹種群内の複数の樹種名を表す文字
- 1) 樹種名を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種の名称⁹を記載しなければならない。
- 2) 樹種群を表示するもの 附属書 D に掲げる樹種群の略号を記載しなければならない。

- 3) 同一樹種群内の複数の樹種名を表示するもの 同一荷口に含まれる全ての樹種について、附属 書 D に掲げる樹種の名称⁹⁾を記載し、その次に括弧を付して同表に掲げる樹種群の略号を記載し なければならない。
- c) MSR 等級 4.4.4 表 8 の MSR 等級を記載しなければならない。
- d) 寸法型式名 4.1 に掲げる寸法型式名を記載しなければならない。ただし、含水率が15%以下のものにあっては、寸法型式名に"D15"の文字を付して記載してもよい。
- e) 長さ mm, cm 又は m の単位を明記して記載しなければならない。

5.2.5.2 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合

<u>5.1.4 b)</u>によって、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、"非ホルムアルデヒド系接着剤使用"と記載しなければならない。

<u>5.2.6</u> 表示箇所

5.2 の表示は、材ごと¹⁰に見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

注™ 長さ表示にあっては、材ごと又は寸法が同一である各こりごと明瞭にしなければならない。

5.3 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- **a)** 5.1 の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- b) その他品質を誤認させるような文字, 絵その他の表示

<u>附属書 A</u> (規定)

試験試料の採取・試験結果の判定

A.1 試験試料の採取

A.1.1 枠組壁工法構造用製材

- a) JAS 0600-2 5.1 寸法の測定試験 5.1 寸法の測定試験に供する枠組壁工法構造用製材(以下"試料枠組材"という。)は、枠組壁工法構造用製材の1荷口から10本の試料枠組材を無作為に採取するものとする。ただし、再試験を行う場合には、20本の試料枠組材を採取したものにより行うものとする。
- b) JAS 0600-2 5.2 含水率試験 5.2 含水率試験に供する試験片は、枠組壁工法構造用製材の1荷口から5本を無作為に抽出し、その試料枠組材から採取するものとする。ただし、再試験を行う場合には、10本の試料枠組材から採取する試験片により行うものとする。
- c) JAS 0600-2 5.8 浸潤度試験及び 5.9 吸収量試験 5.8 浸潤度試験及び 5.9 吸収量試験に供する試料枠組材は、1 荷口から表 A.1 の左欄に掲げる本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料枠組材を無作為に抽出するものとする。ただし、枠組壁工法構造用製材の樹種及び枠組壁工法構造用製材に対する薬剤の浸潤の仕様が特定しており、5.8 浸潤度試験(切断により試験片を採取する場合に限る。)の結果、薬剤の浸潤度の判定を客観的に行うことができると登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合(ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものは除く。)には、表 A.2 によることができる。

表 A.1 - 浸潤度試験及び吸収量試験における試験片を切断により採取する場合の抽出本数

<u>単位</u> 本

荷口の枠組壁工法	と構造用製材の本数	試料枠組材の本数b)
	1 000 以下	<u>2</u>
<u>1 001 以上</u>	2 000 以下	<u>3</u>
2 001 以上	3 000 以下	<u>4</u>
3 001 以上	<u>4 000 以下</u>	<u>5</u>
<u>4 001 以上</u>	6 000 以下	<u>6</u>
6 001 以上	8 000 以下	<u>7</u>
8 001 以上	<u>10 000 以下</u> a)	<u>8</u>

注a) 荷口が 10 000 本を超える場合には, 1 荷口がそれぞ れ 10 000 本以下となるように分割する。

<u>注</u>^b 浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に掲げる本 数の2倍の試料枠組材を抽出する。

表 A.2 - 浸潤度試験及び吸収量試験における試験片を生長錐により採取する場合の抽出本数

<u>単位</u> 本

荷口の枠組壁工法構造用製材の本数 | 試料枠組材の本数b)

	1 000 以下	<u>8</u>
1 001 以上	2 000 以下	<u>12</u>
2 001 以上	3 000 以下	<u>16</u>
3 001 以上	4 000 以下	<u>20</u>
<u>4 001 以上</u>	6 000 以下	<u>24</u>
6 001 以上	8 000 以下	<u>28</u>
8 001 以上	10 000 以下 a)	<u>32</u>
<u>注a)</u> 荷口が100	00 本を超える場合に	は, 1荷口がそれぞ

れ 10 000 本以下となるように分割する。

注^{b)} 浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に掲げる本 数の2倍の試料枠組材を抽出する。

d) JAS 0600-2 5.5 曲げ試験 (MSR 区分) 及び 5.7 引張り試験 5.5 曲げ試験 (MSR 区分) MSR 枠 組材及び 5.7 引張り試験 MSR 枠組材(以下"試験 MSR 枠組材"という。)の抽出は、それぞれの 試験ごとに、荷口の大きさにかかわらず28本又は53本を無作為に抽出するものとする。

A.1.2 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

- a) JAS 0600-2 5.1 寸法の測定試験 5.1 寸法の測定試験に供する枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以 下"試料たて継ぎ材"という。)は、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の1荷口から10本の試料たて 継ぎ材を無作為に採取するものとする。ただし、再試験を行う場合には、20本の試料たて継ぎ 材を採取したものにより行うものとする。
- b) JAS 0600-2 5.2 含水率試験, 5.3 煮沸繰返し試験, 5.4 減圧加圧試験及び 5.6 曲げ試験(たて継ぎ 部) 5.2 含水率試験, 5.3 煮沸繰返し試験, 5.4 減圧加圧試験に供する試験片を切り取る枠組壁 工法構造用たて継ぎ材(以下"試料たて継ぎ材"という。)又は5.6曲げ試験(たて継ぎ部)に 供する試験たて継ぎ材の抽出は、表 A.3 の左欄に掲げる枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数に応 じ、1 荷口からそれぞれ同表の右欄に掲げる本数を無作為に抽出する方法によるものとする。た だし、試料たて継ぎ材については、曲げ試験(たて継ぎ部)を行った後の試験たて継ぎ材を利用 することができるものとする。

表 A.3 - 含水率試験、煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び曲げ試験(たて継ぎ部)における抽出本数 単位 本

			<u> </u>			
荷口の枠組壁工	法構造用たて	試料たて継ぎ材又は試験たて継ぎ材の本数a)				
継ぎ材の本数		試料たて継ぎ材の本数	試験たて継ぎ材の本数			
	2 000 以下	<u>20</u>	<u>40</u>			
2 001 以上	5 000 以下	<u>25</u>	<u>50</u>			
5 001 以上	15 000 以下	<u>30</u>	<u>60</u>			
15 001 以上	40 000 以下	<u>40</u>	<u>80</u>			
40 001 以上		<u>50</u>	<u>100</u>			

- <u>注</u>^{a)} 含水率試験,煮沸繰返し試験及び減圧加圧試験において再試験を行う場合, 左に掲げる試料たて継ぎ材の本数の2倍の試料たて継ぎ材を抽出する。
- c)JAS 0600-2 5.5 曲げ試験 (MSR 区分)5.5 曲げ試験 (MSR 区分) に供する MSR たて継ぎ材 (以下 "曲げ試験 MSR たて継ぎ材"という。) の抽出は、荷口の大きさにかかわらず 28 本又は 53 本を無作為に抽出するものとする。

A.2 試験結果の判定

<u>A.2.1</u> 枠組壁工法構造用製材の判定

- a) JAS 0600-2 5.1 寸法の測定試験, 5.2 含水率試験及び 5.8 浸潤度試験 5.1 寸法の測定試験, 5.2 含水率試験及び 5.8 浸潤度試験にあっては, 1 荷口から抽出された試料枠組材のうち, 当該試験に係る基準に適合するものの数がその 90 %以上であるときは, その荷口の枠組壁工法構造用製材は, 当該試験に合格したものとし, 70 %未満であるときは, 不合格とする。適合するものの数が 70 %以上 90 %未満であるときは, その荷口の枠組壁工法構造用製材について改めて当該試験に要する試料枠組材を抽出して再試験を行い, その結果, 適合するものの数が 90 %以上であるときは, 当該試験に合格したものとし, 90 %未満であるときは, 不合格とする。
- b) JAS 0600-2 5.5 曲げ試験 (MSR 区分) 5.7 引張り試験及び 5.9 吸収量試験 5.5 曲げ試験 (MSR 区分) 5.7 引張り試験及び 5.9 吸収量試験にあっては、1 荷口から抽出された試料枠組材又は試験 MSR 枠組材が当該試験に係る基準に適合する場合には、当該試験に合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。

A.2.2 枠組壁工法構造用たて継ぎ材の判定

- a) JAS 0600-2 5.1 寸法の測定試験, 5.2 含水率試験, 5.3 煮沸繰返し試験及び 5.4 減圧加圧試験 5.1 寸法の測定試験, 5.2 含水率試験, 5.3 煮沸繰返し試験及び 5.4 減圧加圧試験にあっては, 1 荷口から抽出された試料たて継ぎ材から切り取られた試験片のうち, 当該試験に係る基準に適合するものの数が当該試験に係る総数の 90 %以上であるときは, その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材, 当該試験に合格したものとし, 70 %未満であるときは, 不合格とする。適合するものの数が 70 %以上 90 %未満であるときは, その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材について, 改めて当該試験に要する試料たて継ぎ材を抽出して再試験を行い, その結果, 適合するものの数が 90 %以上であるときは, 当該試験に合格したものとし, 90 %未満であるときは, 不合格とする。
- b) JAS 0600-2 5.5 曲げ試験 (MSR 区分) 及び 5.6 曲げ試験 (たて継ぎ部) 5.5 曲げ試験 (MSR 区分) 及び 5.6 曲げ試験 (たて継ぎ部) にあっては、1 荷口から抽出された試験たて継ぎ材が、当該試験に係る基準に適合する場合、合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。

(新設)

附属書 B <u>(規定)</u> 節及び穴の品質

B.1 甲種枠組材及び甲種たて継ぎ材の節及び穴の基準は、表 B.1 による。

表 B.1 - 甲種枠組材及び甲種たて継ぎ材の節及び穴の基準

単位 mm

											<u>単1</u>	<u> </u>
						<u>X</u>	分					
寸法型式	特級	<u>.</u>		1級			2級			3 級		
	節(不健		穴(不	節(2	下健_	穴(不	負	<u></u>	穴	負	行	<u>穴</u>
	全な	節	健全	全な	節	健全						
	を除	_	な節	を除		な節						
	<.)	を含	<.)	を含						
	中	材	む。)	中	材	む。)	中	材		中	材	
	央	縁		央	縁		央	縁		<u>央</u>	縁	
	部	部		部	部		部	部		部	部	
104	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	38	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	32	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>44</u>	<u>44</u>
<u>106</u>	<u>48</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	38	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	38	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>203</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>32</u>
204a)	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>44</u>	<u>44</u>
<u>205</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>48</u>	<u>32</u>	<u>29</u>	<u>60</u>	<u>41</u>	<u>35</u>	<u>76</u>	<u>57</u>	<u>48</u>
<u>206</u>	<u>48</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	<u>38</u>	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>208</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>70</u>	<u>51</u>	<u>38</u>	<u>89</u>	<u>64</u>	<u>51</u>	<u>114</u>	<u>89</u>	<u>64</u>
<u>210</u>	<u>67</u>	<u>48</u>	<u>32</u>	<u>83</u>	<u>64</u>	<u>38</u>	<u>108</u>	<u>83</u>	<u>64</u>	<u>140</u>	<u>114</u>	<u>76</u>
<u>212</u>	<u>76</u>	<u>57</u>	<u>32</u>	<u>95</u>	<u>76</u>	<u>38</u>	<u>121</u>	<u>95</u>	<u>76</u>	<u>165</u>	<u>140</u>	<u>89</u>
<u>304</u>	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>44</u>	<u>44</u>
<u>306</u>	<u>48</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	<u>38</u>	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>404</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>64</u>	<u>44</u>
<u>405</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>48</u>	<u>32</u>	<u>29</u>	<u>60</u>	<u>41</u>	<u>35</u>	<u>76</u>	<u>57</u>	<u>48</u>
<u>406</u>	<u>48</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	<u>38</u>	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>408</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>70</u>	<u>51</u>	<u>38</u>	<u>89</u>	<u>64</u>	<u>51</u>	<u>114</u>	<u>89</u>	<u>64</u>

注記 節の一部が材縁部に接する場合は、材縁部の数値を適用する。

<u>注a)</u> "204W"については、"204"の基準を適用する。

B.2 乙種枠組材,たて枠用たて継ぎ材及び乙種たて継ぎ材の節及び穴の基準は,表 B.2 による。

 $\underline{\mathbf{8}} \ \mathbf{B.2} - \mathbf{Z}$ 種枠組材,たて枠用たて継ぎ材及び \mathbf{Z} 種たて継ぎ材節及び穴の基準

<u>単位 mm</u>

			<u>区分</u>					
寸法型式	コンストラ	ラクション	<u>スタン</u>	<u>ダード</u>	<u>ユティリティ</u>			
	節(不健	穴(不健	節	<u>穴</u>	節	<u>穴</u>		
	全な節を	全な節を						
	<u>除く。)</u>	含む。)						
<u>203</u>	<u>32</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>32</u>		
<u>204</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>38</u>		
<u>205</u>								
<u>206</u>								
<u>304</u>								
<u>306</u>								
<u>404</u>								
<u>405</u>								
<u>406</u>								
<u>408</u>								

附属書C (規定)

そり及びねじれ

<u>C.1</u> 反りの基準

C.1.1 甲種枠組材特級及び1級並びに乙種枠組材コンストラクションの反りの最大矢高の基準は, 表 C.1 による。

表 C.1 - 特級及び 1 級並びにコンストラクションの反りの最大矢高の基準値

(新設)

									<u> </u>	<u> mm</u>		
寸法型式		<u>材の長さ</u>										
		<u>m</u>										
		<u>2.4</u>	<u>3.0</u>	<u>3.6</u>	<u>4.2</u>	<u>4.8</u>	<u>5.4</u>	<u>6.0</u>	<u>6.6</u>	<u>7.2</u>		
		<u>以上</u>	<u>以上</u>	以上	以上	<u>以上</u>	以上	以上	以上	<u>以上</u>		
	<u>2.4</u>	3.0	3.6	<u>4.2</u>	4.8	<u>5.4</u>	6.0	6.6	7.2			
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満			
<u>203</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>26</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>38</u>		
<u>104</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>21</u>	<u>26</u>	<u>31</u>	<u>35</u>		
204a)												
<u>304</u>												
<u>106</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	8	<u>11</u>	<u>14</u>	<u>17</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>29</u>	<u>33</u>		
<u>205</u>												
<u>206</u>												
<u>306</u>												
<u>406</u>												
<u>208</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>29</u>		
<u>408</u>												
<u>210</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>17</u>	<u>19</u>	<u>24</u>		
<u>212</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>7</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>16</u>	<u>21</u>		
注記 404	の最大	矢喜の1	土淮値に	· " 曲 V)"の其	:淮估 (材の長さ	$\pm \varpi \Omega 2$) レす	<u></u>		

| 注記 | 404 の最大矢高の基準値は、"曲り"の基準値(材の長さの 0.2) とする。 "204W" については, "204" の基準を適用する。

C.1.2 甲種枠組材 2 級, 乙種枠組材スタンダード及び MSR 枠組材の反りの最大矢高の基準は,表 C.2 による。

表 C.2 - 2 級、スタンダード及び MSR 枠組材の反りの最大矢高の基準値

単位 mm

寸法型式

材の長さ

	<u>m</u>									
		<u>2.4</u>	3.0	3.6	<u>4.2</u>	4.8	<u>5.4</u>	6.0	<u>6.6</u>	<u>7.2</u>
		以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	<u>以上</u>	以上
	2.4	3.0	3.6	<u>4.2</u>	4.8	<u>5.4</u>	6.0	6.6	<u>7.2</u>	
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
<u>203</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>35</u>	<u>38</u>	<u>44</u>	<u>51</u>
<u>104</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>41</u>	<u>48</u>
204 ^{a)}										
<u>304</u>										
<u>106</u>	<u>5</u>	8	<u>11</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>44</u>
<u>205</u>										
<u>206</u>										
<u>306</u>										
<u>406</u>										
<u>208</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>38</u>
<u>408</u>										
<u>210</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>32</u>
<u>212</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>

<u>注記</u> 404 の最大矢高の基準値は、"曲り"の基準値(材の長さの 0.5 %) とする。 注³⁾ "204W"については、"204"の基準を適用する。

C.1.3 甲種枠組材 3 級及び乙種枠組材ユティリティの反りの最大矢高の基準は,表 C.3 による。

表 C.3 - 3 級及びユティリティの反りの最大矢高の基準値

単位 mm

									<u>+1-</u>	<u> </u>
寸法型式		<u>材の長さ</u>								
		<u>m</u>								
		<u>2.4</u>	3.0	3.6	<u>4.2</u>	4.8	<u>5.4</u>	6.0	6.6	7.2
		以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	<u>以上</u>
	<u>2.4</u>	3.0	3.6	4.2	4.8	<u>5.4</u>	6.0	6.6	<u>7.2</u>	
	未満	未満	未満	未満	<u>未満</u>	未満	未満	未満	<u>未満</u>	
<u>203</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>38</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>57</u>	<u>67</u>	<u>76</u>
<u>104</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>41</u>	<u>52</u>	<u>62</u>	<u>70</u>
204a)										
<u>304</u>										
<u>106</u>	<u>6</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>22</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>38</u>	<u>48</u>	<u>57</u>	<u>67</u>
<u>205</u>										
<u>206</u>										

306 406										
208 408	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>48</u>	<u>57</u>
<u>210</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>38</u>	<u>48</u>
<u>212</u>	3	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>32</u>	<u>41</u>

<u>注記</u> 404 の最大矢高の基準値は、"曲り"の基準値(材の長さの 0.5 %)とする。 <u>注^{a)}</u> "204W" については、"204"の基準を適用する。

<u>C.1.4</u> 幅反りの最大矢高の基準は, 表 C.4 による。

表 C.4 -幅反りの最大矢高の基準値

			<u>単位</u> mm		
寸法型式		等級			
	特級, 1級, コン	2級,スタンダー	3級, ユティリテ		
	ストラクション	<u>ド, MSR 枠組材</u>	<u>1</u>		
<u>203</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
<u>104</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>		
204 ^{a)}					
<u>304</u>					
<u>404</u>					
<u>106</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>3</u>		
<u>205</u>					
<u>206</u>					
<u>306</u>					
<u>406</u>					
<u>208</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>		
<u>408</u>					
<u>210</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>6</u>		
<u>212</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>		
注a) "20-	4W"については、"	204"の基準を適用す	 トる。		

C.2 ねじれの基準

C.2.1 甲種枠組材特級及び1級並びに乙種枠組材コンストラクションのねじれの基準は,表 C.5 に よる。

表 C.5 - 特級及び 1 級並びにコンストラクションのねじれの最大矢高の基準値 <u>単位</u> mm

寸法型式	<u>材の長さ</u>								
					<u>m</u>				
		1.8	<u>2.4</u>	3.0	<u>3.6</u>	<u>4.2</u>	<u>4.8</u>	<u>5.4</u>	6.0
		以上	以上	以上	<u>以上</u>	以上	以上	以上	<u>以上</u>
	1.8	<u>2.4</u>	3.0	<u>3.6</u>	<u>4.2</u>	4.8	<u>5.4</u>	<u>6.0</u>	
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
<u>203</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>14</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>21</u>	<u>24</u>
<u>104</u>									
204 ^{a)}									
<u>304</u>									
<u>404</u>									
<u>106</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>24</u>	<u>29</u>	<u>32</u>	<u>35</u>
<u>205</u>									
<u>206</u>									
<u>306</u>									
<u>406</u>									
208	10	<u>14</u>	19	<u>24</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	38	<u>43</u>	<u>48</u>
<u>408</u>									
<u>210</u>	<u>11</u>	<u>17</u>	<u>24</u>	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>41</u>	<u>48</u>	<u>54</u>	<u>59</u>
<u>212</u>	<u>14</u>	<u>21</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>43</u>	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>64</u>	<u>71</u>
<u>注a)</u> "204	4W" に	ついて	は、"20	4"の基	準を適	用する。	_		

| C.2.2 甲種枠組材 2 級, 乙種枠組材スタンダード及び MSR 枠組材のねじれの基準は,表 C.6 による。

表 C.6-2 級、スタンダード及び MSR 枠組材のねじれの最大矢高の基準値

<u>単位</u> mm

								<u> </u>	
寸法型式		<u>材の長さ</u>							
					<u>m</u>				
		1.8	2.4	3.0	3.6	4.2	4.8	<u>5.4</u>	6.0
		以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	<u>以上</u>
	1.8	<u>2.4</u>	3.0	3.6	4.2	4.8	<u>5.4</u>	6.0	
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
<u>203</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>32</u>
<u>104</u>									
204 ^{a)}									
<u>304</u>									
<u>404</u>									
<u>106</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>29</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>41</u>	<u>48</u>

205 206 306 406									
<u>208</u> <u>408</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>44</u>	<u>51</u>	<u>57</u>	<u>64</u>
210	<u>16</u>	22	32	38	48	<u>54</u>	64	70	79
212	<u>19</u>	29	38	48	<u>57</u>	67	76	86	95
<u>注a)</u> "204									

C.2.3 甲種枠組材 3 級及び乙種枠組材ユティリティのねじれの基準は,表 C.7 による。

表 C.7-3 級及びユティリティのねじれの最大矢高の基準値

<u>単位</u> <u>mm</u>

寸法型式	<u>材の長さ</u>								
		<u>m</u>							
		1.8	2.4	<u>3.0</u>	3.6	<u>4.2</u>	<u>4.8</u>	<u>5.4</u>	<u>6.0</u>
		以上	以上	以上	以上	以上	<u>以上</u>	以上	<u>以上</u>
	<u>1.8</u>	<u>2.4</u>	3.0	<u>3.6</u>	<u>4.2</u>	4.8	<u>5.4</u>	6.0	
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	
<u>203</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>29</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>41</u>	<u>48</u>
<u>104</u>									
204 ^{a)}									
<u>304</u>									
<u>404</u>									
<u>106</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>41</u>	<u>48</u>	<u>57</u>	<u>64</u>	<u>70</u>
<u>205</u>									
<u>206</u>									
<u>306</u>									
<u>406</u>									
<u>208</u>	<u>19</u>	<u>29</u>	<u>38</u>	<u>48</u>	<u>57</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	<u>86</u>	<u>95</u>
<u>408</u>									
<u>210</u>	<u>22</u>	<u>35</u>	<u>48</u>	<u>60</u>	<u>70</u>	<u>83</u>	<u>95</u>	<u>108</u>	<u>117</u>
<u>212</u>	<u>29</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>70</u>	<u>86</u>	<u>98</u>	<u>114</u>	<u>127</u>	<u>143</u>
<u>注a)</u> "20-	4W" に	ついて	は、"20	4"の基	準を適	用する。	_		

(新設)

<u>附属書 D</u> <u>(規定)</u> 樹種及び樹種群の略号

<u>D.1</u> 樹種及び樹種群群

樹種及び樹種群の略号は,表D.1による。

表 D.1 -樹種群の略号

表 D.1 一倒性群の昭号						
樹種群の略号	<u>樹種</u>					
D Fir-L	アカマツ, ウェスタンラーチ, クロマツ, ダグラスファー, ダフリカカラマツその					
	他これらに類するもの					
Hem-Tam	イースタンヘムロック、タイワンヒノキ、タマラック、パシフィックコーストイエ					
	ローシーダー、ヒバ、ベイヒその他これらに類するもの					
Hem-Fir	アムビリスファー,グランドファー,ツガ,パシフィックコーストへムロックその					
	他これらに類するもの					
<u>S-P-F 又は</u>	アルパインファー, エゾマツ, エンゲルマンスプルース, オウシュウアカマツ, コ					
Spruce-Pine-Fi	ーストシトカスプルース、ジャックパイン、トドマツ、バルサムファー、ブラック					
<u>r</u>	スプルース, ホワイトスプルース, ポンデローサパイン, メルクシマツ, モミ, ラ					
	ジアタパイン、レッドスプルース、ロッジポールパインその他これらに類するもの					
W Cedar	アガチス, ウェスタンホワイトパイン, ウェスタンレッドシーダー, サイプレスパ					
	イン、ベニマツ、レッドパインその他これらに類するもの					
SYP	ショートリーフパイン, スラッシュパイン, ロブロリーパイン, ロングリーフパイ					
	ンその他これらに類するもの					
JS I	ヒノキその他これに類するもの					
JS II	スギその他これに類するもの					
JS III	カラマツその他これに類するもの					

(削る)

(測定方法)

第11条 <u>この規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げると</u> おりとする。

<u>おりとする</u>	<u> </u>
<u>事 項</u>	<u>測 定 方 法</u>
<u>節</u>	<u>1</u> <u>節の径は、次の方法により測定する。</u>
	(1) その存する材面における長さの方向のりょう線に平行な2接線間の距離(そ
	の節が1又は2のりょう線によって切られている場合には、そのりょう線と接
	<u>線との距離又はその幅)(A)とする。(図1から図3まで)</u>
	(2) 節が群状に現れ、その周辺の繊維が乱れているものは、全体を1個の節とみ
	なし測定する。(図4)_
	(3) 節に沿って入り皮が存在している場合又は節と入り皮が離れているが入り皮
	部分まで繊維の乱れが明らかに認められる場合には、入り皮の部分までを節と
	みなし測定する。
	/ →'A ← /
	→ A /- → A /-
	図1 中央節の径の測定方法 図2 材縁部の節の径の測定方
	<u>法</u>
	A
	→ A <i>←</i>
	図3 幅に係る材面を横断した節の径の測定方法
	·

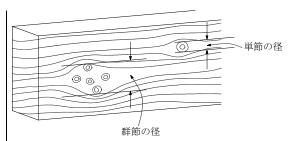


図4 群節の径の測定方法

- 2 幅に係る材面(広い材面)の節の径は、次の方法により計算する。
- (1)相対面に貫通しているもの2材面の節の径の平均をその節の径とする。(図 5)節の径=(B+C)/2
- (2) 1材面のみのもの

<u>心去り材にあっては相対面まで、心持ち材にあっては樹心(節に近い側の木口面の樹心とする。)まで、それぞれ節があると推定して節の径を計算する。(図</u>6及び図7)

節の径=A/2 (図 6) 節の径= $(A/2) \times (t/T)$ (図 7)

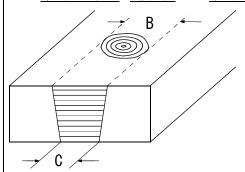
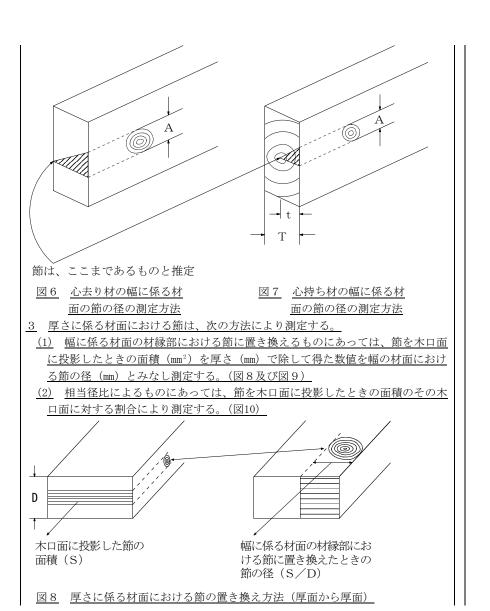


図5 相対面に貫通している幅に係る材面の節の径の測定方法



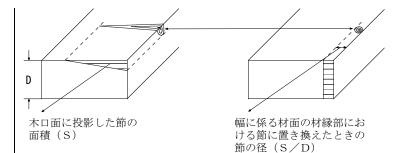
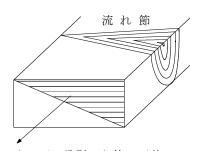


図9 厚さに係る材面における節の置き換え方法(厚面から幅面)



木口面に投影した節の面積

図10 相当径比による測定方法

<u>4</u> 不健全な節とは、次の(1)から(5)までに規定するものをいう。

(1) 腐れ節

腐れを伴っている節。ただし、初期の腐れを含む以外は、堅い断面を有する 節を除く。この場合において、初期の腐れとは、変色等によって腐れの状態と なっているが、周囲の材の堅さと同じ程度のものをいう。

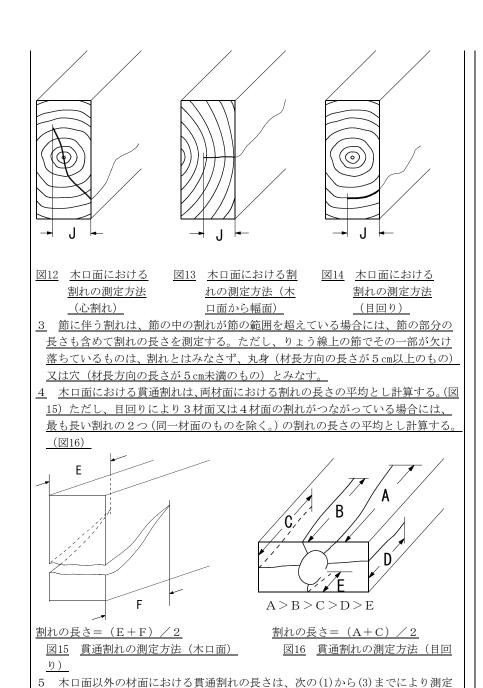
(2) 抜け節

節の一部又は全部が抜け落ちて穴状になった節及び抜けるおそれがある節(圧力を加えると動くような状態の節をいう。)。ただし、節が抜け落ちて相対面又は隣接面まで貫通しているものは、その部分は穴として判定する。

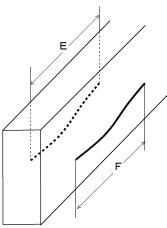
- (3) 入り皮を伴う節
 - ア 節に伴う入り皮が節の両面とも節の外周全部を取り囲んでいる節。
- <u>イ</u> 入り皮を伴う節に手で力を加えると動くような状態にあり、抜けるおそれ がある節。
- (4) 割れを伴う節

<u>節が相対面に貫通し、節の中の割れが節の両面とも節の全体に及んでおり、</u> これが節の片面から他の片面にかけて連続した状態で明らかに貫通している節。

	<u>この場合において、割れが両面とも節の範囲を超えていれば貫通した割れとみ</u>				
	なし、片面のみ節の範囲を超えていればその材面の割れをその他の割れとみな				
	<u>す。</u>				
	(5) (1)から(4)までに規定する節と同程度のものと判断される節。				
<u>穴</u>	1 測定方法及び計算方法については、節に準ずる。				
1 1	2 虫穴のうち厚面のピンホールは、穴として判定しない。				
<u>丸 身</u>	1 厚丸身は丸身の厚さの厚さに対する比 (d/D) に、幅丸身は丸身の幅の幅に				
	<u>対する比(w/W)による。(図11)</u>				
	W D				
	図11 丸身の測定方法				
	2 同一材面上で木口面に平行な同一断面に2以上の丸身がある場合は、その合計				
	<u>とする。</u>				
	3 通常のバンドル跡又は長さ5cm程度若しくは深さ3mm程度のりょう線上の欠け				
	若しくは傷は、丸身とみなさない。				
<u>割 れ</u>	1 割れの長さは、材面上の割れの材長方向のりょう線に平行な距離を求め測定す				
	<u>5.</u>				
	2 木口面における割れの深さは、木口面上の割れの厚さ方向のりょう線に平行な				
1.1	<u>距離(J)を求め測定する。(図12から図14まで)</u>				

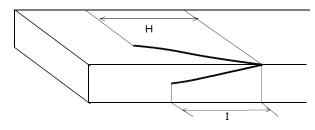


- <u>する。この場合において、りょう線付近の割れ部分を剥がしとったときに厚丸身</u> 及び幅丸身が 1 / 4 以下になると認められるものは貫通割れとみなさない。
- (1) 相対する材面及び2材面(りょう線を境に割れが折り返しているもの)に貫通している割れの場合には、両材面における貫通割れの長さの平均とする。(図 17及び図18)
- (2) 3 材面 (りょう線を境に割れが折り返しているもの) に貫通している割れの場合には、3 材面における貫通割れの長さの合計の 1/2 とする。(図19)
- (3) 上記(1)又は(2)以外の2材面又は3材面に貫通している割れの場合には、それぞれの材面における貫通割れの長さの合計とする。(図20及び図21)



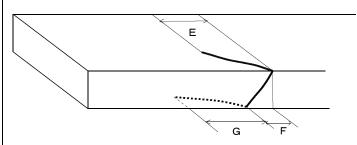
割れの長さ= (E+F) /2

図17 貫通割れの測定方法(相対2材面)



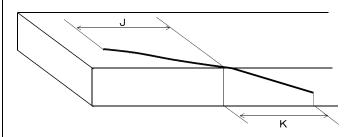
<u>割れの長さ= (H+I) / 2</u>

図18 貫通割れの測定方法(隣接2材面折り返し)



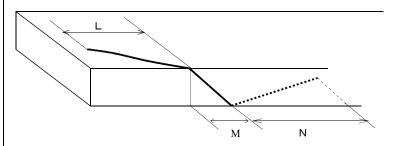
割れの長さ= (E+F+G) /2

図19 貫通割れの測定方法 (3材面折り返し)



割れの長さ=J+K

図20 貫通割れの測定方法(隣接2材面に沿った割れ)

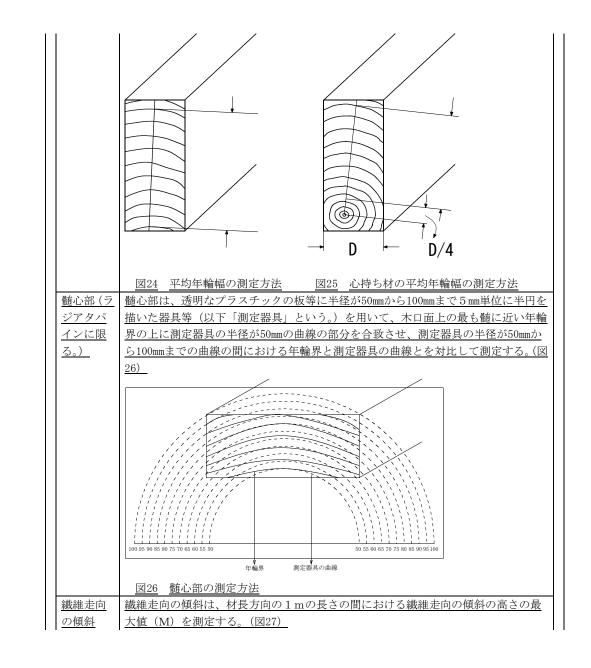


割れの長さ=L+M+N

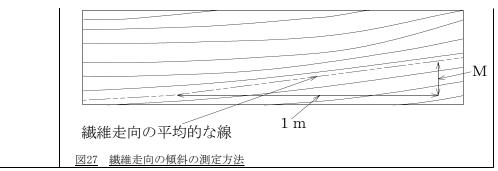
図21 貫通割れの測定方法(3材面に沿った割れ)

6 その他の割れは、材面における割れの長さ (K) を測定する。(図22)

	図22 その他の割れの測定方法 7 同一材面に 2 個以上のその他の割れがある場合には、最も大きいものの深さ又は長さを測定する。
曲がり	<u>は長さを例定する。</u> 曲がりは、材長方向に沿う内曲面の最大矢高の弦の長さに対する百分率 (<u>H</u> ×100 <u>L</u> と <u>L</u> と <u>L</u> と <u>L</u>
	Elico de la la la constitución de la constitución d
平均年輪	図23 曲がりの測定方法 木口面上の平均年輪幅は、年輪にほぼ垂直方向の同一直線上において、年輪幅の完全なものの全ての平均とする。(図24) ただし、心持ち材にあっては、樹心から材の厚さ(D)の1/4の長さに相当する部分を除いて測定する。(図25)



(削る)



別記(第4条-第10条関係)

1 試験試料の採取

(1) 枠組壁工法構造用製材

- ア 含水率試験に供する試験片は、枠組壁工法構造用製材の1荷口から5本を無作為に抽出し、 当該枠組壁工法構造用製材(以下「試料枠組材」という。)から採取するものとする。ただし、 再試験を行う場合には、10本の試料枠組材から採取する試験片により行うものとする。
- <u>イ</u> 浸潤度試験及び吸収量試験に供する試料枠組材は、1 荷口から表17の左欄に掲げる本数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数の試料枠組材を無作為に抽出するものとする。 ただし、枠組壁工法構造用製材の樹種及び枠組壁工法構造用製材に対する薬剤の浸潤の仕様

が特定しており、3の(2)の浸潤度試験(切断により試験片を採取する場合に限る。)の結果、薬剤の浸潤度の判定を客観的に行うことができると登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合(ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものは除く。)には、表18によることができる。

表17 浸潤度試験及び吸収量試験における試験片を切断により採取する場合の抽出本数

荷口の枠組壁工法構造用製材の本数	試料枠組材の本数
1,000以下	2 浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に
1,001以上 2,000以下	<u>3 掲げ</u>
2,001以上 3,000以下	<u>4</u>
3,001以上 4,000以下	5 る本数の2倍の試料枠組材を抽出する。
4,001以上 6,000以下	<u>6</u>
<u>6,001以上</u> <u>8,000以下</u>	<u>7</u>
<u>8,001以上</u> 10,000以下	<u>8</u>

(注) 荷口が10,000本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ10,000本以下となるように分割する。

表18 浸潤度試験及び吸収量試験における試験片を生長錐により採取する場合の抽出本数

荷口の枠組壁工法構造用製材の本数	試料枠組材の本数
1,000以下	浸潤度試験の再試験を行う場合には、左に
<u>1,001以上</u> <u>2,000以下</u>	<u>8</u> <u>掲げ</u>
<u>2,001以上</u> 3,000以下	1

3,001以上 4,000以下 4,001以上 6,000以下 6,001以上 8,000以下 8,001以上 10,000以下 2 0 2 4 2 2 4 2 8 3 2 2	
--	--

- (注) 荷口が10,000本を超える場合には、1 荷口がそれぞれ10,000本以下となるように分割する。
 - ウ 曲げ試験MSR枠組材及び引張り試験MSR枠組材(以下「試験MSR枠組材」という。) の抽出は、それぞれの試験ごとに、荷口の大きさにかかわらず28本又は53本を無作為に抽出するものとする。
- (2) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材
- ア 煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験に供する試験片を切り取る枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「試料たて継ぎ材」という。)又は曲げ試験(たて継ぎ部)に供する試験たて継ぎ材の抽出は、表19の左欄に掲げる枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本数に応じ、1 荷口からそれぞれ同表の右欄に掲げる本数を無作為に抽出する方法によるものとする。ただし、試料たて継ぎ材については、曲げ試験(たて継ぎ部)を行った後の試験たて継ぎ材を利用することができるものとする。

表19 煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験及び曲げ試験(たて継ぎ部)における抽出本数

荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材の本	試料たて継ぎ材又は試験たて継ぎ材の本数			
<u>数</u>	試料たて継ぎ	試験たて継ぎ	煮沸繰返し試験、	
	材の本数	材の本数	減圧加圧試験及び	
2,000以下	<u>20</u>	<u>40</u>	含水率試験におい	
2,001以上 5,000以下	<u>25</u>	<u>50</u>	て再試験を行う場	
<u>5,001以上</u> <u>15,000以下</u>	<u>30</u>	<u>60</u>	合は、左に掲げる	
<u>15,001以上</u> <u>40,000以下</u>	<u>40</u>	<u>80</u>	試料たて継ぎ材の	
<u>40,001以上</u>	<u>50</u>	<u>100</u>	本数の2倍の試料	
			たて継ぎ材を抽出	
			<u>する。</u>	

- <u>イ</u> <u>曲げ試験(MSR区分)に供するMSRたて継ぎ材(以下「曲げ試験MSRたて継ぎ材」という。)の抽出は、荷口の大きさにかかわらず28本又は53本を無作為に抽出するものとする。</u>
- 2 試験結果の判定
- (1) 枠組壁工法構造用製材
 - \underline{r} 含水率試験及び浸潤度試験にあっては、1 荷口から抽出された試料枠組材のうち、当該試験

に係る基準に適合するものの数がその90%以上であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用製材は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用製材について改めて当該試験に要する試料枠組材を抽出して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

- <u>イ</u> <u>吸収量試験、曲げ試験(MSR区分)及び引張り試験にあっては、1荷口から抽出された試料枠組材又は試験MSR枠組材が当該試験に係る基準に適合する場合には、当該試験に合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。</u>
- (2) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材
- ア 煮沸繰返し試験、減圧加圧試験及び含水率試験にあっては、1荷口から抽出された試料たて継ぎ材から切り取られた試験片のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数が当該試験に係る総数の90%以上であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材について、改めて当該試験に要する試料たて継ぎ材を抽出して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。
- <u>イ</u> 曲げ試験(たて継ぎ部)にあっては、1荷口から抽出された試験たて継ぎ材が、当該試験に係る基準に適合する場合は、合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。
- 3 試験の方法
- (1) 含水率試験
 - ア 試験片の作成

試験片は、各試料枠組材の長さ方向の両端から約30cm内側で欠点の影響が最も少ない部分から、切断により質量20g以上のものを各1個、合計2個ずつ作成する。

- <u>イ</u> 試験の方法
 - (7) 試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で103±2℃の温度で乾燥し、恒量(一定時間(6 時間以上とする。)ごとに測定したときの質量の差が試験片質量の0.1%以下の状態にあることをいう。以下同じ。)に達したと認められるときの質量(以下「全乾質量」という。)を測定する。
- (1) 全乾質量を測定後、次の式によって0.1%の単位まで含水率を算出し、同一試料製材から作成された試験片の含水率の平均値を0.5%の単位まで算出する。

W1:乾燥前の質量(g)

W2:全乾質量(g)

- (ウ) (ア)及び(イ)の方法以外の方法によって試験片の適合基準に適合するかどうかを明らかに 判定できる場合には、その方法によることができる。
- (2) <u>浸潤度試験</u>
- ア 試験片の作成

(ア) 切断により試験片を採取する場合

試験片は、各試料枠組材の長さの中央部付近において、試料枠組材そのものの厚さ及び幅の状態により、5mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。ただし、ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものにあっては、各試料枠組材から辺材部分の長さの中央部付近において、試料枠組材そのものの厚さ及び幅の状態により、5mm以上の長さの試験片を1枚ずつ採取する。

(イ) 生長錐により試験片を採取する場合

各試料枠組材の長さ及び幅の中央部付近において、インサイジング、割れ等の欠点の影響が最も少ない部分から材面に向かつて直角に内径4.3~5.2mmの生長錐を用いて、表20の左欄に掲げる試験片を採取する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる長さの試験片を採取するものとする。

表20 浸潤度試験における試験片を採取する区分及び長さ

試験片を採取する部分の区分	試験片を採取する長さ
心材が材の表面から深さ10mm以内の部分に存在するもの	材の表面から10mm
心材が材の表面から深さ10mmを超え15mm以内の部分に存在する	<u>材の表面から15mm</u>
<u>\$0</u>	
心材が材の表面から深さ15mmを超え20mm以内の部分に存在する	<u>材の表面から20mm</u>
<u>\$0</u>	
心材が材の表面から深さ20mmを超えた部分に存在するもの	材の表面から心材に達するまで
心材が存在しないもの	材の表面から材の厚さの1/2

イ 浸潤度の算出

浸潤度は、試験片に含有される薬剤をウに示す方法により呈色させ、次の式により算出する。

 $\overline{\text{辺材部分の浸潤度 (%)}} = \frac{ 試験片の辺材部分の呈色面積 (mm²)}{ 試験片の辺材部分の面積 (mm²)} \times 100$

試験片の材の表面から深さ d (mm)

 $- \times 100$

 材の表面から深さ d (nm)
 =
 までの心材部分の呈色面積 (nm²)

 までの心材部分の浸潤度 (%)
 試験片の材の表面から深さ d (nm)

までの心材部分の面積 (mm²)

 (注)
 生長錐により試験片を採取する場合には、「呈色面積 (mm²)」とあるのは「呈色長 (mm)」と、「面積 (mm²)」とあるのは「長さ (mm)」と読み替えるものとする。

ウ 試験の方法

試験片の切断面を保存処理薬剤ごとに次に定める方法により呈色させる。使用する薬品(試薬)について日本工業規格が定められている場合には、当該日本工業規格によるものとする。

(ア) 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

酢酸18gに水を加えて100mlとしたものを塗布し、又は噴霧して約3分間放置した後、ブロモフェノールブルー0.2gをアセトンに溶解して100mlとしたものを塗布し、又は噴霧することにより、約5分後に、浸潤部を青色に、未浸潤部を黄色に呈色させる。

(4) 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

(ア)に同じ。

- (ウ)
 ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

 (ア)に同じ。
- (エ) 鋼・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの クロムアズロール S O. 5 g 及び酢酸ナトリウム 5 g を水500mlに溶解したものを塗布し、 又は噴霧することにより、浸潤部を濃緑色に呈色させる。
- (t)銅・アゾール化合物系保存処理薬剤で処理されたもの(x) に同じ。
- (カ) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの ジチゾン (1,5-ジフェニルチオカルバゾン)0.1gをアセトン100mlに溶解したもの を塗布し、又は噴霧することにより、浸潤部を赤色に呈色させる。なお、当該薬剤の場合 には、処理材中に有効成分と同様に浸潤する亜鉛化合物が含まれており、これが呈色する。
- (大) アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系 (ア) に同じ。
- (ク) 脂肪酸金属塩系及びナフテン酸金属塩系の保存処理薬剤のうち、銅を主剤としたもので 処理されたもの
 - (エ)に同じ。ただし、「x500ml」とあるのは「x及びエタノールを1:1 (V/V) に混合したもの500ml」と、「濃緑色」とあるのは「青紫色」と読み替えるものとする。
- (ケ) 脂肪酸金属塩系及びナフテン酸金属塩系の保存処理薬剤のうち、亜鉛を主剤としたもので処理されたもの

(カ)に同じ。

- (コ) <u>クレオソート油保存処理薬剤で処理されたもの</u> <u>クレオソート油による着色を確認し、浸潤部を淡褐色に呈色させる。</u>
- (サ) ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたもの クルクミン (植物製) 2gをエタノール (95%) 98gに溶解したものを塗布し、乾燥させた後、塩酸20mlに水を加えて100mlとしたものにサリチル酸を飽和させたものを塗布することにより、浸潤部を赤色に、未浸潤部を黄色に呈色させる。

(3) 吸収量試験

ア 試料の作成

(ア) 切断により試験片を採取する場合

各試料枠組材からの(2)のアの(7)と同様に作成したもの又は(2)の浸潤度試験により呈色させたものを試験片とし、試験片ごとに、それぞれ図28に示す4箇所から深さ10mm、幅5mm及び長さ20mmの木片を採取する。同一荷口から採取された木片を全て合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

ただし、ほう素化合物で処理したものにあっては、試験片の辺材の表面及び裏面(表面 又は裏面のいずれか一方のみが辺材である場合にあっては、その面)から1mmの深さまで を削って取り去り、更に5mmの深さまで木片を削り取り採取する。同一荷口から採取され た木片を全て合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

- (注) 各辺の中央部から採取すること。
- 図28 吸収量試験における木片採取位置
 - (4) 生長錐により試験片を採取する場合

各試料枠組材から(2)のアの(4)と同様に作成したもの(採取する試験片の長さは、10mm以上とする。)又は(2)の浸潤度試験により呈色させたものを試験片とし、試験片ごとに、材の表面から10mmの深さまでの部分を切断し木片を採取する。同一荷口から採取された木片を全て合わせ、これを細かく砕いて混合した後、全乾にしたものを試料とする。

<u>イ</u> 吸収量の算出

試料に含有される薬剤又は主要成分を保存処理薬剤ごとにウに定める方法により定量し、次の式により算出する。なお、当該薬剤が複数成分の混合物である場合には、成分ごとに吸収量を求め、それぞれの合計をもつて吸収量とする。

 $\underline{\mathbf{W}} \mathbf{U} \mathbf{L} \left(\frac{\mathbf{k} \mathbf{g}}{\mathbf{m}^3} \right) = \frac{\underline{\mathbf{x}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{S}} \underline{\mathbf{f}} \underline{\mathbf{L}} \left(\frac{\mathbf{m} \mathbf{g}}{\mathbf{m}} \right)}{\mathbf{K} \underline{\mathbf{W}} \mathbf{L} \underline{\mathbf{K}} \underline{\mathbf{K}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{G}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{G}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{G}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{G}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{M}} \underline{\mathbf{G}} \underline{\mathbf{M}}

また、採取した試料の全乾体積は、採取した試験片又は近接した部分から採取した木片から 全乾密度を求め、これを用いて次の式により算出する。

採取した試料の全乾体積 $(cm^3) = \frac{採取した試料の全乾質量(g)}{2$ 全乾密度 (g/cm^3)

- ウ 試験の方法
- (ア) 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの
- <u>A</u> 試験溶液の調製

試料約1gを球管冷却器付き300mLの平底フラスコに正確に量り採り、塩酸—エタノール混液50mLを加えて湯浴上で3時間煮沸する。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのエタノールで洗浄する。ろ液を100mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

- a
 ジデシルジメチルアンモニウムクロリド (以下「DDAC」という。)標準溶液

 DDAC0.1gを正確に量り採り、水に溶解し、1,000mLの全量フラスコで定容とした

 もの
- b 検量線用標準溶液

DDAC標準溶液 $0\sim4$ mLを段階的にビーカーに量り採り、それぞれについて塩酸—エタノール混液2mLを加えた後、水を加えて約40mLとし、1 mol/L水酸化ナトリウム溶液数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5としたもの

<u>c</u> 塩酸-エタノール混液

<u>塩酸(35%) 3 mLにエタノールを加えて100mLとしたもの</u>

- <u>d</u> 1mol/1水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム4gを水に溶解して100mLとしたもの
- e pH3.5の緩衡液

0. 1 mol / L酢酸水溶液及び0. 1 mol / L酢酸ナトリウム水溶液を16: 1 (V/V)の比率で混合したもの。

f オレンジⅡ溶液

オレンジ \mathbb{I} (p $-\beta$ - ナフトール・アゾベンゼンスルフォン酸) 0.1 g を水に溶解して 100 mL としたもの

C 検量線の作成

あらかじめ、pH3.5の緩衡液10mL、オレンジⅡ溶液3mL、塩化ナトリウム5g及びクロロホルム20mLを入れた100mLの分液ロートに検量線用標準溶液を加える。約5分間振とうした後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採り、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水し、波長485nmにおける吸光度を測定して検量線を作成する。

D 定量方法

Aで調製した試験溶液のうちから、DDACとして0.4mg以下を含む量を正確に量り採り、100mLのビーカーに入れ、水を加えて約40mLとした後、1 mol/L水酸化ナトリウム溶液数滴を加えて、万能pH試験紙によるpHを約3.5とし、これを試験溶液とする。

あらかじめ、pH3.5の緩衝液10mL、オレンジII溶液3mL、塩化ナトリウム5g及びクロロホルム20mLを入れた100mLの分液ロートに、試験溶液を加える。約5分間振とうした後、約30分間静置してクロロホルム層と水層との分離を待った後、クロロホルム層の一部を採り、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水し、波長485nmにおける吸光度を測定し、検量線からDDACの量を求める。

<u>E</u> 薬剤含有量の計算方法

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

P:検量線から求めたDDACの量 (mg)

(4) 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

<u>a</u> N, N-ジデシル-N-メチルーポリオキシエチルアンモニウムプロピオネート(以下「DMPAP」という。)

(高速液体クロマトグラフ法(以下「HPLC法」という。))

試料約1gを共栓付き三角フラスコ等のエタノールに対する耐性を有する密栓可能な容器に正確に量り採り、ギ酸ーエタノール混液20mLを加えて栓をし、30分ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程(水温は約 $30\sim40$ °Cとする。)を 3 時間行う。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約20mLのエタノールで洗浄する。ろ液を50mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容とし、これを試験溶液とする。

(分光光度法)

(ア)のAに同じ。

b 4-エトキシフェニル [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル) プロピル] ジメチルシラン (以下「シラフルオフェン」という。)

試料約5gを共栓付き200mLの三角フラスコに正確に量り採り、アセトニトリル50~70mL及びギ酸3mLを加えて1時間振とうしながら抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのアセトニトリルで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して45℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね0.5mLになるまで濃縮する。これを少量のアセトニトリルで溶解した後、25mLの全量フラスコに移し、アセトニトリルで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

a DMPAP

(HPLC法)

(a) DMPAP標準溶液

DMPAP標準品(純度70%以上で既知のもの)約1.4gを正確に量り採り、エタノールに溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの

(b) ギ酸-エタノール混液

ギ酸 5: エタノール95 (V/V) の割合で調製したもの

(c) 酢酸緩衝溶液

酢酸20mL及び塩化ベンゼトニウム0.75gをメタノール5: 水1 (V/V) の割合で調製したもので溶解して1.000mLとしたもの

(分光光度法)

(a) DMPAP標準溶液

 $\frac{DMPAP標準品 (純度70%以上で既知のもの)約0.14gを正確に量り採り、水に溶解し、1,000mLの全量フラスコで定容としたもの$

(b) 検量線用標準溶液

(ア)のBのbと同じ。ただし、「DDAC」とあるのは「DMPAP」と読み替える。

(c) 塩酸-エタノール混液

(ア)のBのcと同じ。

(d) 1 mol/L水酸化ナトリウム溶液

(ア)のBのdと同じ。

(e) p H3.5の緩衝液

(ア)のBの e と同じ。

(f) オレンジⅡ溶液

(ア)のBのfと同じ。

b シラフルオフェン

シラフルオフェン標準溶液

シラフルオフェン標準品(純度95%以上で既知のもの)約0.01gを正確に量り採り、アセトニトリルに溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの

C 検量線の作成

a DMPAP

(HPLC法)

 $\frac{\mathrm{DMPAP}$ 標準溶液を段階的に50~1,000 μ g /mLになるようエタノール(ギ酸でpH5.0に調整したもの) 調整し、HPLC専用フィルタ (孔径0.45 μ mのもの。以下同じ。) でろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。

(分光光度法)

(ア)のCに同じ。

b シラフルオフェン

<u>シラフルオフェン標準溶液を段階的に10~50 μ g/mLになるよう調整し、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、検量線を作成する。</u>

D 定量方法

a DMPAP

(HPLC法)

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表21に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からDMPAPの量を求める。なお、本分析法ではDMPAPのピークがマイナスピークとして記録されるため、適当な方法を用いてピークの反転

処理を行い分析する。表21 DMPAPの定量におけるHPLCの条件

<u>項 目</u>	<u>HPLCの条件</u>
<u>カラム</u>	SCXカラム (I. D:4.6mm、L:125mm又は150mm)
移動相	酢酸緩衝溶液
移動相流速	2.5mL/min
カラム温度	40°C
測定波長	<u>262nm(UV検出器)(マイナスピーク)</u>
注入量	<u>10 μ L</u>

(分光光度法)

(ア)のDに同じ。ただし、「DDAC」とあるのは「DMPAP」と読み替える。

b シラフルオフェン

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表22に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からシラフルオフェンの量を求める。

表22 シラフルオフェンの定量におけるHPLCの条件

<u>項 目</u>	<u>HPLCの条件</u>
カラム	ODS系カラム (I. D:4.6mm、L:150mm)
移動相	アセトニトリル:メタノール:水=65:15:20 (V/V/V)
移動相流速	2.0mL/min
カラム温度	40°C
測定波長	230nm (UV検出器)
注入量	<u>10 μ L</u>

<u>E</u> 薬剤含有量の計算方法

a DMPAP

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

(HPLC法)

薬剤含有量 $(mg) = P \times 50$

P:検量線から求めたDMPAPの濃度 (mg/mL)

(分光光度法)

薬剤含有量
$$(mg) = P \times \frac{100}{$$
 試験溶液の採取量 (mL)

P:検量線から求めたDMPAPの量 (mg)

b シラフルオフェン

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 $(mg) = P \times 25$

P:検量線から求めたシラフルオフェンの量 (mg)

(ウ) ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

- a ほう素化合物
 - (a) クルクミン法

試料約1gをるつぼ又は蒸発皿に正確に量り採り、炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性として、水浴上でその混合物を乾燥させる。次に、マッフル炉を用いてできる限り低い温度でゆっくり灰化させ、次第に温度を上げて暗い赤熱状態(約580℃)とし、それ以上の温度にならないようにする。放冷した後、灰分を塩酸(1+9)で酸性とした後、100mLの全量フラスコに移し入れ、水で定容としたものを試験溶液とする。

(b) カルミン酸法

試料約1gを石英ガラス製又は無ほう酸ガラス製の200~500mLの共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに正確に量り採り、過酸化水素水15mL、硫酸2mL及びりん酸2mLを添加する。次に、これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解し、内容物が

黒色になったところで過酸化水素水5mlを追加する。この操作を繰り返し、試料が完全に分解して内容物が透明になり、硫酸白煙が発生するまで濃縮した後、放冷する。 その後、丸底フラスコの中の内容物を200mLの全量フラスコに移し入れ、水で定容としたものを試験溶液とする。

- (c) プラズマ発光分光法(以下「ICP発光分光法」という。)
 (b)により分解濃縮した内容物を100mLの全量フラスコに移し、内部標準として原子
 吸光分析用イットリウム標準原液(1g/L) 1mlを加えた後、水で定容としたもの
 を試験溶液とする。
- <u>b</u> <u>DDAC</u> (7)のAに同じ。
- B 試薬の調製
- <u>a</u> <u>ほう素化合物</u> (クルクミン法)
 - (a) <u>炭酸ナトリウム溶液</u> 無水炭酸ナトリウム10 g を水に溶解して全量を1,000mLにしたもの
 - (b) <u>クルクミン溶液</u> クルクミン(植物製) 0.1gをエタノールに溶解して400mLにしたもの
 - (c) <u>しゅう酸アセトン溶液</u> しゅう酸50gをアセトンに溶解して500mLとし、ろ過したもの
 - (d) ほう酸標準溶液 硫酸デシケーター中で5時間乾燥したほう酸約0.5gを正確に量り採り、水に溶解 して1,000mLの全量フラスコで定容としたものをほう酸標準原液とし、使用時にこの 原液を水で50倍に希釈したもの
- (カルミン酸法及びICP発光分光法)
- (a)
 カルミン酸溶液

 カルミン酸25mgを硫酸に溶解して、100mLにしたもの
- (b) 硫酸第1鉄溶液硫酸第1鉄(硫酸鉄(Ⅱ) 七水和物) 5 g を0.5mol/L硫酸100mLに溶解したもの
- (c) ほう酸標準溶液 硫酸デシケーター中で5時間乾燥したほう酸約0.25gを正確に量り採り、水に溶解 して100mLの全量フラスコで定容としたものをほう酸標準原液とし、使用時にこの原 液を水で50倍に希釈したもの
- b DDAC (ア)のBに同じ。
- C 検量線の作成
- <u>a</u> <u>ほう素化合物</u> (クルクミン法)
 - ほう酸標準溶液 $0 \sim 4\,\mathrm{mLe}$ 、段階的に内径 $5\,\mathrm{cm}$ のるつぼに正確に量り採り、Dの定量

方法と同様に操作してほう酸の量と吸光度との関係線を作成し、検量線とする。 (カルミン酸法)

ほう酸標準溶液 $0 \sim 2$ mLを、段階的に25 mLの全量フラスコに正確に量り採り、それぞれの全量が 2 mLになるよう水を加えた後、D の定量方法と同様に操作してほう酸の濃度と吸光度との関係線を作成し、検量線とする。

(ICP発光分光法)

原子吸光分析用ほう素標準原液1mLを100mLの全量フラスコに正確に量り採ったものと、これとは別に100mLの全量フラスコを用意し、それぞれに原子吸光分析用イットリウム標準原液(1g/L)1mLを正確に加えた後、水で定容とし、ほう素とイットリウムとの発光強度比から関係線を作成し、検量線とする。

b DDAC

(ア)のCに同じ。

D 定量方法

<u>a</u> ほう素化合物

(クルクミン法)

試験溶液1mLを内径5cmのるつぼに正確に量り採り、炭酸ナトリウム溶液を加えてアルカリ性とした後、水浴上で蒸発乾固させる。次に、残留物を放冷した後、塩酸(1+4)1mL、しゅう酸アセトン溶液5mL及びクルクミン溶液2mLを加えて、55±2℃の水浴上で2時間30分加熱する。これを放冷した後、残留物にアセトン20~30mLを加えて溶出し、ろ過しながら100mLの全量フラスコに入れる。アセトンで容器及び残留物を数回洗い、洗液を合わせてアセトンで定容としたものを試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験溶液を対照液として波長540mにおける吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、アセトンで一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

(カルミン酸法)

試験溶液 2 mLを25mLの全量フラスコに正確に量り採り、塩酸 3 滴、硫酸第 1 鉄溶液 3 滴及び硫酸10mLを加えて混合し、全量フラスコに共栓を付して水冷した後、カルミン酸溶液10mLを加えて混合する。次に、これを再び水冷し、硫酸で定容とし、45分間室温で放置して、試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験溶液を対照液として波長600mにおける吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、硫酸で一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

(ICP発光分光法)

ICP発光分光分析装置により、試験溶液の発光強度を表23の各成分ごとの測定波長により測定し、あらかじめ作成した検量線からほう素の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、検量線の範囲内に入るように試験溶液を調整して測定する。

表23 分析成分ごとの測定波長

成 分	測定波長 (nm)
<u>ほう素</u>	<u>249. 773</u>
<u>イットリウム</u>	<u>371. 030</u>

b DDAC

(ア)のDに同じ。

<u>E</u> 薬剤含有量の計算方法

a ほう素化合物

(クルクミン法)

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 (mg) = P×100×試験溶液の希釈倍数

P:検量線から求めた試験溶液中のほう酸の量 (mg)

(カルミン酸法)

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 (mg) = P×100×試験溶液の希釈倍数

P:検量線から求めた試験溶液中のほう酸の量 (mg)

(ICP発光分光法)

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 (mg) = P×5.718×100×試験溶液の希釈倍数

P:検量線から求めた試験溶液中のほう酸の量 (mg)

(エ) 銅・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

<u>A</u> 試験溶液等の調製

a 銅化合物

(原子吸光光度法)

試料1~2gを正確に量り採り、500mLの共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに入れ、過酸化水素水(30%。以下同じ。)20mL及び硫酸2mLを添加する。これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解する。フラスコの内容物が約2mLになったところで、過酸化水素水5mLを追加する。この操作を繰り返し、木材が完全に分解して内容物が透明な緑色になったところで約2mLになるまで濃縮した後、放冷する。フラスコの内壁を水で洗いながら内容物を250mLの全量フラスコに移し、水で定容としたものを試験溶液とする。

(ICP発光分光法)

試料 $1 \sim 2$ g を正確に量り採り、原子吸光光度法により分解し、放冷した後、250mLの全量フラスコに水で定容したもののうち25mLを100mLの全量フラスコに量り採った後、硫酸 (1+124) 溶液で定容としたものを試験溶液とする。

(蛍光 X 線法)

試料を2~3g採取し、ボールミル型粉砕器で5分間粉砕し、粉砕された試料から約150mgを正確に量り採り、錠剤成型器に入れてペレットを作成する。

b DDAC

(ア)のAに同じ。

c N-アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド(以下「BKC」という。) (7)のAに同じ。

B 試薬の調製

- a 銅化合物
 - (a) 銅標準原液

原子吸光分析用の銅標準液(1,000mg/L) 5 mL及び硫酸(1+4) 4 mLを100mLの 全量フラスコに入れ、水で定容としたもの

(b) 硫酸(1+4)溶液

硫酸 (97%) 及び水を1:4 (V/V) の比率で混合したもの

(c) 硫酸 (1+124) 溶液

硫酸 (97%) 及び水を1:124 (V/V) の比率で混合したもの

b DDAC

(ア)のBに同じ。

c BKC

(ア)のBに同じ。ただし、「DDAC」とあるのは、「BKC」と読み替えるものとする。

- C 検量線の作成
- a 銅化合物

(原子吸光光度法)

銅標準原液 0~15mLを段階的に100mLの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸(1+124)溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液について、波長324.8 mmにおける吸光度を原子吸光光度計により測定し、検量線を作成する。

(ICP発光分光法)

銅標準原液 $0 \sim 5$ mLを、段階的に100 mLの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸 (1+124) 溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液について ICP 光分光分析装置で測定し、検量線を作成する。

(蛍光X線法)

試料製材と同じ樹種の木片であって、無処理のもの約3gを採取し、105℃の乾燥器中で恒量になるまで乾燥し、ボールミル型粉砕器を用いて5分間粉砕する。粉砕した木粉を10mLのビーカーに150mgずつ正確に5つ量り採る。それぞれのビーカーに、銅標準原液 $0\sim5$ mLを段階的に100mLの全量フラスコに正確に量り採り、水で定容としたものを0.5mL正確に加え、かくはんする。それぞれのビーカーを105℃の乾燥器中で恒量になるまで乾燥し、錠剤成型器に入れてペレットを作成する。当該ペレットを蛍光X線分析装置にセットし、蛍光X線強度から関係線を作成し、検量線とする。

b DDAC

(ア)のCに同じ。

с ВКС

(ア)のCに同じ。ただし、標準原液としてBKC用いるものとする。

- <u>D</u> 定量方法
- a 銅化合物
- (原子吸光光度法)

試験溶液を検量線の範囲内に入るように硫酸 (1+124) 溶液で一定量に希釈し、原子 吸光光度計により C の a と同じ条件で吸光度を測定し、検量線の直線領域から銅の濃度 を求める。

(ICP発光分光法)

ICP発光分光分析装置により、試験溶液の発光強度を測定し、あらかじめ作成した 検量線から銅の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、原子 吸光光度法と同様に検量線の範囲内に入るように試験溶液の濃度を調整して測定する。 (蛍光X線法)

蛍光X線分析装置により、試験溶液のX線強度を測定し、あらかじめ作成した検量線から銅の量を求める。

b DDAC

(ア)のDに同じ。

c BKC

(ア)のDに同じ。ただし、「DDAC」とあるのは、「BKC」と読み替えるものとする。

- E 薬剤含有量の計算方法
- <u>a</u> 銅化合物

(原子吸光光度法)

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

P:検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

(ICP発光分光法)

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量
$$(mg) = P \times \frac{1,000 \times 試験溶液の希釈倍数}{1,000} \times 1.252$$

P:検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

(蛍光X線法)

Dのaにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 $(mg) = P \times$ 試料採取量 $\times 100 \times 1.252$

P:検量線から求めた銅の含有率(%)

b DDAC

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

P:検量線から求めたDDACの量 (mg)

с ВКС

Dのcにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 $(mg) = P \times$ -

100

試験溶液の採取量 (mL)

P:検量線から求めたBKCの量 (mg)

(オ) 銅・アゾール化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a 銅化合物

(エ)のAのaに同じ。

b シプロコナゾール

(HPLC法)

試料約1gを共栓付き三角フラスコ等のメタノールに対する耐性を有する密栓可能な容器に正確に量り採り、メタノール20mLを加えて栓をし、30分ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程(水温は約30~40℃とする。)を2時間行う。静置した後、抽出物を吸引ろ過し、木粉を約5mLのメタノールで洗い込み、洗液をろ液と共に回収する。得られたろ液はメタノールを用いて25mLに定容としたものを抽出溶液とする。

抽出溶液25mLのうち、予想されるシプロコナゾール濃度に応じて $1 \sim 5$ mLを分取し、 ロータリーエバポレーターに装着して45℃の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトニトリル、100mMりん酸緩衝液(pH2.1)及び蒸留水50:10:40 (V/V/V)の比率で混合した溶液に溶解しながら $1 \sim 5$ mLに定容したものを試験溶液とする。

なお、この試験溶液による分析で、木材成分などの影響により、シプロコナゾールの ピークが不明確な場合にあっては、以下による抽出(固相抽出法)を更に行い、それを 試験溶液とする。

抽出溶液25mLのうち5mLを分取し、事前にメタノール2mL及び蒸留水2mLで洗浄した 固相抽出カートリッジに導入する。ただし、HPLC分析においてシプロコナゾールの ピーク高さが検量線の範囲を超えた場合は、導入量を5mL以下で行う。また、シプロコ ナゾールの濃度が低い場合は、抽出溶液25mLのうち5mLを超える量を固相抽出してよい が、その場合は、溶液を濃縮し、メタノール5mLで溶解、導入するものとする。

この固相抽出カートリッジを、メタノール3mL及びメタノールーアンモニア混液A3mLで洗浄した後、メタノールーアンモニア混液B5mLで溶出する。

その後、溶出した液をロータリーエバポレーターに装着して 45° Cの湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトニトリル、100 m りん酸緩衝液(pH2.1)及び蒸留水50:10:40 (V/V/V) の比率で混合した溶液に溶解しながら 1 m Lに定容したものを試験溶液とする。

(ガスクロマトグラフ法(以下「GC法」という。))

試料約1gを200mLのなす型フラスコに正確に量り採り、水10mLを加えて30分間膨潤させる。この試料にアセトン50mLを加えて30分間振とうしながら抽出し、抽出物を吸引ろ

過するとともに、試料を約50mLのアセトンで洗い込む。ろ紙上の試料を再度200mLのなす型フラスコに移し、水10mL及びアセトン50mLを加えて上記の抽出操作を行う。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して40℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね10mLになるまで濃縮する。これに水を加えて約20mLとする。これをけい藻土カラムに加え、10分間保持する。けい藻土カラムに注射器を取り付け、トルエン120mLを加えて溶出させる。溶出液をロータリーエバポレーターに装着して40℃の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをトルエン10mLで溶解し、10mL容注射器を取り付け洗浄を終えたシリカゲルミニカラムに10mL/minの速度でこれを通液する。同様に、酢酸エチルーシクロヘキサン溶液5mLを通液した後、これを酢酸エチル10mLで溶出し、溶出液をロータリーエバポレーターに装着して40℃の湯浴上で減圧しながら留去する。残さをアセトンで溶解しながら5mLに定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬等の調製

- a 銅化合物
 - (エ)のBのaに同じ。
- <u>b</u> シプロコナゾール

(HPLC法)

- (a) シプロコナゾール標準溶液
 - シプロコナゾール標準品 (純度95%以上で既知のもの) 約0.05gを正確に量り採り、アセトニトリル、100mMりん酸緩衝液 (pH2.1) 及び蒸留水50:10:40 (V/V/V) の比率で混合した溶液に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの
- (b) 100mMりん酸緩衝液 (pH2.1)
 - <u>りん酸二水素ナトリウム二水和物7.8g及びりん酸(85%)3.4mLを水に溶解して1,000mLの全量フラスコで定容としたもの</u>
- (c) <u>メタノールーアンモニア混液 A</u> メタノール及び 1 mol / Lアンモニア水を20:80 (V/V) の比率で混合したもの
- (d)
 メタノールーアンモニア混液

 メタノール及び28%アンモニア水を95:5 (V/V) の比率で混合したもの
- (e) <u></u> 固相抽出カートリッジ

強陽イオン交換基としてスルホン基が導入されたジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体あるいはそれと同等の保持能力を持つ物を担体とするものであること。また、担体の充塡量は1.0meq/gが60mg以上充塡されている場合に相当する量であること。

(GC法)

- (a) シプロコナゾール標準溶液
 - HPLC法と同じ。ただし、「エタノール」とあるのは、「アセトン」と読み替える ものとする。
- (b) <u>酢酸エチルーシクロヘキサン溶液</u> 酢酸エチル及びシクロヘキサンを2:3(V/V)の比率で混合したもの

(c) シリカゲルミニカラム

使用時に酢酸エチル10mLで洗浄した後、更にトルエン10mLで洗浄したもの

<u>C</u> 検量線の作成

a 銅化合物

(エ)のCのaに同じ。

b シプロコナゾール

(HPLC法)

シプロコナゾール標準溶液をアセトニトリル、100 mMりん酸緩衝液(pH2.1)及び水50 : 10: 40(V/V/V)の比率で混合した溶液で段階的に $1 \sim 20 \, \mu \, \text{g/mL}$ になるよう調整した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、濃度とピーク面積により検量線を作成する。

(GC法)

シプロコナゾール標準溶液をアセトンで段階的に $10\sim500\,\mu\,g/m$ Lになるよう調整した後、ガスクロマトグラフ(以下「GC」という。)で測定し、検量線を作成する。

D 定量方法

<u>a</u> 銅化合物

(エ)のDのaに同じ。

b シプロコナゾール

(HPLC法)

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表24に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。ただし、カラムの内径等の変更、それに伴うアセトニトリルの割合や流量等の変更は可能とする。

表24 シプロコナゾールの定量におけるHPLCの条件

<u>項 目</u>	<u>HPLCの条件</u>
<u>カラム</u>	ODS系カラム (I. D:4.6mm、L:150mm)
移動相	アセトニトリル:100mMりん酸緩衝液(pH2.1):水=50:10:40(V
	<u>/V/V)</u>
移動相流速	1.0mL/min
カラム温度	<u>40℃</u>
測定波長	220nm (UV検出器)_
<u>注入量</u>	<u>10 μ L</u>

(GC法)

表25に掲げる条件を標準として試験溶液をGCで測定して作成した検量線からシプロコナゾールの量を求める。

表25 シプロコナゾールの定量におけるGCの条件

項 目	<u>G C の条件</u>			
カラム	5%フェニルメチルポリシロキサンを0.25μmコーティングしたシ			
	リコン溶融シリカキャピラリカラム (I.D:0.32mm、L:30m)			

E 薬剤含有量の計算方法

a 銅化合物

(エ)のEのaに同じ。

b シプロコナゾール

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

(HPLC法)

薬剤含有量 $(mg) = (P/X \times 25) /1,000$

P:検量線から求めたシプロコナゾールの濃度 (μ g/mL)

X:抽出定容した25mLの溶液から分取した試料量 (mL)。ただし、固相抽出 を用いた場合は、固相抽出に供した量とする。

(GC法)

薬剤含有量 $(mg) = P \times 5$

P:検量線から求めたシプロコナゾールの量 (mg)

(カ) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a シプロコナゾール

(オ)のAのb(HPLC法)に同じ。

b イミダクロプリド

試料約5gを共栓付き三角フラスコに正確に量り採り、ジメチルスルホキシド(DMSO)5mLを試料全体に滴下した後、エタノール50~100mLを加えて栓をし、1時間ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程(水温は約40℃とする。)を3時間行う。 静置した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのエタノールで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して45℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね5mLになるまで濃縮する。これを少量のエタノールで溶解した後、25mLの全量フラスコに移し、エタノールで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

a シプロコナゾール

(t)のBのb (HPLC法) に同じ。

b イミダクロプリド

イミダクロプリド標準溶液

イミダクロプリド標準品(純度95%以上で既知のもの)約0.05gを正確に量り採り、 エタノールに溶解して50mLの全量フラスコで定容としたもの

C 検量線の作成

a シプロコナゾール

(オ)のCのb (HPLC法) に同じ。

b イミダクロプリド

 $T = \frac{1}{2} \sqrt{\frac{1}{2}} \sqrt{\frac{1}$

D 定量方法

a シプロコナゾール

(オ)のDのb (HPLC法) に同じ。

b イミダクロプリド

試験溶液をHPLC専用フィルタでろ過し、表26に掲げる条件を標準としてHPLCで測定して作成した検量線からイミダクロプリドの量を求める。

表26 イミダクロプリドの定量におけるHPLCの条件

項 目	<u>HPLCの条件</u>
カラム	ODS系カラム (I. D:4.6mm、L:150mm)
移動相	アセトニトリル:水=60:40 (V/V)
移動相流速	1.0mL/min
カラム温度	40°C
測定波長	271nm (UV検出器)
<u>注入量</u>	<u>10 μ L</u>

E 薬剤含有量の計算方法

a シプロコナゾール

(オ)のEのb (HPLC法) に同じ。

b イミダクロプリド

Dのbにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

 $薬剤含有量 (mg) = P \times 25$

P:検量線から求めたイミダクロプリドの濃度 (mg/mL)

(キ) アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系

A 試験溶液の調製

<u>a</u> テブコナゾール

(オ)のAのb (HPLC法) に同じ。ただし、「シプロコナゾール」とあるのは、「テブコナゾール」と読み替えるものとする。

b DDAC

(ア)のAに同じ。

<u>c</u> イミダクロプリド

(カ)のAのbに同じ。

B 試薬等の調製

a テブコナゾール

(a) テブコナゾール標準溶液

テブコナゾール標準品 (純度90%以上で既知のもの) 約25mgを正確に量り採り、移動相に溶解して100mLの全量フラスコで定容としたもの

(b) 100mMりん酸緩衝液 (pH2.1)

<u>(オ)のBのb (HPLC法) の(b)に同じ。</u>

(c) メタノールーアンモニア混液 A

(t)のBのb (HPLC法) の(c)に同じ。

(d) メタノールーアンモニア混液

(オ)のBのb (HPLC法) の(d)に同じ。

(e) 固相抽出カートリッジ

<u>(オ)のBのb (HPLC法) の(e)に同じ。</u>

b DDAC

(ア)のBに同じ。

c イミダクロプリド

(カ)のBのbに同じ。

C 検量線の作成

a テブコナゾール

テブコナゾール標準溶液をアセトニトリル、100 nMりん酸緩衝液(pH2.1)及び水50:10: 40 (V/V/V) の比率で混合した溶液で段階的に $1 \sim 70 \, \mu \, \text{g}/\text{mL}$ になるよう調整した後、HPLC専用フィルタでろ過したものをHPLCで測定し、濃度とピーク面積により検量線を作成する。

b DDAC

(ア)のCに同じ。

c イミダクロプリド

(カ)のCのbに同じ。

D 定量方法

a テブコナゾール

(オ)のDのb (HPLC法) に同じ。ただし、「シプロコナゾール」とあるのは、「テブコナゾール」と読み替えるものとする。

b DDAC

(ア)のDに同じ。

c イミダクロプリド

(カ)のDのbに同じ。

E 薬剤含有量の計算方法

a テブコナゾール

(t)のEのb (HPLC法) に同じ。ただし、「シプロコナゾール」とあるのは、「テブコナゾール」と読み替えるものとする。

b DDAC

(ア)のEに同じ。

c イミダクロプリド

<u>(カ)のEのbに同じ。</u>

(ク) 脂肪酸金属塩系保存処理薬剤及びナフテン酸金属塩系保存処理薬剤で処理されたもの

A 試験溶液の調製

a 銅化合物

(エ)のAのaに同じ。

b 亜鉛化合物

(エ)のAのaに同じ。ただし、「銅」とあるのは「亜鉛」と、「透明な緑色」とあるのは「透明」と読み替えるものとする。

c ペルメトリン

試料約5gを球管冷却器付き200mLの平底フラスコに正確に量り採り、アセトン100mLを加えて約60℃の湯浴上で2時間抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約30mLのアセトンで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレーターに装着して30℃の湯浴上で減圧しながら、おおむね0.5mLになるまで濃縮する。これを少量のアセトンで溶解した後、内部標準溶液1mLを正確に加えて50mLの全量フラスコに移し、アセトンで定容としたものを試験溶液とする。

B 試薬の調製

a 銅化合物

(エ)のBのaに同じ。

b 亜鉛化合物

(x) σ B σ a に同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとし、亜鉛標準液の量り採り量を10mLとする。

c ペルメトリン

(a) ペルメトリン標準溶液

ペルメトリン標準品 (純度95%以上で既知のもの)約0.1gを正確に量り採り、アセトンに溶解し、100mLの全量フラスコで定容としたもの

(b) 内部標準溶液

フタル酸ジー n ーオクチルを0.1g 正確に量り採り、アセトンに溶解し100mLの全量フラスコで定容としたもの

- C 検量線の作成
- a 銅化合物

(エ)のCのaに同じ。

b 亜鉛化合物

(原子吸光光度法)

亜鉛標準原液 $0 \sim 10$ mLを段階的に100mlの全量フラスコに正確に量り採り、硫酸 (1+124) 溶液で定容としたものを標準溶液とする。それぞれの標準溶液について、波長213. 9nmにおける吸光度を原子吸光光度計で測定して、検量線を作成する。

(ICP発光分光法)

(エ)のCのaに同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとする。 (蛍光X線法)

(エ)のCのaに同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとする。 c ペルメトリン

ペルメトリン標準溶液5mL及び内部標準溶液5mLを50mLの全量フラスコに正確に加えた後、アセトンで定容し、ペルメトリンとフタル酸ジーnーオクチルとの重量比及びピーク面積比を求める。

D 定量方法

a 銅化合物

(エ)のDのaに同じ。

b 亜鉛化合物

(原子吸光光度法)

試験溶液を検量線の範囲内に入るように硫酸 (1+124) 溶液で一定量に希釈し、原子吸光光度計により Cのb と同じ条件で吸光度を測定し、検量線の直線領域から亜鉛の濃度を求める。

<u>(ICP発光分光法)</u>

(x)のDのaに同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとする。 (蛍光X線法)

(エ)のDのaに同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとする。 c ペルメトリン

表27に掲げる条件を標準として試験溶液をGCで測定し、内部標準法によりペルメトリンの量を求める。

表27 ペルメトリンの定量におけるGCの条件

201 707	<u> </u>
項目	<u>G C の条件</u>
カラム	ガラスカラム (I. D:3.0mm、L:1,000mm)
固定相液体	DEGS (ジエチレングリコール サクシネート) 2%
固定相担体	<u>(参考)Chromosorb W</u> <u>(HP)(149~177メッシュ)</u>
カラム温度	<u>215℃</u>
インジェクシ	<u>250℃</u>
ョン温度	
水素ガス圧力	88.3KPa
空気圧力	49. 0KPa
窒素ガス流量	50mL/min

 $\frac{\text{検出器}}{\text{注入} \pm}$ $\frac{\text{FID}}{2 \mu \text{L}}$

E 薬剤含有量の計算方法

a 銅化合物

Dにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

(原子吸光光度法)

薬剤含有量 (mg) = P×

250×試験溶液の希釈倍数

1 000

P:検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

(ICP発光分光法及び蛍光X線法)

薬剤含有量 (mg) = P×100×試験溶液の希釈倍数

P:検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)

b 亜鉛化合物

a に同じ。ただし、「銅」とあるのは、「亜鉛」と読み替えるものとする。

c ペルメトリン

Dのcにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

St:標準ペルメトリンの質量 (g)

P:試験溶液中のペルメトリンと内部標準との面積比

Pn:標準溶液中のペルメトリンと内部標準との面積比

(ケ) クレオソート油保存処理薬剤で処理されたもの

A 試料溶液の調製

試料約1g(薬剤含有量により試料の量は調整するものとする。以下同じ。)を円筒ろ紙に正確に量り採り、ソックスレー抽出器に装着して、エタノールーベンゼン混液(1: 2(V/V)。以下同じ。)50mLで抽出流下液が無色透明になるまで抽出し、これを試験溶液とする。

- B 定量方法
- a 試験溶液を100mlのなす型フラスコにエタノール―ベンゼン混液10mLで洗いながら移し入れ、ロータリーエバポレーターに装着して50℃の湯浴上で減圧しながら濃縮する。100mLのなす型フラスコの質量が恒量になるまで濃縮した後、フラスコの外面をよく拭って質量を測定する。
- b 別に、空試験として、試料製材と同じ樹種の木材であって、無処理のものを用いて同様に操作して質量を測定する。
- C 薬剤含有量の計算方法

Bにより求めた値から次の式により薬剤含有量を算出する。

薬剤含有量 (mg) = (本試験の質量 (mg) -本試験に用いたなす型フラスコの質量 (mg) - の質量 (mg) -空試験に用いたなす型フラスコの質量 (mg) -

- (3) ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたもの
- A 試験溶液の調製

(ウ)のAのaに同じ。

B 試薬の調製

(ウ)のBのaに同じ。

C 検量線の作成

(ウ)のCのaに同じ。

D 定量方法

(ウ)のDのaに同じ。

E 薬剤含有量の計算方法

(ウ)のEのaに同じ。

- (4) 煮沸繰返し試験又は減圧加圧試験
- ア 試験片の作成

試験片は、各試料たて継ぎ材から、中央部にフィンガージョイントを含む、木口断面寸法を そのままとした長さ180mmのものを採取する。フィンガーの長さが16mm以下の場合は、フィン ガーの先端部を切断し、木口に接着層が露出した試験片を1個作成する。フィンガーの長さが 16mmを超える場合は、フィンガーの中央部を切断し、試験片を2個作成する。

- イ 試験の方法
- (ア) 煮沸繰返し試験

試験片を沸騰水中に5時間浸せきし、更に室温水中に1時間浸せきした後、水中から取り出し、60±3℃の恒温乾燥器中に18時間以上入れ、含水率が19%以下となるように乾燥する処理を1サイクルとし、1サイクル終了時の剝離率又は平均剝離率を算出し、剝離率又は平均剝離率が5%を超えた場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の剝離率又は平均剝離率を算出する。

(イ) 減圧加圧試験

試験片を室温水中に浸せきし、0.068MPaから0.085MPaまでによる減圧を30分間行い、 更に0.51±0.03MPaの加圧を2時間行った後、水中から取り出し、70±3℃の恒温乾燥器 中に18時間以上入れ、含水率が19%以下となるように乾燥する処理を1サイクルとし、1 サイクル終了時の剝離率又は平均剝離率を算出し、剝離率又は平均剝離率が5%を超えた 場合には、更に2サイクルの処理を行い、その終了時の剝離率又は平均剝離率を算出する。

(注) 1 剝離率は、次の式により算出する。

- 2 平均剝離率は、2個の試験片の剝離率の平均とする。
- 3 剝離率の測定に当たっては、試験片の木口面における接着層の剝離の長さが3mm以上のも のについて測定するものとし、両外側の接着層の剝離及び節の境界面の剝離は、剝離とみな さないものとする。
- (5) 曲げ試験 (MSR区分)

ア 試験片の作成

曲げ試験MSR枠組材及び曲げ試験MSRたて継ぎ材(以下「曲げ試験MSR材」という。) は、温度 20 ± 2 で、湿度 65 ± 5 %(以下「関係温湿度」という。)の条件の中で質量が一定(24時間間隔で測定した質量差が曲げ試験MSR材質量の0.1%以下であることをいう。以下同じ。) になるまで調湿したものを用いることとする。

イ 試験の方法

試験は、関係温湿度の条件の中で、図29に示す方法により加力し、比例域における上限荷重及び下限荷重並びにこれらに対応するたわみを測定し、次の式により曲げヤング係数を求める。この場合の平均荷重速度は毎秒2mm以下とし、最大の強度低減欠点を2つの荷重点の間に位置させるものとする。スパンは曲げ試験MSR材の幅の21倍とし、第6条のMSR枠組材の規格の曲げ強度性能の3の計算式で求めた数値まで加力する。なお、曲げ試験MSR材についてはジョイント部を荷重スパン間にくるように配置することとする。

ただし、スパンが曲げ試験MSR材の幅の21倍の長さに満たない場合には、算出した曲げヤング係数に表28のスパンの曲げ試験MSR材の幅に対する比の区分に従い、それぞれ同表の右欄の係数を乗じて得た数値をその曲げヤング係数とする。また、関係温湿度の条件の中での試験が困難な場合には、曲げ試験MSR材の調湿後、直ちに試験を行うこととする。

なお、関係温湿度条件によらない曲げ試験MSR材を使用する場合にあっては、試験の結果 と曲げ試験MSR材の含水率の関係等により関係温湿度条件下における曲げヤング係数が確保 されていることが適切に評価できる方法により求めることとする。

曲げヤング係数 (MPa又はN/mm²) = $\frac{23 \times \triangle P \times \ell^3}{108 \times b \times h^3 \times \triangle y}$

△P:比例域における上限荷重と下限荷重との差(N)

0 : スパン (mm)

b:曲げ試験MSR材の厚さ(mm)

h:曲げ試験MSR材の幅(mm)

表28 スパンの曲げ試験MSR材の幅に対する比に応じた係数

スパンの曲げ試験MSR材の幅に対す	係 数
<u>る比</u>	
20	1. 003
<u>19</u>	1. 007
<u>18</u>	1. 012
<u>17</u>	1. 017
<u>16</u>	1. 023
<u>1 5</u>	1. 032
14	1. 041
13	1. 053
<u>12</u>	1.069

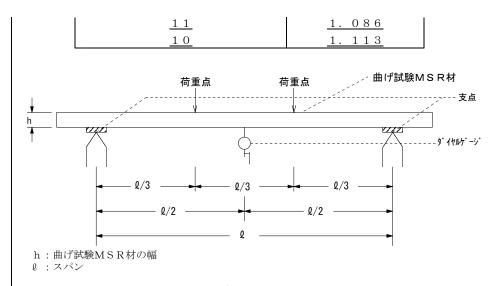


図29 曲げ試験 (MSR区分)

(6) 曲げ試験 (たて継ぎ部)

ア 試験片の作成

試験たて継ぎ材は、関係温湿度の条件の中で質量が一定になるまで調湿したものを用いることとする。

<u>イ</u> 試験の方法

試験は、関係温湿度の条件の中で、試験たて継ぎ材の半数をフラットワイズにし、残りの半数をエッジワイズにして、図30に示す方法により加力し、最大荷重を測定し、次の式により曲げ強さを求める。この場合の平均荷重速度は毎分29.4MPa以下とし、ジョイント部を荷重スパンの中央にし、全スパンは表29によるものとする。

ただし、関係温湿度の条件の下での試験が困難な場合には、試験たて継ぎ材の調湿後、直ちに試験を行うこととする。

なお、関係温湿度条件によらない試験たて継ぎ材を使用する場合にあっては、試験の結果と 試験たて継ぎ材の含水率との関係等により、関係温湿度条件下で曲げ強さが確保されているこ とが適切に評価できる方法により求めることとする。

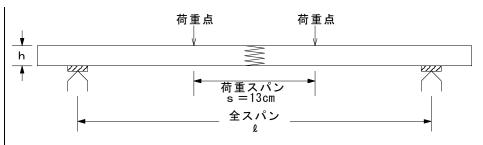


図30 曲げ試験(たて継ぎ部)

曲げ強さ
$$(MPa又はN/mm^2) = \frac{3 \times P b \times (\ell - s)}{2 \times b \times h^2}$$

P b : 最大荷重(N)

0 : 全スパン (mm)

s : 荷重スパン (mm)

b:試験たて継ぎ材の幅(エッジワイズの場合は、試験たて継ぎ材の厚さ)(mm)

h:試験たて継ぎ材の厚さ(エッジワイズの場合は、試験たて継ぎ材の幅)(mm)

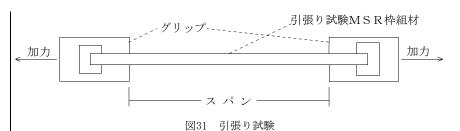
表29 寸法型式ごとの全スパン

寸法型	全 ス パ	ン (mm)_
<u>式</u>	<u>フラットワイズ</u>	エッジワイズ
203		<u>1,090以上</u> <u>1,410以下</u>
204		1,460以上 1,910以下
206		2,230以上 2,930以下
208	<u>700以上</u> 890以下	2,890以上 3,810以下
2 1 0		3,650以上 4,830以下
2 1 2		4,420以上 5,850以下

(7) 引張り試験

引張り試験MSR枠組材を用い、図31に示す方法により加力する。この場合の平均荷重速度は毎分27.5MPa以下とする。また、強度低減欠点のうち最大のものはグリップに掛からないようにし、かつ、グリップから公称幅(寸法型式が203の場合76.2mm、204の場合101.6mmとし、以下152.4mm、203.2mm、254.0mm及び304.8mmとする。以下同じ。)の2倍以上離す。スパンは公称幅の4倍以上とし、第6条の引張り強度性能(引張り強度性能を表示するものに限る。)の計算式で求めた数値まで加力する。

(削る)



(1) 甲種枠組材

別表第1

(単位 mm)

											(手)正	ШШ)
<u>区</u>	<u>特 級</u>			1		級	2	糸	<u>及</u>	3	級	<u>:</u>
\ <u>分</u>	節(不	健全な節	<u>穴</u>	節(不	健全	<u>穴</u>	餌	ĭ	穴	餌	<u>ក</u> ្	<u>穴</u>
	を除く。	,)	(不	な節を	除	_(不						
<u>寸</u> /			健全	< 。)		健全						
法 \	<u>中</u>	<u>材</u>	な節	中	<u>材</u>	な節	生	<u>材</u>		<u> </u>	<u>材</u>	
型	<u>央</u>	<u>縁</u>	<u>を含</u>	<u>央</u>	<u>縁</u>	<u>を含</u>	<u>央</u>	縁		<u>央</u>	<u>縁</u>	
式 \	<u>部</u>	部	む。)	<u>部</u>	部	む。)	<u>部</u>	部		<u>部</u>	<u>部</u>	
104	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	38	25	<u>25</u>	<u>51</u>	32	32	64	44	44
<u>106</u>	48	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	<u>38</u>	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>203</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	22	<u>22</u>	22	32	<u>32</u>	<u>32</u>
<u>204</u>	22	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	32	32	64	44	44
<u>205</u>	38	<u>25</u>	22	<u>48</u>	<u>32</u>	<u>29</u>	<u>60</u>	<u>41</u>	<u>35</u>	<u>76</u>	<u>57</u>	<u>48</u>
<u>206</u>	48	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	38	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>208</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>70</u>	<u>51</u>	38	<u>89</u>	<u>64</u>	<u>51</u>	114	<u>89</u>	<u>64</u>
<u>210</u>	<u>67</u>	<u>48</u>	32	<u>83</u>	<u>64</u>	<u>38</u>	<u>108</u>	83	<u>64</u>	140	<u>114</u>	<u>76</u>
<u>212</u>	<u>76</u>	<u>57</u>	<u>32</u>	<u>95</u>	<u>76</u>	38	<u>121</u>	<u>95</u>	<u>76</u>	<u>165</u>	140	<u>89</u>
<u>304</u>	22	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	64	<u>44</u>	<u>44</u>
<u>306</u>	48	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	<u>38</u>	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>404</u>	22	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>64</u>	<u>44</u>
<u>406</u>	48	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	38	<u>32</u>	<u>73</u>	<u>48</u>	38	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
<u>408</u>	<u>57</u>	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>70</u>	<u>51</u>	<u>38</u>	<u>89</u>	<u>64</u>	<u>51</u>	114	<u>89</u>	<u>64</u>
(20.)		2-66-1 1 1	Mary and A			her and	_ 10 1-		2 >			

- (注) 1 不健全な節とは、第11条の測定方法の節の4に規定するものをいう。
 - 2 材縁部とは、幅方向のりょう線からの距離が1/6×各寸法型式又は各等級における材縁 部の節の数値以下の部分をいう。
 - 3 節の一部が材縁部に接する場合には、材縁部の数値を適用するものとする。

(2) 乙種枠組材

(単位 mm)

<u>区分</u>	区分	<u>コンストラクション</u>	<u>スタンダード</u>	<u> ユティリティ</u>

(削る)

		節(不健全な	<u>穴(不健全</u> な節を含	<u>節</u>	<u>穴</u>	<u>節</u>	<u>穴</u>
Ŀ	寸法型式	節を除く。)	<u>む。)</u>				
	<u>203</u>	<u>32</u>	<u>19</u>	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>32</u>
	204	<u>38</u>	<u>25</u>	<u>51</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>38</u>
	205						
	<u>206</u>						
	<u>304</u>						
	<u>306</u>						
	404						
	406						
	<u>408</u>						

(注) 不健全な節とは、第11条の測定方法の節の4に規定するものをいう。

別表第2

(1) 甲種枠組材特級及び1級並びに乙種枠組材コンストラクションの反りの最大矢高の基準値

(単位 mm)

										- ···· mm/
			<u> </u>	オ の	長	さ	(m)			
	2.4	<u>2.4</u>	<u>3. 0</u>	<u>3. 6</u>	4.2	4.8	<u>5. 4</u>	6.0	<u>6. 6</u>	<u>7. 2</u>
		<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	
寸法型		<u>3.0</u>	<u>3. 6</u>	<u>4. 2</u>	<u>4.8未</u>	5.4未	<u>6. 0</u>	<u>6. 6</u>	<u>7. 2</u>	以上
<u>式</u>	未満	未満	未満	未満	<u>満</u>	<u>満</u>	未満	未満	未満	
<u>203</u>	<u>5</u>		<u>13</u>	<u>14</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>26</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>38</u>
<u>104</u>	<u>5</u>		<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>21</u>	<u>26</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
204										
<u>304</u>										
<u>106</u>	<u>3</u>		<u>8</u>	<u>11</u>	<u>14</u>	<u>17</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
<u>205</u>										
<u>206</u>										
306										
406										
<u>208</u>	2		<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>29</u>
<u>408</u>										
<u>210</u>	<u>2</u>		<u>6</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>17</u>	<u>19</u>	<u>24</u>
<u>212</u>	<u>2</u>		<u>2</u> <u>5</u>	7	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>16</u>	<u>21</u>

注) 404の最大矢高の基準値は、「曲がり」の基準値(材の長さの0.2%)とする。

(2) 甲種枠組材 2 級、乙種枠組材スタンダード及びMSR枠組材の反りの最大矢高の基準値

(単位 mm)

I					<u>本</u>	す の	長	さ	(m)			
		<u>2.4</u>	<u>2.4</u>		<u>3. 0</u>	<u>3. 6</u>	<u>4. 2</u>	<u>4. 8</u>	<u>5. 4</u>	<u>6. 0</u>	<u>6. 6</u>	<u>7. 2</u>
			<u>以上</u>		<u>以上</u>							
			<u>3. 0</u>		<u>3. 6</u>	<u>4. 2</u>	<u>4.8</u>	<u>5. 4</u>	<u>6. 0</u>	<u>6. 6</u>	<u>7. 2</u>	
	寸法型	未満	未満		未満	未満	<u>未満</u>	未満	未満	<u>未満</u>	未満	<u>以上</u>
L	式											
ļ	<u>203</u>	<u>6</u>		<u>10</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>35</u>	38	44	<u>51</u>
	<u>104</u>	<u>6</u>		<u>10</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>41</u>	<u>48</u>
	<u>204</u>											
L	<u>304</u>											
	<u>106</u>	<u>5</u>		8	<u>11</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	22	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	44
	<u>205</u>											
	<u>206</u>											
	<u>306</u>											
	<u>406</u>											
	<u>208</u>	<u>3</u>		<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>38</u>
	<u>210</u>	<u>2</u>		5	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	22	<u>25</u>	<u>32</u>
	<u>212</u>	2		3	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	22	<u>25</u>

注) 404の最大矢高の基準値は、「曲がり」の基準値(材の長さの0.5%)とする。

(3) 甲種枠組材 3 級及び乙種枠組材ユティリティの反りの最大矢高の基準値

									()	i位 mm)
			<u> </u>	オ の	長	さ	(m)			
	2.4	<u>2.4</u>	<u>3. 0</u>	<u>3. 6</u>	4.2	4.8	<u>5. 4</u>	6.0	<u>6. 6</u>	<u>7. 2</u>
		<u>以上</u>	<u>以上</u>	以上	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	
		<u>3. 0</u>	<u>3. 6</u>	<u>4. 2</u>	<u>4.8</u>	<u>5. 4</u>	<u>6. 0</u>	<u>6. 6</u>	<u>7. 2</u>	
寸法型	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	<u>以上</u>
<u>式</u>										
<u>203</u>	<u>6</u>	1	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	32	<u>35</u>	38	44	<u>51</u>
<u>104</u>	<u>6</u>	1	<u>13</u>	<u>17</u>	22	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>41</u>	<u>48</u>
<u>204</u>										
<u>304</u>										
<u>106</u>	<u>5</u>		<u>11</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	22	<u>25</u>	32	38	44
<u>205</u>										
<u>206</u>										
<u>306</u>										
<u>406</u>										
<u>208</u>	<u>3</u>		<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	22	<u>25</u>	32	<u>38</u>
<u>210</u>	2		<u>6</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>32</u>

 212
 2
 3
 5
 10
 10
 13
 16
 19
 22
 25

注) 404の最大矢高の基準値は、「曲がり」の基準値(材の長さの0.5%)とする。

(4) 幅反りの最大矢高の基準値

(単位 mm)

			_ (
等級等	特級、1級、コン	2級、スタンダー	3級、ユティリテ
寸法型式	ストラクション	ド、MSR枠組材	<u>1</u>
<u>203</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>104</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	2
<u>204</u>			
<u>304</u>			
<u>404</u>			
<u>106</u>	2	2	<u>3</u>
<u>205</u>			
<u>206</u>			
<u>306</u>			
<u>406</u>			
<u>208</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>
<u>210</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>6</u>
<u>212</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>
(E) III 45-14 40 1-1-4	ナ(47 刀 エバコ (47 社 エバ)コ コ	在世初日 、 - 1 -	

(5) 甲種枠組材特級及び1級並びに乙種枠組材コンストラクションのねじれの最大矢高の基準値

(単位 mm)

			<u>材</u>	の	長	<u>ż</u> (<u>m)</u>		
	1.8	1.8	2.4	3.0	3.6	4.2	4.8	<u>5. 4</u>	<u>6. 0</u>
		<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	
寸法型式	未満	<u>2.4</u>	<u>3. 0</u>	<u>3. 6</u>	<u>4.2</u>	<u>4.8</u>	<u>5. 4</u>	<u>6. 0</u>	
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	<u>以上</u>
<u>203</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>14</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	21	24
<u>104</u>									
<u>204</u>									
304									
<u>404</u>									
<u>106</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>17</u>	<u>21</u>	24	<u>29</u>	32	<u>35</u>
<u>205</u>									
<u>206</u>									
<u>306</u>									
<u>406</u>									
<u>208</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>38</u>	<u>43</u>	<u>48</u>

<u>210</u>	<u>11</u>	<u>17</u>	<u>24</u>	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>41</u>	<u>48</u>	<u>54</u>	<u>59</u>
212	14	21	29	35	43	49	57	64	71

(6) 甲種枠組材2級、乙種枠組材スタンダード及びMSR枠組材のねじれの最大矢高の基準値

(単位 mm)

			材	の	長	<u> </u>	m)_		
	1.8	1.8	2.4	3.0	3.6	4.2	4.8	<u>5. 4</u>	6.0
		<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	
寸法型式	未満	<u>2.4</u>	<u>3. 0</u>	<u>3. 6</u>	<u>4.2</u>	<u>4.8</u>	<u>5. 4</u>	<u>6. 0</u>	
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	<u>以上</u>
<u>203</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>32</u>
104									
<u>204</u>									
304									
404									
<u>106</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	22	<u>29</u>	32	38	<u>41</u>	<u>48</u>
<u>205</u>									
<u>206</u>									
<u>306</u>									
<u>406</u>									
<u>208</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>44</u>	<u>51</u>	<u>57</u>	<u>64</u>
<u>210</u>	<u>16</u>	22	<u>32</u>	<u>38</u>	<u>48</u>	<u>54</u>	<u>64</u>	<u>70</u>	<u>79</u>
<u>212</u>	<u>19</u>	<u>29</u>	<u>38</u>	<u>48</u>	<u>57</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	<u>86</u>	<u>95</u>

(7) 甲種枠組材3級及び乙種枠組材ユティリティのねじれの最大矢高の基準値

(単位 mm)

			<u>材</u>	の	長 る	<u> </u>	<u>m)</u>		
	1.8	1.8	2.4	<u>3. 0</u>	3.6	4.2	4.8	<u>5. 4</u>	<u>6. 0</u>
		<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	<u>以上</u>	
寸法型式		2.4	<u>3.0</u>	3.6	4.2	4.8	<u>5.4</u>	<u>6.0</u>	
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	<u>以上</u>
<u>203</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	22	<u>29</u>	32	<u>38</u>	<u>41</u>	<u>48</u>
<u>104</u>									
<u>204</u>									
<u>304</u>									
<u>404</u>									
<u>106</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	41	48	<u>57</u>	64	<u>70</u>
<u>205</u>									
<u>206</u>									
<u>306</u>									

(削る)

<u>406</u>									
<u>208</u>	<u>19</u>	<u>29</u>	38	<u>48</u>	<u>57</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	<u>86</u>	<u>95</u>
210	<u>22</u>	<u>35</u>	<u>48</u>	<u>60</u>	<u>70</u>	<u>83</u>	<u>95</u>	108	<u>117</u>
<u>212</u>	<u>29</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>70</u>	<u>86</u>	<u>98</u>	<u>114</u>	127	143

m.	1 -1+ hh	0
万川	表現	3

樹種群の略号	樹	種
DF i r - L	アカマツ、ウェスタンラーチ、クロマツ	ソ、ダグラスファー、ダフリカ
	カラマツその他これらに類するもの	
<u>Hem-Tam</u>	イースタンヘムロック、タイワンヒノキ	・、タマラック、パシフィック
	コーストイエローシーダー、ヒバ、ベイ	ヒその他これらに類するもの
Hem-Fir	アムビリスファー、グランドファー、ツ	/ガ、パシフィックコースト <u>へ</u>
	ムロックその他これらに類するもの	
<u>S-P-F又はSpr</u>	アルパインファー、エゾマツ、エンゲル	·マンスプルース、オウシュウ
<u>u</u>	アカマツ、コーストシトカスプルース、	ジャックパイン、トドマツ、
	バルサムファー、ブラックスプルース、	ホワイトスプルース、ポンデ
<u>ce-Pine-Fi</u>	ローサパイン、メルクシマツ、モミ、ラ	・ジアタパイン、レッドスプル
<u>r</u>	ース、ロッジポールパインその他これら	に類するもの
W Cedar	アガチス、ウェスタンホワイトパイン、	ウェスタンレッドシーダー、
	サイプレスパイン、ベニマツ、レッドハ	ペインその他これらに類するも
	<u>o</u>	
SYP	ショートリーフパイン、スラッシュパイ	ン、ロブロリーパイン、ロン
	グリーフパインその他これらに類するも	<u>00</u>
<u>JSI</u>	ヒノキその他これに類するもの	
<u>J S II</u>	スギその他これに類するもの	
<u>JSⅢ</u>	カラマツその他これに類するもの	